

1 日目 (12 月 1 日)

第4回福生市議会定例会会議録（第18号）

平成21年12月1日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聰君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企 画 財 政 部 長	田中 益雄君	企 画 財 政 部 参 事	大越 英世君	総 務 部 長	野崎 隆晴君
市 民 部 長	野島 保代君	生 活 環 境 部 長	森田 秀司君	福 祉 部 長	星野恭一郎君
子 ど も 家 庭 部 長	町田 正春君	都 市 建 設 部 長	小 峯 勝君	会 計 管 理 者	小林 重雄君
教 育 次 長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	榎戸 宏君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	吉野 栄喜君	議 会 事 務 局 次 長	高木 裕子君	次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	大内 博之君
-------------	--------	---------------	--------	-------------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第4回福生市議会定例会議事日程

開議日時 12月1日(火) 午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第64号 福生市組織条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第66号 福生市水道事務所設置条例を廃止する条例

日程第6 議案第65号 福生市特別会計条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第67号 平成21年度福生市一般会計補正予算(第3号)

日程第8 議案第68号 福生野球場整備工事請負契約について

日程第9 議案第69号 市道路線の廃止について

日程第10 陳情第21-8号 東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する陳情書

日程第11 陳情第21-9号 東京都に75歳以上の医療費の無料化を求める陳情書

日程第12 陳情第21-10号 食料の自給力向上と、食の安全安心の回復に向けて、
食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出を求め
る陳情書

日程第13 陳情第21-11号 都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対の意
見書採択に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成21年第4回福生市議会定例会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時 休憩

~~~~~

午前10時6分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において、

9番 阿 南 育 子 君

10番 高 橋 章 夫 君

12番 串 田 金 八 君

以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたさせます。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 平成21年第4回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第64号外5件）（別添参照）
- 3 陳情書の受理について（陳情第21-8号、陳情第21-9号、陳情第21-10号、陳情第21-11号）（別添参照）
- 4 議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 5 専決処分の報告について（別添参照）
- 6 平成21年8月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 7 平成21年9月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 8 平成20年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について（別添参照）
- 9 本会議資料について（議案第64号、議案第65号、議案第67号関係）（別添参照）

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る11月24日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、市長から議案6件と、陳情者から陳情4件が提出されております。

一般質問につきましては、19名議長を除く全員から通告されておりまして、通告時間は18時間35分となっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いまして既に御配付しております日程表のとおり編成をいたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、お手元の付託表のとおり、各所管委員会に審査を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、今定例会におきましては、一般質問の通告者及び通告時間数、また、議案数を勘案いたしまして、12月1日、2日、3日、4日の4日間を本会議とし、12月5日から17日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を18日とする18日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側として協議願う事項がございますので、本会議4日目終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜りまして、今定例会が円滑に運営されますようお願い申し上げまして御報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり12月1日から12月18日までの18日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問については既に通告されておりますので、通告の順に従い、発言を許します。まず、13番田村昌巳君。

（13番 田村昌巳君質問席着席）

○13番（田村昌巳君） おはようございます。

御指名をいただきましたので、さきの通告にもとづきまして、質問席より一般質問をさせていただきます。

平成22年度の予算編成に向けて、何点かお考えをお伺いいたします。

まず、1点目の歳入見込みと財源確保についてですが、昨年9月より引き続き金融危機は、日本経済にとって重く厳しい状況をもたらしていると思われます。

国、東京都の税収においてもふえることはなく、むしろ減少しているのではないかと、また、新政権のもとで、国、都の補助金等がどれだけ出るか不透明な状況の中で、

来年度の予算編成に大変大きな影響が出ると思われます。

我が市においては、例えば基地交付金、その他の補助金に関しましてもどれだけ出るのか。そのような中で市長は、国、都の関係官庁に出向き、積極的に取り組んでいただいておりますが、めどが立たずに御苦労されていると思います。

市政の停滞は、一時も許されるものではありません。増大する多種多様な市民の皆様の要望を受け入れ、先日、正和会では、市長に市政に関する要望書を提出させていただきました。

そこで福生市において、市税等が経済危機により、税収とともに収納率の低下が予想されていますが、どのような対応を考えているかお聞きしたいと思います。

2点目に、歳出、編成方針についてですが、前市長より踏襲されております身の丈に合った市政、また、後世の市民に負担を残さないという基本的な考え方から、臨時財政対策債を抑制する健全財政運営を目指すという市長の姿勢は変わらないと思います。

現実には、市民の皆様の要望を実現するためにも、最小の経費で最大の行政効果を上げるため、検討を行った上で歳出抑制のための方針について、どのような努力をされていますか、その概略をお伺いいたします。

3点目として、平成22年度の重点施策についてです。特に「五つの元気」を主に検討されていると思いますが、その概略をお伺いいたします。

また、そのほかに市民の皆様に直接関係すると思います少子高齢化対策、教育内容の充実、都市基盤整備、市民の健康増進施策の推進等々、主な施策についてお伺いをいたします。

次に、平成22年度に実施される市制施行40周年記念行事について。

1点目は、式典、記念映画による制作等についてですが、来年は市制40周年に当たりますが、昨年4月に市庁舎開設の式典が庁舎の1階で行われました。

市制40周年の式典も行われると思いますが、いつ行うか。また、市庁舎で行うのか市民会館大ホールで行うのか。式典の開催時期、場所と、式典のほかにどのような催しを予定しているのか。40周年を記念して記念映画の作成を行っておりますが、進捗状況と完成時期、上映はいつごろになるのか。

2点目に、財源は市の単独で済ましていくのか。また、国・都の補助金が出るのかをお伺いをいたします。

次に、第60回福生七夕まつりについて。

福生市において、一番の大きなイベントである福生七夕まつりが60回を迎えるに当たり、質問をさせていただきます。

仙台の七夕まつりがヒントとなり、昭和26年7月6日に福生七夕まつりが生まれました。翌年から町全域の商店が参加し、竹飾りコンクールも始まりました。昭和36年にはミス東京パレード、歌謡ショーなども行われ、懐かしさを感じます。後に福生音頭も生まれ、流し踊りのパレードがスタートいたしました。

開催時期も7月という梅雨の時期を避け、昭和43年には8月初めに移り、それまで商店が中心となっていましたこのお祭りも、市に昇格した昭和46年からは市が

バックアップをするようになり、観光客も増加し、今では延べ38万人前後の方が訪れるようになりました。

しかし昨今、七夕まつりの飾りつけも、諸事情により以前のような華やかさがなくなり、訪れるお客様から「寂しくなった」という声を聞く中、そのようなことを含め1点目に、来年の七夕まつりは、60回の記念としてどのようなものにしていくのか。

その後も続けていくために、また訪れるお客様が満足していただけるような企画等があるか、お考えをお伺いしたいと思います。

2点目に、記念行事ということで、予算規模も膨らんでくるのではないかと思います。この厳しい経済状況の中で、財源確保をどのように考えるかお伺いいたします。以上で質問を終わります。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。今定例会もよろしくお願いいたしたいと存じます。それでは、田村昌巳議員の御質問にお答えいたします。

平成22年度の予算編成に向けての基本的な考え方についての1点目、歳入見込みと財源確保についてでございます。

初めに、国及び東京都の状況を申し上げますと、国は平成21年度の国の税収見込みを当初予算の46兆円に対して40兆円を割り込む恐れがあるとし、平成22年度予算は、国債発行額が税収を上回ると言った異例の事態となる可能性があるとしております。

東京都の税収見込みも同様に厳しく、平成21年度都税収入見込みは、平成20年度決算比較で1兆円以上の減少を見込んでおります。

一方、8月の衆議院議員選挙により民主党政権が成立し、選挙でのマニフェストを予算編成などを通じて実現を図ろうとしております。こうした中で、地方財政への影響が予想されるものとしまして、ガソリン税などの暫定税率の廃止や子ども手当の創設などがございます。

また、地方の自主財源を大幅にふやすとする公約につきましては、先ほど申し上げました国の厳しい財政状況の中で、果たして実現できるのかどうか不安視するところでございます。国の予算編成は、決定方法などが大きく変わり、国庫補助負担金あるいは基地交付金などの予算の状況に見込みが立っておりません。

また、新たな施策についても、目下のところ十分に制度設計ができていないようでございますので、財政面でどのような影響があるのか予測がつきにくいところではございますが、今後とも適格な情報収集に努めるとともに、東京都市長会、全国市長会等を通じて、機会あるごとに財源の確保充実に向けて要望・要請を行ってまいります。

また、市税、特に個人及び法人市民税につきましては、具体的な数値は出ておりませんが景気悪化の影響を受け、減収が見込まれるところでございます。

しかしながら、昨年から取り組んでおります過払い債権訴訟や、タイヤロックなども活用いたしまして、さらなる収納率の向上に努め、市税以外での財源の確保、歳

出の見直しなども含めた財政全般での対応を図ってまいりたいと存じます。

2点目の歳出予算編成方針について、歳出抑制のための方針でございますが、平成22年度の予算編成方針の中に、歳出抑制に関する内容を盛り込んでおります。

項目といたしまして、財政運営の健全化につきましては、行政改革大綱及び推進計画に基づく着実な推進をするものとし、職員数や職員給の見直し、事務事業の見直しなど、さらなる内部努力により経常的経費の削減・節減を図るとともに、行政の担う役割の再点検により、市民との協働、事務事業の委託化、事業の民間活用を推進するなどとしております。

また、枠配分方式分につきましては、前年度に引き続き三つの枠を設け、一般財源を部単位に配分することをいたしまして、旅費、需用費、役務費、委託料等の一般枠配分については3%の減、扶助費枠配分は生活保護費を除きますが、減額なしのゼロ%、維持工事費、施設整備工事費などの経常的な工事請負費の工事費枠配分は3%の減とし、三つの枠相互間においての増減調整ができるものとしております。

また、既存事業の精査の項目では、社会状況の変化、市民要望の変化等を的確にとらえ、事業効果、費用対効果等を十分精査した上で、事務事業評価、またはその再点検を踏まえまして、廃止、縮減、事業方法の変更を行うものとしております。

そのほか歳出抑制に関連いたしまして、総合計画の推進の項目では、平成22年度を初年度とする第4期総合計画の推進におきまして、実施計画及び分野別計画を踏まえ、財源の重点的、効果的な配分により予算編成を行うこととしております。

長期的視点に立った予算編成の項目では、将来の財政需要にも考慮し、現在負担すべき負担を後世に残さないよう、長期的視点に立ち、財政調整基金や特定目的基金の取り崩し、臨時財政対策債の借り入れを可能な限り抑制し、歳入に見合った予算編成を目指すこととしております。

平成22年度予算編成は、これらの基本方針に基づき、現在作業中でございますが、歳入面におきましても財源の確保を図り、施策の実現に向け予算の重点的配分を行ってまいりたいと存じます。

次に、3点目の平成22年度の重点施策についてでございますが、来年度は第4期となる基本計画の初年度となり、新たなまちづくりの目標に基づき、施策の体系を再構築し、基本計画及び実施計画の編成を進めているところでございます。

また、市制施行40周年にあたる年でもございますし、もちろん「五つの元気」の各項目につきましても、ワーキングチームにおいて現在検討中でございます。

現在予算編成と並行して作業を進めているところでございますが、40周年記念事業プロジェクトチームやワーキングチームからの最終的な報告を受け、来年1月には事業確定していく予定でございます。

なお、現在実施に向け検討中の主なものを申し上げますと、1、ゼロ歳児保育の拡大及び待機児童解消のためのつくし保育園建てかえ補助、2、福祉バスの本格実施、3、健康ふっさ21事業のレベルアップ、4、救急医療情報キット配布事業、5、災害時要援護者登録制度の実施、6、事業者向け地球温暖化対策設備普及事業、7、南公園改良工事に伴う実施設計、8、市制40周年記念に伴う各種事業などがございま

す。また、継続事業といたしまして牛浜駅自由通路整備事業などがございます。

次に、市制施行40周年記念事業についての1点目、式典・映画の制作等の行事についてでございます。

御存じのとおり、昭和45年7月1日に市制が施行され、平成22年度は市制施行40周年の年になり10年の節目となるところから、各種記念事業を実施し、多くの市民の皆様とお祝いをするとともに、福生市を広く知っていただく機会ととらえております。

実施いたします記念事業の基本姿勢として、市民との協働により「市民、まちが元気」を目指し、より元気なまちに向け市制40周年の記念事業を展開する。また、大きな節目となる50周年に向けた橋渡しの役目を担っていることから、継続性のある事業を考慮しながら進めていくとし、華美にならないよう事業を計画し、経費についても極力節減し、市民の皆様とともに40周年を祝う事業を実施していくとしております。

記念事業の概要といたしまして、まず式典でございますが、平成22年7月4日の日曜日に市民会館大ホールにて記念式典及び記念表彰を予定しております。

ほかに特別に予定している事業でございますが、新都市連絡協議会職員交流研修や、春にリニューアル工事が完成いたします市営競技場のオープニング事業等を予定しております。

また、市を多方面にPRする事業といたしまして、テレビの公開番組の実施や、平成22年度に市制施行40周年を迎える都内の6市、これは狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市で連携したイベント等を予定しております。

さらに40周年を契機として、継続的に行っていく事業といたしまして、福生6万人のキャンドルナイトを予定しております。

通常の事業を周年の事業として実施するものは、NHK公開番組を誘致した夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会のほか19件予定しております、現在のところ記念事業といたしまして合計で29件を予定しております。

次に、市制施行40周年記念映画の進捗状況でございます。

映画のストーリーは、福生市に暮らす仲よしの子どもたちが、福生のまちや環境フェスティバル、蛍まつり、七夕まつりなどの行事等をビデオで取材し、市内のさまざまな人たちと出会い、そのコミュニケーションなどの中から郷土の歴史や文化を知り、さらに協働というものをとらえていき、これまで知らなかった福生の魅力を発見し、福生に住んでいることの誇りを感じるようになるというものがございます。

本年3月末に桜まつりから開始した撮影は、子どもたちの編集風景や、ふっさつ子の広場などを残しておりますが、ラストシーンとなる文化祭での発表風景の撮影を終了したところでございます。完成時期といたしましては、撮影は年内に終了いたしますので、その後、編集作業、試写などを経まして、来年の3月となる予定でございます。

なお、初上映は市制施行40周年記念式典を予定しております、その後、市内の小中学校に配付し、学校行事等で鑑賞してもらうとともに、市民の皆様方に無料で

貸し出しをしたいと考えております。

さらに、市外の方にも鑑賞してもらえ、福生市を多くの人に知ってもらえる機会ととらえ、その方法としてホームページで配信できればと考えております。

次に、2点目の財源確保についてでございますが、基本的には市制施行という固有の事業であります、できる限り補助金等を活用してまいりたいと考えております。

先ほども触れさせていただきましたが、大きな節目となる市制施行50周年に向けた橋渡しとして位置づけ、華美にならない計画としております。

なお、記念映画の作成につきましては、再編交付金を充当しております。

なお、6市で予定しておりますイベントにつきましては、需用費全額を東京都市長会からの助成金である多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用しての実施予定でございます。

次に、第60回福生七夕まつりについての1点目、行事内容についてでございますが、第60回という節目の大切な記念行事となりますので、私としてもこれまで以上のお祭りにしたいと考えております。

特に七夕まつりを象徴する飾りつけは、お祭りの中心となるべきものであると思いますし、そういうお祭りであると考えております。

ただ、これまでも商店の皆様には大変ありがたい御協力をいただいておりますが、製作費用の負担や、飾りつけにかかる人手など、お祭りの本番に向けての準備で御苦勞もおかけしてきていると考えております。

このような点をできるだけ解消して、第60回の七夕まつりを華やかにするとともに、今後の七夕まつりをどのようにしていくかについての御意見をちょうだいするため、七夕まつり実行委員会に諮り、プロジェクトチームを立ち上げました。

プロジェクトチームの会議では、さまざまな御意見が出たようでございまして、10月27日の実行委員会においてその報告を受けました。

その中には、企画立案できる組織、飾りの充実、会場内の回遊などの必要性についての御意見も含まれておりましたので、早速企画立案できる組織として新たな企画委員会を立ち上げました。

この組織はこれまでの構成とは異なり、現場での声を生かすことができるように、お祭りの中心となる地域や行事に係わる方々で構成しております。

実際に先月の19日に第1回の企画委員会を開催した際には、いろいろと前向きな御発言があったそうでございます。

まだ始動したばかりでございますので、現段階では具体的にお話することはできませんが、七夕まつりのさらなる充実に向けて、取り組んでいきたいと考えております。

2点目の財源確保についてでございますが、現時点ではこれまでと同様に、一般財源での対応ということになると考えております。しかし今後も活用できる制度等を模索し、財源の確保に努めていきたいと考えております。

以上で、田村昌巳議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○13番（田村昌巳君） 御答弁大変ありがとうございました。

質問と要望を述べさせていただきます。

最初に、国、東京都では税収減少の見込み、一方で政権交代し、国の施策が現在では不透明であるが、市にも財政面で大きな影響があるか予測ができないというところであるということとはよくわかりました。

今後も、的確な情報収集に努めるということは、市長、また職員の皆様、それぞれ非常に難しいことだと思いますが、必要な財源確保はお願いをいたします。

昨年より、景気悪化は厳しいものであり、税収等の収納率にも影響が及んでくると思いますので、収納率の向上にも対応していただきたいとお願いをいたします。

次に、歳出抑制であります。厳しい状況の中、さまざまな努力をしていただいております。

平成22年度を初年度とする第4期総合計画の推進に向けて、財源の重点的効果的な配分をし、後世に負担を残さないような財政運営をしていただき、「五つの元気」を初めとする施策の実現に向けて頑張っている行っていただきたいと思います。

また、重点施策について御答弁をいただきました。重点施策として、現在八つの項目が検討中であること。第4期の基本計画の初年度で、新たなまちづくりの目標で、基本計画、実施計画の編成を進めていくこともよくわかりました。どの施策も大変重要であると思いますので、早く実現に向けて取り組んでいただきたいと要望いたします。

市制施行40周年記念事業について、式典は平成22年7月4日に市民会館大ホールで行い、記念表彰も予定している。また、市営競技場のオープニング事業も予定されている。テレビ公開番組実施等々のPR事業も行うとのこと。ほかにも、冠をつけた記念事業を加えて29事業を予定しているということもよくわかりました。

映画については、7月4日の記念式典で初上映し、その後小中学校に配布し、学校行事等で鑑賞をしてもらい、市民には無料で貸し出しを考えていること。財源としては、再編交付金、市長会の助成金の活用を予定していることもよくわかりました。

すべての式典、映画上映、イベントが事故なく盛大に実施され、多くの市民の方々とお祝いすることができることを願い要望いたします。

第60回福生七夕まつりについてですが、実行委員会に40周年を盛大に行うためにプロジェクトチームを立ち上げ、企画委員会まで新たな構成で立ち上げたということでございますし、メンバーには、現場での生の声をいかせる方々も選ばれているようですが、私も本年10月に仙台市に行ったおり、福生駅にも飾ってありましたが、仙台駅にも七夕飾りがございました。

昔の福生の七夕も仙台と同じように、くす玉の下に吹き流しが長く、子どものころくぐるのが楽しみだったのが記憶にあります。

企画委員会の方々にも、地域の方が多いと思われますので、そんな昔を思い出しながら昔のよいところを生かし、訪れるお客様方に御満足のいただける飾りつけや、お年寄りから小さなお子様まで楽しんでいただける催し物が実行されるようお願いし、要望とさせていただきます。

最後に、1点だけ質問をさせていただきます。

先ほど、要望の中でも発言をいたしました、政権交代で事業仕分けの手法による事業精査が行われましたが、このことに対する市長の感想や思いなど、どのようにお考えになったかお伺いをしたいと思います。

○市長（加藤育男君） 事業仕分けを用いた事業精査に対する私の感想とか思いという御質問でございますけれども、確かに仙谷行政刷新担当相でございますか、政治の文化大革命と評されている事業仕分けでございます、確かにメディアで連日さまざまな番組の中で紹介をされていまして、しかもそれが行われた市ヶ谷の国立印刷局の体育館には、9日間で約1万4500人の方が詰めかけたというふうにもお聞きしております。

それぐらい国の予算編成の中で、公開でこういうふうに決められていくという部分で、非常に国民の皆様の目にさらされるということで、新鮮に映ったのではないかなと思いますし、政治に対する目が向いたのではないかなと、そういうふうな思いで非常に価値のあることではあったと思っております。

しかしながら、400項目を超える事業精査の中身の中には、これはいかなものかなというふうな項目も幾つかございますし、また、それを全部1時間で分類して分けていく、見直していくというのはちょっと無理があるのかと思います。

1年前の麻生総理大臣のときには、88兆円という過去最大の予算規模であったのが、今回は概算要求の中で95兆円、本来なら97.5兆円というふうにもお聞きしておりますけれども、その中でもう少し削っていただいて、今回の見直しの額、1兆7000億円ですか、そういうふうな部分を削る前にもう少し削っていただければなというふうな思いもございますし、また、もう少し基礎自治体である市町村、私どもの現場の声も聞いていただいて、いろいろな形で生かしていただければと思っております。

何はともあれ、民主党は、地方主権という形で言うておりますので、それを逆行しないようにぜひ現場の声を聞いていただきたいと、そういうふうな思いでございます。

○13番（田村昌巳君） 市長、御答弁ありがとうございました。

市長並びに職員の皆様、これからも努力をされて、我々市民が健康で豊かに暮らせるよう財源確保、よろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聡君） 次に、15番原島貞夫君。

（15番 原島貞夫君質問席着席）

○15番（原島貞夫君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

2年半ぶりの質問でございます、今回は2項目、4点になっております。

質問は、一括方式で45分の通告時間でございますが、よろしくお願いします。

まず1項目目、牛浜駅の全面改修についてでございますが、私も平成12年の第1回定例会で牛浜駅のホームの階段と屋根の増設について、さらに、平成18年第1

回、第2回定例会において、やはり牛浜駅のバリアフリー化についてと牛浜駅の整備について質問しております。

前市長から長年の懸案事項でありました牛浜駅の全面改修は、加藤市長は本年1月、2月、8月、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社へ出向き、強く要望していただきようやく陽の光が見えて来たところでございます。

そこで1点目、進捗状況についてでございますが、前回9月の定例会で末次議員、小野沢議員が質問をいたしまして、加藤市長は次のように答弁しております。

「月ごとにJR八王子支社と協議しておりまして、委託事業のための確認書を取り交わし、基本的な負担区分を決めて工事実施をすることになっております。また並行して、用地の調整や駅の改修方法、自由通路の幅員の検討にかかっているところでございます。その中で自由通路と駅舎の改修では、既存施設は使用せず、新たに作り直すとの方向でJR側から説明を受けております。」と答弁されておりますが、現在の進捗状況について、お伺いいたします。

次に2点目、今後の見通しについてですが、9月定例会で「今後のタイムスケジュールにつきましては、JR東日本八王子支社の工程ですと平成21年度に基本設計の実施、平成22年度に詳細設計、年度後半に駅舎改修工事に着手し、平成22年、平成23年度の2カ年で、駅舎自由通路の工事を行います。そして、平成24年に現在の駅舎の取り壊しをし、その後にホーム内のエレベーター、エスカレーター工事及び公園等の周辺整備の工事を行い、平成24年度に全事業を終了させる工程の説明を受けております。」と市長が答弁されておりますが、今後の直近の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

続きまして2項目目、横田基地についてでございます。

1点目、基地関係予算の見通しについてですが、政府の行政刷新会議において、税金の無駄遣いを洗い出す事業仕分けを行いました。その対象事業の中に防衛省関係として、特定防衛施設周辺整備調整交付金いわゆる9条交付金や、民生安定施設の一般助成事業、住宅防音工事助成事業が含まれております。

これらの助成は、ほかの省庁の補助金とは全く性格の違うものでありまして、基地があることにより被害をこうむっております市町村に対して補償的な性格のものであり、これまでもその増額に向けて、全国市議会議長会基地協議会などでも要請を行ってきたところでございます。

そのような中で、今回の事業仕分けの対象になること事態が許し難いものであり、減額等はもつてのほかでございます。

そこで、現時点で、福生市がつかんでいる来年度の基地関係予算に関する見通しと、万が一減額になるような事態になった場合の福生市の対応についてお伺いいたします。

次に、基地についての2点目、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐に伴う工事の進捗状況についてお伺いいたします。

航空総隊司令部の庁舎等は、来年9月に完成するとお聞きしておりますが、残り1年を切り、工事が順調に進んでいるかお伺いしたいと思います。あわせて、庁舎棟

以外の建設工事の進捗状況についてもお聞きいたします。

また、再編交付金は、移駐のための工事の進捗度合いに応じて10年間交付され
るとお聞きしておりますが、もし工事がおくれた場合は、再編交付金の交付額に影響
が出るのかどうかお伺いいたします。

以上が1回目の質問でございます。

御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大野聰君） 午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時57分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 原島議員の御質問にお答えいたします。

牛浜駅の全面改修についてでございますが、私の「五つの元気」施策の一つであ  
ります「お年寄り 障害者が元気」の中のだれにも優しいバリアフリーの柱となるの  
がこの牛浜駅の改修であり、多くの方々から早期完成の御要望をいただいているとこ  
ろでございます。

そこで御質問の1点目の進捗状況についてでございますが、調査設計に必要な青  
梅線牛浜駅東西自由通路等整備及び駅舎改良に伴う調査設計の施行に関する協定書を、  
平成21年8月31日付けで東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長と取り交わしをい  
たしました。

9月議会後のJR東日本八王子支社との協議の中では、今月初旬に株式会社JR  
東日本建築設計事務所と調査設計委託の契約を締結し、今月中に測量と地質調査を終  
え、年明けから基本設計を行う予定とのことでございます。

現在は月ごとの定例会を実施して、JR東日本八王子支社と協議を行って、バリ  
アフリー施設の基本的な幅員などについて話し合っております。

また、2点目の今後の見通しについてでございますが、JR東日本八王子支社か  
ら示された工程では、本年度の基本調査設計を初めとして平成22年度に詳細設計、  
引き続き平成22年度後半から平成23年度にかけて駅舎自由通路工事、平成24年  
度に既存駅舎の取り壊しとホーム内の残工事が、年度ごとの工程で示されております。

その他市側の工事として、牛浜駅東西の公園や駅前広場、トイレの整備工事等で  
事業全体を終了させる予定となっております。

いずれにいたしましても、JR東日本八王子支社の工程を基本に協議を進めてま  
いりまして、1日でも早い牛浜駅改修の完成を目指していきたいと考えております。

次に、米軍横田基地についての1点目、基地関係予算の見通しについてござい  
ます。

政府は、各省庁から提出された来年度の概算要求に対して、行政刷新会議の場  
において事業仕分け作業を行ってりましたが、その対象事業の中に防衛関係の事業が  
含まれておりました。

その刷新会議での結論でございますが、まず住宅防音工事助成事業については、予算要求どおり特定防衛施設周辺整備調整交付金いわゆる 9 条交付金と、民生安定施設の一般助成事業については、制度の見直しということでございますが、これは基地を抱える関係自治体にとって、より使い勝手がいいように補助金等の使途を自由にすべきという内容でございましたので、大いに評価できるものと考えております。

御承知のとおりこれらの助成事業は、他省庁の補助金などとは全く性格を異にするものであり、基地があることによりこうむる被害への補償的な性格のものでございます。

そのため、これまでも基地対策特別委員会を初め、議会を挙げて取り組んでいただいた効果も、大変大きいのではないかと思います。

ただ今回、制度の見直しに関する結論を出されましたが、今後、財務省の予算査定に移ってまいりますので、早速、去る 11 月 27 日には、全国基地協議会と防衛施設周辺整備全国協議会との合同で、予算確保に向けた要請行動を行ったところでございます。

また、これまでも 5 市 1 町で構成する横田基地周辺市町基地対策連絡会などを初めとして、事あるごとに要請を行ってきたところでございますが、今後とも基地周辺対策事業のさらなる充実に向けた予算を確保するため、全力を傾注して邁進する所存でございます。

なお、平成 22 年度の基地交付金についての見込みでございますが、今のところ基地交付金を見直すとの情報はございません。

これまで基地交付金は、平成元年度から 3 年ごとに 10 億円増額となっており、平成 22 年度が増額の年でございまして、総務省の概算要望額は 335 億 4000 万円で、平成 21 年度より 10 億円増額していると聞いております。

御承知のとおり基地交付金は、広大な面積を提供している市町村に対する固定資産税の代替的措置でありますので、当然のこととして削減の対象にはならないだろうとの認識を持っておりますが、今後とも固定資産税相当額により近づけるように、粘り強く要請を行ってまいります。

次に、航空総隊司令部の移駐に伴う工事の進捗状況についてでございます。

まず、航空総隊司令部の庁舎棟などの建設につきましては、地下部分の躯体工事がほぼ完了し、現在は地上部分の鉄骨組み立て工事中であると聞いております。

また、建設工事に伴う車両台数でございますが、生コンクリートの打設時には、1 日 100 台程度とのことでございますが、通常は資材搬入車両が 1 日 30 台程度と聞いております。

なお、庁舎棟以外の建設工事では、航空総隊司令部の移駐に伴い移設する米軍施設でございますが、託児所は現在内装工事中で、下士官教育施設につきましては 10 月末で完成しております。

また、航空総隊司令部の通信局舎につきましては、基礎工事が完了し、躯体工事に着手しているとのことでございます。

また、移駐に伴う全体の進捗状況でございますが、予定工期に向けて引き続き建

設工事を進めているところであると聞いております。

次に、建設工事が仮におくれた場合、再編交付金への影響があるのかにつきましては、北関東防衛局に確認いたしましたところ、再編交付金はいわゆる再編特措法等の関係法令に基づき、各年度における再編の進捗状況等を踏まえて交付することとなるが、10年間の総額は変更がないとのことでございます。

防衛省といたしましては、航空総隊司令部等の横田移転に向け、引き続き所要の施設整備等を推進してまいる所存であるので、地元の御理解と御協力をいただきたいと考えているとの回答を得ております。つまり、万が一移駐がおくれるようなことがあれば、再編交付金に影響することも予想されるが、予定どおり移駐が完了するよう、引き続き建設工事等について万全を期していきたいということだと理解をしております。

以上で、原島議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○15番（原島貞夫君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

J R 東日本八王子支社と協議の中では、今月初旬に株式会社 J R 東日本建築設計事務所と調査設計委託の契約を締結し、今月中に測量と地質調査を終え、年明けから基本設計を行う予定との答弁をいただきました。

調査設計委託会社も決定され、一歩前進したのではないかと考えます。

今後のタイムスケジュールにつきましては、9月定例会の答弁と変わらないと考えますが、年明けから基本設計で、平成22年度詳細設計、引き続き平成22年度後半から23年度にかけて駅舎自由通路の工事となっておりますが、今のペースですとこの工程表のとおり進むのか懸念されますので、J R 東日本八王子支社と頻繁に協議を重ねていただきまして、一日でも早く改修された牛浜駅の完成に努力していただきたいと考えます。

私が平成12年第1回定例会で、ホームの階段と屋根の増設について、それから、エレベーター及びエスカレーターの新設について、一般質問してから10年たつてようやくホームの階段の増設と、エレベーター及びエスカレーターの新設が多くの関係者の御尽力により実現しようとしております。

ただ、電車の編成がほとんど10両となっても、4両分の屋根しかございません。そこで、改修にあわせてホームの雨対策として、10両分の屋根かけの設置ができないかをお尋ねいたします。

次に、牛浜駅における横田基地友好祭、通称カーニバルの対応についてお聞きいたします。

ことしも8月22日に23日の土日に友好祭が実施され、今年度はF22ステルス戦闘機が2機展示されたために、多くの見学者が訪れたものと考えられます。

私も23日午後1時ごろ、牛浜駅のわきを通過して見学に行つてまいりましたが、牛浜駅東口に臨時の切符販売所が2カ所設けられまして、乗る人が五日市街道の踏切まで線路沿いに2列の行列をしておりました。

また、午後1時前、乗降客でホームが一杯になりホームに降りられず、改札口の

前で30分も待たされたと家族から聞いておりますが、横田基地友好祭、福生駅に比べてホームの幅の狭い牛浜駅の改修方法について、東日本八王子支社はどのような対応をしているのかお伺いいたします。

それから、基地関係予算の見通しについてお尋ねいたします。

答弁にありましたように、行政刷新会議の事業仕分けにおいて、基地周辺対策住宅防音工事助成事業ですが、防衛省予算362億6500万円は、ほかの予算を削減しても早く実施すべきと、また、特定防衛施設周辺整備調整交付金、民生安定一般助成事業予算283億9900万円は、使途をより自由にすべきと判定され、理解していただいたものと考えます。

思いやり予算が事業仕分けの中に含まれ、基地従業員の給与を国が1987年度から負担しておりますが、約2万5500人の基地従業員のうち、約2万3000人の給与を日本政府が負担していると新聞報道されましたが、参考までに横田基地内で働く日本人従業員の人数と、その中に福生市内在住者が何人いるかお伺いいたします。

それから、航空総隊司令部の移駐に伴う全体の進捗状況ですが、予定工期に向けて引き続き建設工事を進めているとお聞きいたしまして、安堵しているところでございます。

そこで、航空総隊司令部の移駐に伴う基地交付金の対象資産は、米軍と自衛隊でどのように変化するのか、また、基地交付金は、どうなるかお伺いいたします。

2回目の質問を終わります。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、1項目目の牛浜駅全面改修につきましての御質問にお答えします。

まず初めに、牛浜駅のプラットホームの屋根かけということでございますが、牛浜駅のプラットホームの状況でございますが、議員御指摘のとおり、下り青梅駅十両編成の場合でございますが、前4両、うしろ2両がプラットホームのない状況でございます。上りの場合はその逆になりますが、そのような状況でございます。

利用者が雨にぬれずに電車を乗り降りすることは快適なことだと感じておりますが、この駅舎部分の施設でございますが、これはJR東日本の財産でございますので、月ごとにJRとの話し合いをしておりますので、屋根かけの設置につきましては、JR東日本八王子支社へ要望をしていきたいと考えております。

次に、2点目の横田基地友好祭での対応ということと改修方法ということでございますが、当日のJRの対応でございますが、JR八王子支社の説明ですと、横田基地友好祭の当日の牛浜駅改札の状況は、乗降者数が把握できないぐらいの人出だったそうでございます。

自動改札の能力も超えたため、改札口を開放して東口を友好祭に向かう人を中心とした降車、乗車利用者として、西口を乗車利用者専用としての一方通行の措置を講じたとのことでございます。

来年の横田基地友好祭には、電車利用者の方々に乗降駅として、福生駅や東福生駅、または拝島駅の利用をお願いするPR対応も必要との説明もございました。

いずれにいたしましても、駅利用者の皆様の安全対策が図れるよう、今後ともJR八王子支社に要請をしていきたいと考えております。

なお、今回の牛浜駅の改修方法でございますが、牛浜駅は島ホームの形態でございまして、ホームの幅が6.8メートルということで、これを変更することができないということもございます。

今回の牛浜駅の改修方法は、普段、通常の乗降客、1日約8700人を想定した自由通路の幅など、各施設のバリアフリー化への対応の整備を考えております。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは私の方からは、基地関係予算の中の思いやり予算の関係で、横田基地内で働く日本人従業員の人数につきましての御質問に答弁させていただきます。

人数につきましては、本年9月末の状況を申し上げます。

本年9月末でございますが、全体で約2800人、このうち福生市内在住の方は約400人と聞いております。

○市民部長（野島保代君） 私からは、基地関係予算の見通しということで、航空総隊司令部の移駐に伴う基地交付金の対象資産ということでございますが、自衛隊が使用する施設につきましては、飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫、通信施設等が基地交付金の対象資産となります。

しかし、航空総隊司令部は現在建設中であり、施設完成後、国有財産台帳に登録されてからでございますと、どの部分が対象となったのか判断ができ兼ねる状況でございます。

この国有財産台帳の確認は東京都が行っておりますので、東京都と連携を十分に図りながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。また、基地交付金の資産価格相当分につきましては、全国の資産価格での按分ということになりますことから、福生市の価格の増減というよりも、全国の資産価格に対する福生市の資産価格の割合がどう変化するかで、配分額が決まってまいります。

固定資産税の代替的措置としての基地交付金ということから、今後も固定資産税相当額に見合うよう国の予算の増額につきまして、引き続き要望いたしてまいりたいと考えております。

○15番（原島貞夫君） いろいろ御答弁いただきまして、ありがとうございました。3回目の質問でございますので、要望とさせていただきます。

牛浜駅に関して一番関心があるのは、完成時期とバリアフリー化された駅であると思います。

平成19年ごろ牛浜駅の近くの牛浜駅を利用する年配の方に、「牛浜駅はいつエレベーターやエスカレーターがつくのかね」と聞かれましたとき、私は、「22年度中に完成します」と答えましたところ「それまで生きていられるかな」と言われました。「からだに気を付けて、それまで頑張ってください」と私は言っておきました。

また、足の不自由な人は、福生駅までタクシーで行って電車に乗ったり、また、エレベーターのある福生駅で降りて、牛浜まで歩いて来る子ども連れの夫婦もいることを見たり聞いたりしておりますが、さらに牛浜駅において、20代前半の若い男性

の方が、通勤か通学かわかりませんが、毎日東口まで車いすで自分で来て、そこで車いすを駅員に持っていただき、自分はバリュー側の階段の手すりを使って上がっていくところを見たりしまして、また、松葉づえの方が登るのに非常に不自由しているのを目の当たりにいたしました。そこで、1日も早くバリアフリー化された牛浜駅が実現することを願っております。

牛浜駅の大きなテーマは、やはり財源であると思いますが、友好祭に17万5000人の来訪者があり、この何割の人が牛浜駅を乗ったり降りたりしたかはわかりませんが、ホームがいっぱいになったり、また、航空総隊司令部の最寄りの駅になりますことから、防衛省の補助金に頼るわけでございますが、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、基地交付金についてですが、平成22年度が増額の3年目の年でございまして、先ほど説明がありましたように、総務省の概算要望額は335億4000万円で、平成21年度より10億円アップしていると聞いておりますと答弁いただきましたが、全国市議会議長会基地協議会で、平成20年度、21年度予算要望時、総務省の関係者から325億4000万円をさらに3%から5%を削減したいと言っております。

総務省の予算の枠内で工面しているとお聞きいたしましたので、来年度10億アップというのは大変難しいと危惧しておりますが、基地交付金や防衛省所管の基地周辺対策経費の予算額が満額決定されますよう、全国基地協議会や防衛施設周辺整備全国協議会を通じて、さらに何度もお忙しいと思いますが、要請行動を実施されますことを切望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、1番、武藤政義君。

（1番 武藤政義君質問席着席）

○1番（武藤政義君） 御指名をいただきましたので、さきの通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回は、子育て支援について1項目、5点について質問をさせていただきます。

子育て支援と言いましても、とても範囲が広いものであると思います。教育も含めまして小さな子どもから、中学生、高校生までが子育て支援であるとは思いますが、私は今回、1歳児、2歳児を中心にこの一般質問をさせていただきたいと思います。

子どもが生まれまして1年間、1歳児の間は乳児と言われまして、お母さんにだっこされながら育ててもらおうといった形であり、そして3歳になりますと、幼稚園、保育園に通うお子さんが多いと、そういうことを考えますと、1歳児、2歳児の子どもたちにはどのような行政サービスがあるのか、そんなことを考えながら今回質問を組み立てさせていただきました。

この国は少子化が進んでおりまして、今、出生率が1.27と聞いております。女性が生涯に産む子どもの数が平均して1.27人という数字でございまして、世界レベルで考えれば200位ぐらいのところに位置するそうで、他の国では、出生率が

2を超える国もたくさんあると、そんな中で日本は1.27、福生市においては1.45、とても出生率がいいと聞いております。26市中では3番目であると。

これは、福生市がとても子育てのしやすい環境であるということでもあります。

しかしながら、この少子化対策を進めるというのは、この国の仕事、地方自治体、そして民間と、みんなで解決に向かっていかなければならないと考え、今回の質問では、地方自治体として何ができるのか、そんなことを考えながら質問をしたいと思います。

それではまず初めに1点目としまして、子ども家庭支援センターについて質問をさせていただきます。

子ども家庭支援センターは、本年4月に開館しました子ども応援館の1階に移転をしました。私も子どもを連れて行ったことがあります。とてもいい環境であり、子どもを遊ばせるには快適な場所であると思います。

その子ども家庭支援センターの運営の趣旨と理念、現在の状況、また子ども応援館に移ってからの状況について、お聞かせ願いたいと思います。

今回は、一問一答でございます。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 武藤議員の御質問にお答えいたします。

子ども家庭支援センターについてでございます。

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じる最初の窓口として、各家庭からの相談に応じ、適切な助言や支援を行うことにより、子どもの健全な育成に寄与するために設置されております。

そして、地域の子育て支援活動の推進や児童虐待の未然防止に向けて、各関係機関や市民の方々とともに組織いたします要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を担っており、子どもと家庭への支援体制の充実に努めております。

そのようなことから、本年4月に開所した子ども応援館を総合相談の拠点として、1階に子ども家庭支援センターが移転し、開所日も月曜日から土曜日に拡大し、利便性の向上に努めております。

また、新たな施設として、授乳室や昼食などの飲食ができる談話室を設置しております。利用者から大変喜ばれております。そして、子育てグループの活動に利用される地域活動室や親子が自由に遊べる交流スペースのふれあい広場は一段と広くなり、順調に利用者がふえてきております。

子ども家庭支援センターの職員事務室は、最初にあいさつを交わします受付と、親子で利用される交流スペースが、オープンに見渡せる窓設計となっております。利用者と職員がお互いに見えるような工夫がされておりますので、市民の方が気軽に職員に声をかけ、相談されることもできるようになり、子育て相談がしやすい雰囲気と環境が整ってきている状況となっております。

これからも、子育て世代の方々が子ども家庭支援センターの利用を通して、豊かな子育て体験ができますように、相談業務と施設運営の充実に努めてまいりたいと考えております。

○1番（武藤政義君） 御答弁ありがとうございました。

各家庭からの相談に応じ、適切な助言や支援を行うという答弁をいただきまして、子ども家庭への支援がされているというふうに考えております。

ちょっと内容は違いますが、私は今特定保健指導を受けておりまして、今までは特定健康診査を受けて診察をされるだけだったことから、今度は生活の改善のいろいろな相談をさせていただいているという状況でございまして、これからの行政は何かをするだけではなく、その先のことを考えていかなければならないなということを感じており、また、この子ども家庭支援センターにおきましても、相談に来た方に対して、それを適切に、違うところに伝えてあげるといような、そんなこともこの場所の責務なのかなと感じております。

また、子ども家庭支援センターでは、日々小さなお子様がたくさん訪れているというふうに聞いております。使っている方の話を聞きますと、いつも混んでいるよ。また、職員に聞いても、確かに多くの来場者があるというふうに伺っておりますが、実際には何人ぐらいの方が利用されているのか、このことを再質問とさせていただきます。

また、小さな子ども同士が遊ぶわけですから、おもちゃの取り扱いなどがあるかと思います。利用する上でのルールなどがございましたら、教えていただきたいと思います。以上、再質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、私の方から再質問にお答え申し上げます。

子ども家庭支援センターの親子の交流スペース、いわゆるふれあい広場の利用者数、それから年齢層についてでございますけれども、本年4月から10月31日までの利用状況で申し上げますと、お子さんが延べ2195人、それから保護者の方が延べ1709人、合計いたしますと延べで3904人の御利用をいただいております。

お子さんの利用を年齢別で申し上げますと、ゼロ歳児は381人、1歳児は741人、2歳児は402人、3歳児が310人、4、5、6歳児が270人、7歳以上は101人となっております。このうち2歳児までのお子さんが1524人で、全体の7割を占めております。そして、1日の平均人数では約10組、22人程度の利用となっております。

また、利用者の方をお願いしているルールということでございますけれども、特段大きなルールを定めているわけではございませんが、ふれあい広場は親子が自由に遊べるスペースとなっておりますので、子ども同士の遊びのやりとりを通して、保護者同士が子育ての知恵や情報交換を行うといった、コミュニケーションの場となっておりますので、基本的なルールとしては、利用される保護者の方がお子さんを見ていただくということになっております。

したがいまして、子育てグループが利用される地域活動室につきましても、活動団体の登録をしていただくときに、子ども連れの活動グループが利用される際には、保育を担当される方を決めていただくことなどを約束事として最初をお願いをしております。

○1番（武藤政義君） 御答弁ありがとうございます。

1日平均22人ほどの子どもとお母さんが訪れるということで、本当にあのスペースでございますから、にぎわっているのかなというふうに感じます。

この子ども応援館が開館しまして8カ月という状況でございます。その8カ月の割には、にぎわっていていいのかなと思うわけですが、そろそろ8カ月となりますと、だんだん常連といいますか、そういった方々がふえてくるのではないかと感じるところでございます。

最近はまだ使いませんが、公園デビューというような言葉がありますように、使われる方々の中でも、たまに使う方、頻繁に使う方といろいろいらっしゃると思いますが、ときどき来られる方に気持ちよく利用していただくために、その常連の方々とのトラブル等がないようなことを願っております。

子どもを見ていただくときも、ルールとしまして、子どもを見る担当の方を決めようということですが、その約束がもし守られないことがあった場合は、子ども同士がおもちゃの取り合い等でけんかをしたときにお母さんが自分の子どもを注意することはできますが、その違う子ども、お母さんがその場にいないというか、見ていなかったりしますと、やはりその見ていた方のお母さん方としては、何か嫌だなというふうな気持ちになってしまうのかなと感じます。

そういったことがあると、もうあそこには行きたくないなと思われてしまっはいけないなと感じます。そんなことがあるのかなと想定ではございますが、そういったことを考えた上で、今後の運営の検討をしていっていただきたいとお願いしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2点目の児童館について質問をさせていただきます。

先ほどの子ども家庭支援センターというのは、小さな子どもを持つお母さんからすれば、じゃ、ちょっときょう暇だから遊びに行ってみようというふうに気軽に行ける場所であり、また、児童館も同じような場所であると思います。子ども家庭支援センター同様、この児童館の運営の趣旨と理念、また、現在の利用状況などを教えてください。

また、小さな子どもたちのために事業を行っているということですが、どのようなことを行っているのでしょうか。

また、子ども家庭支援センターとの相違点なども教えていただければと思います。

以上、質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○市長（加藤育男君） 児童館についてでございますが、運営の趣旨と理念といたしまして、子どもたちの遊びを通した仲間づくりや活動、幼児の遊びや母親などの交流の場、また、親子事業の実施や子育てに関する相談の受け付けなどを目的とし、児童福祉法の規定に基づき設置しております。

次に、現在の利用状況ということでございますが、児童館での事業は児童などの発達段階に応じて設定され、対象を幼児とするものや、小中学生とするもの、あるいは高校生とするものなどに区分するとともに、その他の行事や合同の事業などを実施しております。

利用者数では、平成21年度9月までの半年間の状況で見ますと、3館合計の延べ利用者数は約4万9200人で、前年同時期と比較いたしまして、若干減少傾向となっております。内訳といたしましては、幼児や中学生、高校生、保護者の利用者数では、ほぼ前年度と同様でございますが、小学生の利用者数でやや減少傾向となっており、小学校の授業時間数の増加や、ふっさっ子の広場が全小学校で開設されたことなどによるものと考えております。

次に、主に午前中に実施されている幼児対象事業では、親子がさまざまなプログラムを通して交流し、仲間をつくることを目的に2歳児以上のお子様とその保護者を対象に事前に申し込みをいただき、「ちびっこひろば」を開催いたしております。

また、親子の触れ合いや交流、親子で体を動かすことなどを目的とした事業を、自由に参加していただける形で行っております。

なお、子ども家庭支援センターとの相違点でございますが、先ほど運営の趣旨でもお答えさせていただきましたが、児童館では遊びを通した仲間づくりや、母親などの交流の場としての事業を行っており、子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭にかかわる総合相談や支援など、子どもと家庭に関する総合的な支援を行っているところでございます。

○1番（武藤政義君） 御答弁ありがとうございました。

趣旨、理念について、子ども家庭支援センターと児童館、似ているようではございますが違うものであると。ただ、利用する側からすれば、やはり子どもを遊ばせる居場所という部分が大きいかと思いますが、そういったことはうたわれていない、これは仕方がないことではあると思います。

1、2歳児の説明をちょっとさせていただきますと、平成19年、平成20年の子どもの数が533人と541人で合計1074人。

そして、その中で保育園に通われている子が1、2歳児366人ですので、大体福生市には700人ぐらいの1、2歳児の子どもがいます。そして、子ども家庭支援センターでは、先ほど御答弁いただきましたように、1日22人ほどの子どもが訪れらる。

また、そのほかにも児童館という遊び場というか、居場所がある。そんなふうに思います。

そして、児童館でございますが、先ほど市長から御答弁いただきましたように子どもの遊びを通した健康づくりですか、そういったことが目的となっておりまして、小さなお子様から高校生までが対象となっており、午後は大体、学童の子どもたちがたくさん訪れる状況であると思います。

利用するお母様方から話を聞きますと、やはり午前中は居心地がいい場所でありましたが、午後になると小学生の子どもたちが来て、何となくいづらい状況になってしまうということです。ですから、実際に午後は小さな子どもがいないというのが現状でございます。

このことをどうにか改善してほしいとまではなかなか言いにくいわけではございますが、やはり現実の問題としまして、1、2歳児700人の子どもたちが、平日、

どこにいるのかと言いますと、その子ども家庭支援センター、児童館、そういったところしかない、行政サービスにおいてはそこしかないというふうに言えると思います。

その他デパートの子どもの遊ばせるスペース、家庭等々いろいろな場所がありますが、行政サービスとしてももっとももっといろんな場所を用意していただければいいのではないかなと、そういったことを大きな要望とさせていただきたいと思います。

昔と今とではやはり時代が違いまして、昔はたしかにそういうサービスはなかったかと思いますが、実際に、今現在は出生率も下がってきているといったことを考えますと、器を広くしてあげれば、もしかしたらもっとふえるのかなと思います。そのことで、少子化の根本的な解決になるとは言えませんが、そういったことを要望とさせていただきたいと思います。以上で、2点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、今度は場所を移しまして3点目、公園の砂場について質問をさせていただきます。

先ほど、言いました700人の子どもたち、平日は公園でよく遊ぶことが多いかと思います。

公園の遊具で遊んでいるときというのは、お母様方はやはり子どもがけがをしないか心配で見ているわけですが、砂場で遊んでいるときというのは、砂遊びに熱中をして子どもも飛び跳ねたりしない、あっち行ったりこっち行ったりしないという状況ですので、きっと安心して見ていられる、そんな遊び場なのかなというふうに感じております。そこでまず、砂場のある公園が市内に何カ所あるのか、そして、お母様方が一番気にしていることだと思いますが、衛生面、犬や猫のふんで利用者が迷惑するようなことがあると聞きますので、そういった対策などについて教えていただければと思います。

以上、質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○市長（加藤育男君） 武藤議員の3点目の御質問、公園の砂場における犬や猫のふん対策についてお答えをいたします。

市内には74の公園がございまして、そのうち42の公園に砂場を設置しております。議員御指摘のとおり、砂場は主に幼いお子様が砂遊びなどをする場所でございます。しかし、野良猫等の増加に伴い、砂場は動物がふん等をする格好の場所になってしまい、その対応には苦慮しているところでございます。

このようなことから、砂場で遊ばせることに衛生面等で心配されている保護者の方も多いのではないかと考えております。

そこで、市では毎年計画的に砂場の大腸菌検査を行い衛生面の確認をし、子どもたちの安全と衛生管理を図っております。なお、検査の結果、大腸菌が多く検出された砂場や市民の皆様からの通報や職員の巡回等により汚れが確認された砂場は、基本的には職員で対応しており、耕運機を使い砂場をかき混ぜ、バーナーで砂を焼く方法で殺菌し、衛生管理に努めております。

○1番（武藤政義君） 御答弁ありがとうございます。

衛生面につきましては、いろいろな大腸菌の検査等々をして、バーナーで焼くなどの措置がされているということで、なかなか多分そういったことは余り市民の方に

知られていないのかなというふうなことをちょっと考えました。

小さな要望として、ひとつそういったバーナーで焼くようなことがありましたら、1週間ぐらい前に、「何月何日にこの砂場の消毒作業をしますよ」というような表示を簡単な看板ですれば、きっと市民に対してこの砂場は衛生面の管理をされているんだというふうなPRになるのかなと思いますので、そういったことも検討していただければと思います。

そして、公園の砂場で遊んでいる風景を見ますと、私は近所に公園がありますのでよく見るのですが、砂場で子どもたちが3、4人程度遊んでおりますと、その周りにお母様方が立ち話をしているような風景をよく目にします。なぜ立ち話をしているかと言いますと、やはりそこにはベンチがないという状況でございます。

公園内にベンチがいろいろあるかと思いますが、その位置などはどのようにして決めているのかということの一つ再質問とさせていただきます。

御答弁よろしく願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 再質問にお答えします。

公園内のベンチを置く位置の決め方についてということでございますが、公園内の施設のレイアウトにつきましては、設計をするにあたりまして、町会に、あるいは地域の皆様方との意見交換会を開催して、御意見を参考にしながら設計に反映させております。

また、ベンチの位置は、基本的にはその公園の端や日陰が取れる場所に設置をしておりますが、砂場の付近にベンチの設置ができないかということでございますので、利用者の皆様の御意見を聞きながら、調整していきたいと考えております。

○議長（大野聡君） 午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（大野聡君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（武藤政義君） 公園の砂場の件につきまして、部長より御答弁をいただきましてありがとうございます。

公園は市民の方々が利用する場でありまして、いろんな方が利用されます。そのすべての方々のニーズに合わせた公園づくりというのは大変難しいとは思いますが、ぜひとも、1、2歳の小さなお子様連れのお母様方の気持ちも酌んでいただき、対応していただければよろしいかなと思います。

その公園によりまして、子どもが多く集まる公園、逆に子どもが余りあつまらない公園等々あるかと思いますが、ぜひともいろいろな情報を集めていただきまして、反映していただきたいと考えております。以上で、公園の砂場については質問を終わらせていただきます。

4点目としまして、市営プールについて質問をさせていただきます。

季節はずれではございますが、私もことしの夏は子どもを連れて市営プールに何度か遊びに行きました。幼児用プールというのが、やはり小さな子どもを連れて子ど

もを遊ばせるには最高の場所であると思います。

見ていますと、いろいろな子どももいて、中にはおむつをしている子どもも見受けられました。幼児用プールでは、おむつの子どもに対してどのような苦労があるのか、そういったことを質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 武藤議員の御質問4点目の福生市営プールについてお答えを申し上げます。

本年度市営プールにおけます幼児の利用にかかわる禁止事項につきまして、その一部を改めたところであります。

従来、市営プールではおむつの取れないお子さんの場合、布のおむつ、紙おむつ、水遊び用おむつでの入場はお断りをしてまいりました。

これは、従来の布おむつの場合は漏れがあること、紙おむつ、水遊び用おむつは、漏れや紙くずが出て、プール内の水の循環装置が目詰まりを起こし循環機能を低下させ、ひいては水質を維持できなくなるとの理由によるものでございました。

このため、暑い中お子さんを連れて市営プールまで来ていただいた方と、入り口での行き違いも発生をいたしておりました。

そこで、本年度これらのことにつきまして調査を進めましたところ、近年の水遊び用おむつの性能が向上していることで、さきに述べました問題点が解決できていることや、民間プールにおきましても、水遊び用おむつの入場を可能としている。こういうことから、当市営プールにおきましても、できるだけ多くの方の御利用をいただくために、本年度から水漏れのない水遊び用おむつでの入場を可能といたしました。

この見直しによりまして、保護者の方には大変喜ばれているとの報告も受けております。

今後とも、禁止事項につきましては引き続き点検調査を進め、可能な限り見直しを進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、福生市営プールの御質問に対する答弁といたします。

○1番(武藤政義君) 御答弁ありがとうございました。

本年度から水遊び用のおむつの入場を可能としたということで、利用者からは大変喜ばれるのではないかと考えます。また、禁止事項についていろいろ見直しを進めていくということでございます。先ほどの公園の砂場もそうありますが、水遊びというのも子どもが熱中して遊びますので、お母様方はその周りで安心して見ていられる、そんな施設なのかなと考えます。

そこで、暑い中でございますので、子どもがやはり遊び疲れて、途中で眠くなってしまうということが考えられますが、市営プールにおきましてはベビーカーの入場が可能なかどうか、そのことについて1点、再質問をさせていただきます。

○教育次長(宮田満君) 市営プール内へのベビーカーの乗り入れでございますが、現在、禁止事項の一つでございます衛生面、安全性、こういったことから考えて禁止しているわけでございますけれども、先ほど教育長答弁にありましたとおり、禁止事項につきましては、もう一度調査をいたしまして見直しの作業を進めてまいりたいと

思います。これも利用者の皆様の利便性を向上させたいとこんな思いから見直しを進めますので、よろしくお願いいたします。

○1番（武藤政義君） 御答弁ありがとうございました。

先ほどの砂場と同様に、やはりお母様方が周りで安心して見ていただける環境をつくるというのがとても必要なのではないかと考えます。ぜひとも、そういった可能な方向で御検討いただきたいと要望させていただきます。また、砂遊び、水遊びと言いますと、やはり、何度も言いますが、安心して子どもを遊ばせる環境、そういった施設がもっと市内にふえればなと考えます。

中央公園、南公園には、じゃぶじゃぶ池というのがありまして、まさにああいう場所というのは、お母様方が子どもを連れて行きやすい環境であり、とても効果があると思っております。ぜひそういった場所の拡大なども要望とさせていただきたいと思います。以上で、4点目の市営プールについての質問を終わらせていただきます。

それでは5点目、最後になります、子育て支援カードについて質問をさせていただきます。

この子育て支援カードにつきましては、1、2歳問わず、子育てをしているお母様方が子育てカードを申し込んで、そして、協賛店がさまざまなサービスをしていただけるという大変すばらしい事業であると考えます。私自身も利用者の方々、そして商店街の方々とお話する中で、本当、評判がよくて、中には、さすが加藤市長というような声も聞かれました。

私自身も子育てカードを利用させていただき、とてもいいなと感じております。始まりまして1カ月半がたちましたが、子育てカードの発行枚数、協賛店の加入件数、また、現在の進捗状況等を教えていただきたいと思います。

以上、質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

○市長（加藤育男君） 子育て支援カードについてでございますが、この子育て支援カードは、子育て世帯への支援と、市内商店街の活性化を目的といたしまして、中学生以下の子どもや妊婦のいる世帯に福生子育てまるとくカードを発行し、協賛店で割り引き等のサービスが受けられるものでございます。

おかげさまで、平成21年10月16日から子育て世帯へのカードの発行と市内協賛店での利用を開始をさせていただいております。

このカードの発行枚数は、11月16日現在約1200枚、対象世帯の約25%の発行となっております。協賛をいただきました店舗数は、196店となっております。

この事業は、市内の商店などからの協賛をいただきませんと開始することができないところでございまして、定期的開催される市内商店街連絡会で、担当課からこの事業の内容の説明や、協賛店への加入のお願いをさせていただき、どのようなサービスがあるのかなど、御意見もいただきながら準備を進めてまいりました。

また、地域振興課と子ども育成課の職員が分担して、市内の商店などに直接お伺いいたし、御協力のお願いもさせていただいたところでございます。その結果、市内の商店などから多くの協賛店の登録をいただき、開始することができたわけでござい

ます。協賛店に加入していただきました市内商店の皆様方の御理解と御協力に感謝を申し上げる次第でございます。

次に、カードの利用者の方からの声ということでございますが、カードの発行は、子ども育成課の窓口を初め、市内8カ所で受け付けをしております。その際、利用者の方からは、買い物で割引が受けられ大変助かりますとのお話も伺っております。

今後も多くの子育て世帯にカードを利用していただくため、広報等により定期的に、お知らせしてまいります。また、市内の商店などに協賛店への登録を引き続きお願いをしてまいりたいと考えております。

以上で、武藤議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○1番（武藤政義君） 御答弁ありがとうございました。

現在、25%の方がカードを申し込まれたということで、今後もっともっと多くの方に利用していただきたいなと思うところでございます。

また、商店街の方も196店、こちらをもっとふえていっていけばいいなと思います。何より商店街がこれでうるおってほしいなということも考えております。

本年10月9日建設環境委員会で、東大阪市の「スマイル瓢箪山」という瓢箪山商店街に視察に行きました。その時に、商店街の理事長が、「商店街が何かやっているということを市民の方にわかっていただければ、市民の方々は足を向けてくれる」とおっしゃっていました。

確かに、皆さんそれぞれ買い物に行かれるでしょうが、まず何を買おうかを考え、それからじゃどこに行こうかというときに、商店街が何かやっているというようなことがあれば、じゃ行ってみようかなと。そういうふうな形で行かれると思うのですが、やはりまるとくカードなどは、じゃカードを持っているから、せっかくだから行ってみようと。そういうふうになっていく、本当にすばらしい事業であるかなと思います。

この事業が、何をもって成功とするのかは難しいところではございますが、ぜひとも子育て世代の方々が、得をしたなど。そして、商店街もそれによって売り上げが上がったと。そういうふうになるように、今後ともいろいろと努めていただければと思います。

今回5点にわたりまして、子育て支援についていろいろ聞かせていただきました。子ども応援館、児童館、また公園、プール等々、子どもの居場所について、そのほかにも以前の議会で質問させていただきました子育てサロン等々もございまして、福生市は本当に子育てについてはいいまちだなと思っているところでございます。

今後、もっともっと子育てにやさしい福生市であってほしいと願い、また、出生率がそのまま影響するとは思いませんが、出生率がどんどん上がって行って、全国から注目されるような福生市になっていただきたいという願いを言わせていただきまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、2番清水義朋君。

（2番 清水義朋君質問席着席）

○2番（清水義朋君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問

をさせていただきます。

まずは防災について幾つか質問をさせていただきます。

全国では、ことしも夏には幾つかの豪雨による水害が起き、多くの被害者が出ました。また、日本では東海地震を初め、首都直下型のような大きな地震の起きる可能性が、近年まじえてきていることが言われており、全国どこにいても地震の被害から逃れることは難しく、そのための備えとして、各家庭での防災グッズや、行政では一時避難場所、広域避難場所のような設置やライフラインの早期復旧に向けた準備がされております。

ちなみに福生市では、一時避難場所と言われるものが28カ所、広域避難場所は4カ所、避難所が16カ所設けられているかと思います。あわせて、ここ何年かは余りいい報道はされませんが、富士山の噴火などにも東京など噴煙、火山灰などの被害があるようにも調査、発表されており、そうしたいつ起きるかわからない災害への備えは、ないよりはあれば安心ということ、また、ここまで備えておけば絶対大丈夫ということではないため、個々に準備するもの、また、地域や行政で備えるものなどがうまくバランスをとりながら準備することが災害に対する備えの基本となっているのだと思います。

さて、そんな、いつ、どんな規模で起きるのかわからない災害に対する備えの部分として、幾つかお聞きしたいと思います。

まず1点目、横田基地との災害に対する応援協定についてお伺いいたします。

この件については、以前にも質問させていただきましたが、改めて質問をさせていただきます。

福生市は、皆さん御存じのように、多摩川にほど近い田園地域のところから幾つかのはけと言われる崖の部分を持ち、横田基地のあるところまで河岸段丘の地形にあります。ことしは東京都の方で、はけの地質の調査も入っているようですが、以前から以外としっかりと地盤とは言われているものの、あちらこちらに少しずつ崩れているようなところも伺え、その際まで家屋の並ぶところもあります。

もちろんそうしたところには土砂の崩壊の対策がされているかと思いますが、近年の豪雨災害や大規模な直下型地震などが起きた場合には、急傾斜地崩壊危険箇所というふうにハザードマップが示しているとおおり、はけの崩壊の危険もあると思います。

そうした場合、もちろん地元消防署の出動、状況によっては、東京都の方を經由した自衛隊の要請などもあるのですが、現実的には要請から到着まで多くの時間を要し、緊急に対応が必要な要救助者などに対応ができるのか、ちょっと疑問に思う部分があります。そこで、そのような条件になった場合、横田基地にあるだろう資機材や人材など、こちらの現場に出向いていただき、災害に対する活動することは決してマイナスなことではなく、迅速に対応できる有効的な手段であるものと思います。

前回の御答弁でも火災に対する協定はあるとのことですが、こうした防災に対する協定などが結べないものかお伺いしたいと思います。

2点目といたしまして、ヘリサインについてお伺いしたいと思います。

これは青梅市など幾つかの小中学校で実施していますが、小学校の校舎屋上に上空

からの目印となるように、学校名などをペイントしたりするものであります。

東京都の方でも、震災対策事業計画というものに定められておりますが、震災時に上空からの建築物の識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化を図るために、公共建築物の屋上に施設名の表示、通称「ヘリサイン」と呼ばれていますが、これらを設置するのが防災対策上有効であるとされております。絵をお示しできればよいのかもしれませんが、これはヘリコプターが降りるヘリポートではなく、あくまで目標とするものを備えるものなので、新たに構造物を設置するわけではなく、福生市内の小学校に設置することはほとんど問題のないものであると思いますが、こうしたものについて設置ができないか、また、どのようにお考えかお伺いしたいと思っております。

3点目といたしまして、大震災などで市役所の職員の対応を示している災害時緊急マニュアルと、インフルエンザの関係で何人かの議員も聞いておりますが、事業継続計画、いわゆるBCPについてお伺いいたします。

いつ起きるかわからない大震災などにおいては、幾ら準備をしても発生する時間や災害の規模の差で対応がどうにでも変化してしまうものだと思います。

しかし、行政の側では、すぐに住民の安否確認、避難所の関係、ライフラインの復旧など、さまざまなところに動かなければならず、また、そんな中でも、役所としての最低限の業務については、復旧といいますか、途切れることなく求められるものだと思います。そういった緊急時の職員の対応を示したものが緊急マニュアルであるのかと思います。

一方、新型インフルエンザの発生から、そのときの職務の継続を目的に定めるための準備をされているものが事業継続計画、いわゆるBCPと言われるものだと思います。今のところ双方の状況を聞いていると、それぞれ別のものであるように聞こえるのですが、実はそれぞれリンクする部分があり、整合性を持つことでもっと効果的に働くことができるのではと思います。

福生市のインフルエンザに対応するBCPについては、もう少しででき上がるものと思いますが、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思っております。

少し前にテレビなどで報じられておりましたが、現在多くの民間企業で定められてきているBCPであります。実際につくられたとおりに動くかシミュレーションしてみると、新たに多くの課題が出てきていることが言われておりました。

基本となる業務継続のための動きを示されたものなので、そのときの状況など、幾つもの違ったファクターが入ってきたときのことまでは、なかなかつukれないのかもしれませんが、それでもある程度現実的な部分は含んでおかなければならないと思います。

また、やはり重要になってくるのは、それに基づいてシミュレーションを行ってみて、また、不具合などが出れば、修正やその違ったパターンを組み入れておくことも必要なのだと思います。そのあたりがどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

続きまして2項目目、職員による業務の改革改善活動の導入について質問させて

いただきます。

この件は、総務文教委員会で視察に行かせていただいたところで導入されているものでありますが、職員自らが改善というテーマに取り組み、余りコストもかからず効果を期待できるものとして、福生市にもできるのではないかと思います。

この職員の改革改善活動であります、全国的に見ても今ではあちこちにその取り組みが広がっており、取り組みをされている各自治体で事例発表に始まり、今では各地の改善活動のやり方、効果などを共有していこうということで、全国大会なども開かれているということです。

簡単にどのようなことか触れてみたいと思いますが、これはいわゆる民間企業で取り組みをされているQC活動のようなものであります。

製造現場などでは、製品の品質を高いレベルで維持しなければならなかったり、歩留まりを上げるため、また、小さなミスや自らのけがをなくするためなどによく小集団活動と言われる改善活動が盛んであると思います。

私も民間企業に勤めていた時代には、個人での改善提案や職場での小集団活動が盛んで、発表会などはよく行われていたことを思い出します。

さて、そうした改善活動は、コスト意識といったものや仕事の効率を上げるため、大きな効果があつたと言われるとなかなか自信がありませんが、少なからず効果があつたものと思います。

また、勤めていた部門がサービス部門だったため、数値的な効果であらわしにくい部分があるものの、お客様の目線に立って改善することができていたと思います。

そう考えると、行政においても同じような改善活動は決してむだなことなく導入できそうであり、また問題や課題を個人で抱え込むのではなく、その周りも含め、共有し、解決していくことは、職場のよい雰囲気づくりにおいても、また、結果がよい部分で出た場合には、やってよかった、さらに喜ばれるように取り組もうという気持ちになるのではと思います。

そうしたことから、福生市でも職員のコスト意識や、行政サービスの質を高めるような取り組みをされていると思いますが、それとは別に、こうした全庁的な改革改善活動の導入について、どのようにお考えかお聞かせ願えればと思います。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） 清水議員の御質問にお答えいたします。

防災についての1点目、横田基地との防災協定についてでございます。

平成19年4月27日、日米合同委員会において、都道府県または他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立ち入りについての合意がされました。

本件合意に基づく現地実施協定の締結により、当該施設及び区域への立ち入りが可能となるため、東京都は現在、締結に向けて調整中とのことで、締結後には、東京都、国、関係自治体の職員、負傷者及び避難住民等の横田基地への立ち入りが実現し、

災害準備及び災害対応が効果的に実施されるようになります。

福生市といたしましては、東京都の現地実施協定に基づき、災害時において基地内に立ち入り、物資や救助隊員及び負傷者等の受け入れ搬送や、避難住民及び緊急車両等の迅速な移動のための基地内通行等の災害活動を行う場所として、また災害に備えた防災訓練にも使用していきたいと考えております。

御質問の横田基地からの支援体制につきましては、隣接市といたしまして、大地震や洪水等、大きな災害が発生したとき支援をしていただけることは、大変心強いものと考えられます。

そこで、応援協定を結ぶに当たり、横田基地と福生市が互いにどのような支援ができるのか、基地を抱える他の自治体の状況も踏まえまして、現在研究をしておるところでございます。

今後、横田基地周辺市町基地対策連絡会とも連携を図ることも必要と考えますので、早急に福生市から関係市町に対し積極的に働きかけなどを行い、締結に向け検討を重ねてまいりたいと考えております。

なお、現在、東京消防庁と米空軍第374空輸航空団との間で、消防相互応援協定を締結しており、この協定書の第9条で、東京消防庁には福生市を初め11市町が含まれており、火災予防、火災からの人命財産の保護及び消防活動において、相互に利益を得ることを目的としての応援協定を結んでおります。

次に、2点目のヘリサインについてでございますが、学校などの屋上等に大きく名称を表示するもので、災害発生時の避難、救助の際に、上空のヘリコプターからの目印となるもので、東京消防庁が事業を推進しております。

ことしの2月に東京消防庁のヘリコプターに乗る機会がございまして、福生市上空からこのヘリサインを確認することができました。

市内では現在、都立高校である福生高校、多摩工業高校の2カ所にこのヘリサインが表示されております。

福生市の市域を考えますと、中学校区単位での設置が望ましいと考えておりますことから、市の北側、第二中学校区あたりにあればと考えられ、この地域には、福生市地域防災計画に定める災害医療の拠点となっている公立福生病院が所在することから、今後、病院側とも調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の職員の災害時緊急マニュアルとBCPについてでございます。

初めに、新型インフルエンザに関してのBCP、事業継続計画につきましては、現在発生している新型インフルエンザは、弱毒性ではありますが決して安心はできないところでございます。

現在、強毒性に対応できるBCPで、最終的な調整を行っているところでございまして、年内策定を目指しております。

災害対応職員マニュアルとBCPの関係でございますが、どちらも地域防災計画に基づくもので、BCP策定につきましては、今回見直しを図っている地域防災計画から、新規に盛り込む予定になっております。

今後東京都のBCPなどを参考に、全庁的に大地震等の災害に対する市のBCP

を検討してまいりたいと考えております。

内容は、大地震等による災害発生時に、短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために、事前の事業のバックアップのシステムや、オフィスの確保、災害に即応した要員の確保などについての対応計画を定めるものでございます。

災害発生時にはもちろん、災害対応職員マニュアルとBCPをリンクするものと考えており、職員や庁舎、ライフラインが制限される中、災害対応業務だけでなく、通常業務が復旧するまでのレベルや時間を考え、優先されるべき業務を特定し、必要な支援も考えあわせ、必要な対策をあらかじめ準備しておくことが必要となります。

このようなことを踏まえ、今年度の防災訓練におきましては、開庁日である土曜日に、市役所業務を継続しながら災害対応に当たるという訓練をさせていただきました。

今後こうした訓練を繰り返し検証しながら、災害時に備えた体制づくりを進めてまいります。

次に、職員の改革改善活動について、職員による業務の改革改善活動の導入でございます。

民間企業では、顧客に提供する商品及びサービスの品質を向上するために、企業の一連の活動体系といたしまして、業務の改革改善活動を目的に、品質管理、クオリティコントロールいわゆるQC活動の手法を取り入れ、職場ごとにつくられたグループを単位として、人材育成や相互啓発、職場の業務課題の解決や品質の適性保持、効率化、改善などの有効な手段として実施をしております。

その手法を全国の自治体でも、職員の意欲と創意工夫に基づく主体的な提案と活動として行政コストの効率化、行政サービスの品質の継続的な改善・向上を目的に実施しており、職員の意識改革等を持ち続けるための有効な手段となっているところでございます。

福生市におきましても、行政効率の向上、多様化、複雑化する市民ニーズへの対応や、質の高い行政サービスの提供が求められている状況の中で、職員一人一人が組織目標や業務改善課題等を明確に意識し、行動していくための目標管理制度を平成16年度に導入し、職員の意識改革に取り組んでおるところでございます。

また、市の総合計画に基づく政策課題を課題ごとに政策課題別チームを設置し、横断的、総合的に政策課題の研究・検討、または実施に向けた活動も行っております。さらに、平成20年5月に業務改善や自らの資質能力を高めることに強い意欲を持ち、その能力を最大限に発揮し、業務に取り組む職員を育成するために、「目指すべき職員像」、「人を育てる職場環境・人事管理」、「職員研修の充実・実施」の三つの指針からなる福生市人材育成基本方針を策定し、人材育成の取り組みをしております。なお、この人材育成基本方針を着実にかつ的確に実施するための人材育成基本計画を策定しておりますので、引き続き職員の人材育成に取り組んでまいります。

以上で、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○2番（清水義朋君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。それでは、幾つか再質問させていただきます。

まず防災の１点目、横田基地との防災協定についてであります。現状では、東京消防庁と米空軍第３７４運輸航空団との間で消防相互応援協定というものが締結されているということでもあります。これは、答弁でもありましたが、火災についての相互が協力し、消火活動などを行うというもので、災害については、適用されないものであるかと思えます。

ことしの１月の基地内の火災においては、東京消防庁に要請があり、９台の消防車が入ったときには、やはり、こうした協定が結ばれていたことによる効果があったものと思います。そして、前回の一般質問のときもそうでしたが、これは外務省が発表しているもので、日米合同委員会において、平成１９年４月２７日に合意された都道府県、または他の地方当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域の立ち入りについてという合意文書があります。

これをもとに、東京都も米陸軍が管理している赤坂プレスセンターにございますヘリポートの災害時使用にかかわる現地実施協定というものを、平成２０年１１月ごろに結んでいるかと思えます。

まず、この赤坂プレスセンターでも結ばれた現地実施協定は、改めて申し上げるまでもなく、米軍施設への立ち入りであるとか、施設内の通行というようなある程度限定的なものであります。今回も、そして前回もそうだったのですが、東京都の方で、この現地実施協定について調整中とのことですが、前回以降、多少でも進展はしているのか、それとも何か決定的な問題があって、停滞といいますか、進んでいないのか、わかれば教えていただきたいと思います。

そして、これは座間市の例なのですが、米軍と災害時の支援体制協議へと報じられたニュースがございます。大規模災害発生時に在日米軍からの支援体制を整えようと、座間市は近く、在日米陸軍司令部との間で災害時の支援内容を定めるための協議をスタートさせるとの、ことしの４月のニュースでございます。

大規模な災害が発生したときに、支援をしていただけることは大変心強いとの答弁がありますから、ならば福生市でこのような協議の場は、今までになかったのでしょうか。この点、２点ほどお聞きしたいと思います。

次に、ヘリサインについてであります。これは平成１４年の７都県市首脳会議防災対策委員会において、所管する公立学校、災害時に医療活動拠点となる公立病院等の公共施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性を考慮し選定した、とあるので、福生市の市域で言えばすべての公立学校などに設置することは、この防災上からも求めているものかとは思います。

そこで、答弁にもありましたように、大ざっぱではありますが、中学校区というくくりを設け既に設置されているもので、一中学区とはやや離れておりますが、多摩工業高校、三中学区となる福生高校、そして、御答弁いただいた二中学区として、公立福生病院を考えられているということかと思えます。

この件については、無理にすべての学校を初めとした公共施設にヘリサインを設置しても、それほど効果がないものかもしれませんが、一方青梅市などでは、既に幾つかの小学校で設置され始めているという例を見ますと、地域からの要望や行政が主

体となってやること以外にもやり方は多少あるのではないかなと思います。

青梅市の例で言いますと、塗料は御提供いただいたものの、そのヘリサインのペイントにかかる設置は、小学校の児童初めPTAや地域が協力して行ったと聞いております。福生市内の学校が幾つかありますが、それぞれ学校によっては屋上をバケツ稲の栽培に使用するなど数カ月間にわたり使っていて、ヘリサインが設置できないようなところもあるかと思いますが、そうでないところではこうした地域から、またPTAからの申し出があったときにどのような対応がとられるのかお聞きしたいと思います。

次に、BCPの関係ですが、まず、インフルエンザ対応のBCPが年内に策定を目指し進行中であることとはわかりました。

また、災害対応のものは東京都のBCPを参考に検討してまいりたいと思いますが、これインフルエンザ対応のものができた後に引き続き策定にかかるということでもいいのか確認をしておきたいと思います。

内容については、御答弁にもあったように、市役所自体の倒壊はないと思いますが、システムのリカバリーやオフィスの復旧、災害の規模や発生時刻によって職員の災害対応の要員確保も大事なものでありますし、そういった点、災害対応の職員マニュアルと深くリンクする部分が色濃く出るものかと思います。

そうしたものを含むと、策定には大変時間を要するものだと思いますので、確認をさせていただきたいと思います。

もう1点、さまざまなことを踏まえ、ことし少ない職員での対応として、土曜開庁のときに防災訓練を行ったということです。このときの状況や課題となったこと、また評価などをお聞きしたいと思います。

なかなか、実態に即したような訓練は、通常業務もあり難しく、結局シナリオに書かれたような動きの確認だったかもしれませんが、それでも少ない職員の体制において何かしらあったと思いますので、お聞かせ願えればと思います。

続きまして、職員の改革改善活動について再質問をいたします。

いろいろ出てきたので確認をしながらお聞きしたいと思います。まず、職員が意識改革の向上を図るため、組織目標や業務改善課題等を明確に意識し行動していくための目標管理制度とありましたが、これは職員個人の目標設定、業務改善があるのでしょうか、いわゆる意識改革というか、評価制度のひとつとしての色が濃いように思うのですが、いかがなのでしょう。

それと、政策課題別チームについては、総合計画に基づくものとして、必要なものであると思いますが、今回聞きたかった改革改善活動とは大分性格が違うものであるように思いますので、これはこれとして進めていただければと思います。

もう一つ出てきた福生市人材育成基本方針であります。御答弁の中に近年、職員の意識改革が特に重要となってきましたこと、ということですが、これは見方を変えれば、意識改革は重要だけれども、厳しい言い方かもしれませんが、いざ職員の方を見れば、それほど意識改革というものを意識していない職員の方がいるということになるのでしょうか。

そういったことから、人材育成基本方針の策定が行われたとなるのか、確認をしておきたいと思います。いずれにしても、職員の意識改革に重きがあるようで、業務の改善については、余り積極的に行われていないのが現状なのではと感じました。

そんなことを踏まえ、もう一度お聞きしたいのですが、今回例に取り上げさせていただいたものは、例えばQC活動と言っても、その具体的な手法を取り入れた活動とは少し違い、職場などの小さな単位で課題や問題などを共有し、その改革改善を行うというもので、それらはもちろん上からトップダウンではなく、ボトムアップ形式によるものであって、市長の御答弁にもありました多様化、複雑化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応し、より質の高い行政サービスの提供という部分においても、それぞれの部署で対応の仕方が違う中、工夫を凝らして行うようなことはできないものか。そして、これは視察先でも見させていただいたものでありますが、各課の取り組みを発表会形式で、職員を初め市民の方々にも見ていただき評価を得ることなどは、改めて職員のやる気、工夫など現場発意の改善が行われるのではないかというふうに思います。こうした直接現場からの業務改善活動を福生市でもできないものか、改めてお聞きしたいと思います。

以上で、2回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。
○総務部長（野崎隆晴君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まずは、横田基地との防災協定についての東京都で進めている現地実施協定でございますが、東京都に確認をいたしましたところ、まずは優先して先に赤坂プレスセンターにおける災害時のヘリポート使用について東京都と在日米軍との間で現地実施協定を締結したとのことでございます。

現在はその後、横田基地との現地実施協定締結に向けて協議を進めているとのことでございますが、早期締結へ向けての対応とのことでございます。

次に、災害協定についての横田基地との協議の場についてでございますが、これまでも応援体制、応援協定ということでは、協議の場は設けておりません。

やはりこの応援協定につきましても、同じ横田基地を抱える周辺関係市町にとりましても共通する課題であると、そのように考えられますことから、まずは、周辺関係市町の防災担当において一定の方向性を見出し、その後、基地渉外担当部署と連携を図っていく中で対応していくことが効果的であると、そのように考えられますことから、まずは私どもの方から周辺関係市町に対し積極的な働きかけをして、協議の場を設けてまいりたいとそのように考えております。

次に、BCPについてでございますが、新型インフルエンザのBCPにつきましても、東京都におきましても流行警報が発令され、市内でも感染が広がっている状況の中で、職員の集団感染等による市役所業務の破綻を避ける上でも、喫緊の課題として年内策定を目指しているところでございます。

したがって、この新型インフルエンザBCP策定後には、現在策定中の地域防災計画に基づき大地震等の災害対応のBCPの検討をしてまいりたいと考えております。大地震等の場合は、災害対応業務も一緒に考えていく、つまり災害対応職員マニュアルとBCPをリンクして考えていかなければなりませんことから、庁舎あるい

は職員、また、ライフラインが制限をされる中での必要な対策を講じていかなければなりませんし、さまざまな想定をもとに策定をしていかなければなりませんことから、ある程度の時間は要するのではないかと考えておりますが、早期の策定を目指しての対応とさせていただければと考えております。

続きまして次に、今年度、土曜開庁に実施した防災訓練の状況、課題等についてでございますけれども、ことしの防災訓練は、市役所業務を継続しながらということで、災害対応に当たる職員数は、昨年の約6割に当たる90名ほどで対応をさせていただきました。

例年より少ない人数の対応ということで、特にメイン会場以外の会場での対応に当たる避難所対応部の人数を削減したところでございまして、このことから人員配置の面で反省点があったと思っております。

しかしながら、物資輸送部や給水対応部などの職員が避難所対応部の応援に入り、また、自主防災組織や消防団などの御協力をいただきながら、目的どおり運営ができましたのではないかと考えておりまして、人員配置等の課題は残りますが、一定の成果も上がったのではないかと思っております。

いずれにいたしましても、災害時には限られた人数での対応となりますことから、今回の訓練で得た教訓を参考にしながら、今後、役割分担等を精査をしていく中で、効率的な人数での災害対応ができるような体制づくりを進めてまいります。

続きまして、職員の改善改革活動についての目標管理制度でございますけれども、この目標管理制度につきましては、挑戦しようとする目標や業務改善課題等を自らの目標として設定をし、その目標を達成していく上で、具体的な手段、業務改善等を掲げながら、仕事の進行管理を行い、職員の成長と市民に信頼される行政の実現を図ることを目的といたしております。

したがって、職員の意識改革、職員一人一人のレベルアップや人材育成、それと、業務評価に加えまして、組織目標や業務改善課題等にも対応する制度として活用を図っているところでございます。

続きまして、次に人材育成基本方針の策定目的でございますけれども、自治体を取り巻く環境の大きな変化の中で、職員の能力を高めて、今後の社会状況も対応できる人材の育成、それと、一人一人の職員が仕事に生きがいを持ち、積極的に業務に取り組めるような職場環境の整備を、職場全体で推進する必要があるとございます。

そこで、団塊の世代の大量退職に伴い、若い世代の育成、それと、職場などで求められている能力として、基礎学力や専門知識に加え、コミュニケーション能力、実行力や積極性等の社会人基礎力、加えて、市民・市民活動団体と協働を進めることが行政の重要な課題となっておりますことから、新しい公共と協働型自治社会を担う職員の育成、こういったことなどを目指しまして、さらなる人材育成を目的として、人材育成基本方針の策定をしたところでございます。

続きまして、業務改善活動の実施についてでございますけれども、人事考課の目標管理では、組織目標や業務改善課題等の設定には、課内会議等を通じまして、問題、課題を職員全員で共有化を図り、目標の設定や課題の解決に向けた取り組みを行って

おります。

また、政策課題別チームにおきましても、庁内でおおむね10人程度のチームを編成し、政策別の課題の研究、検討、または実施に向けての検討を行い、結果等を施策検討会等に報告をいたしております。

清水議員御指摘のQC活動とは、手法や内容等で異なっていることもございますが、これらの制度のさらなる充実により、かなりの部分がカバーできるのではないかと、そのように考えられるものでございます。

いずれにいたしましても、自治体職員にとりまして、常日ごろからの業務改善に対する取り組みや、それとプレゼンテーション能力を初めとする自己表現能力を向上させることは必要不可欠でございますことから、現在実施している制度のさらなる充実に加えまして、御指摘の業務改善活動につきましては、その詳細について研究をしてみたいと、そのように思っております。

○教育次長（宮田満君） 校舎の屋上にPTAや児童・生徒の手づくりでヘリサインをと、こういった申し入れがあった場合の教育委員会の対応でございますが、まず、申し出のあった校舎がヘリサインが必要かどうかということを東京消防庁や庁内の担当部署と協議を行った上で、当該校の校舎の屋上の使用状況、構造、安全性、屋上の材質が塗料と合うかどうか、こういったことを精査させていただきまして、総合的な判断の中で進めさせていただければと思っております。

○2番（清水義朋君） それでは、3回目なので要望とさせていただきたいと思えます。

まず、横田基地の防災協定であります。私の住んでいる鍋一の地域も、そのはけの部分のちょうど上でございますところもございまして、大規模な震災や災害に対しては、非常に急を要する要救助者が出たときに本当に心配する部分があります。

本当に人の力ではどうにもならないこともたくさんあるでしょうし、そういった場合に、消防庁や自衛隊など重機を持った機械で対応される部分がたくさん要求されると思うのですが、そういった部分の不安からちょっと質問をさせていただきました。

市では今日まで災害対応、このガソリンスタンドや理容師組合でしょうか、災害対応の応援の協定が結ばれているということを聞いております。

また、近々建設業者、造園業者、こういった方々とも協定を結ばれるような運びになっているというふうに聞きますと、こういった重機の面であるとか、資機材の面では、ある程度安心ができるものかと思えます。加えて、基地の資機材や人材が確保できれば、なお安心という部分がございましょうから、ぜひとも、そういった点を前向きに御協議いただくことを要望したいと思います。

前副市長の答弁を持ってきて大変申し訳なく思うのですが、この件に関しては、前副市長は……なかなか聞きづらいのですが、「また多くの時間がかかる」ということは認識されているようで、「年数回ですが、基地内で会議等がございますので直接基地関係者にお話をしてみたいというふうに思っております。」これは2008年3月に言って、今までこういう場がないというふうな今のところの御答弁だったのですけれども、ぜひともこういう場があるのであれば、ぜひ議題に上げていただいて、

話をしていただくことは、少しずつでも前に進むきっかけになるかと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

続いて、ヘリサインについてでございますが、これ行政がやろうと思うとたぶんペイントであったり、今シールでやるところもあるみたいなのですが、非常にコストがかかるというふうには認識しております。

ただ、これ青梅市などの例にあるような対応ならば、それほどコストや人的手間も、皆で協力してやることと、それから今朝がたの教育委員の加藤氏の言葉ではないですが、学社融合という視点も見れば、こういう申し出があった場合に、ぜひ断ることなく協議をして、残していけるようにしていただければというふうに思います。

さてBCPの件ですが、これ岡谷市に行かせていただいたときに、大水害があってマニュアルはつくったのだけれども、全く役に立たなかったというふうなことを、その防災の担当が申しておったのを非常に印象深く覚えております。やはり全体でのシミュレーションは難しいのかもしれないのですけれども、シナリオどおりではなく、スポットでのこの部分だけはことはシュミレーションしてみるよとか、そういう実態に即したようなことをぜひ繰り返ししていただいて、これからできるであろうBCP、それから、災害の緊急マニュアルですか、そういったところにも、フォローしていただくことは非常に大事な部分かと思いますので、そういうことを要望しておきたいと思います。

それから業務改善についてですが、これは、尼崎市の例なのですけれども、非常に印象に残った言葉が、なぜ改革改善活動が続けるのかというふうなことで、向こうの担当者は「市民満足度の向上、経費節減など、行政の改善に終わりはない。」ということでした。「意識改革」は先ほど御答弁でたくさん出てきましたけれども、こういった現場のことをもっとも知っている職員自らが、職場単位で業務の進行や職場環境を変えていくような体質の改善が大事なんだということを印象深く申しておりました。

ぜひとも、発表会と言いますと、会場の準備やら多少のコストはかかるでしょうけれども、そんなに業務改善に対しては、多分大きなコストは必要ないかと思いますので、現場発意のそういった改善があるようでしたらぜひとも進めていただくよう要望して一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番杉山行男君。

（4番 杉山行男君質問席着席）

○4番（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、さきの通告に基づき一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく2項目でございます。市内緑地・公園の維持管理について、史跡の管理についての2項目でございます。よろしくお願いいたします。

まずそのうちの小さく1点目でございますけれども、市内緑地・公園樹木の維持管理についてということでお伺いをいたします。

この件につきましては、2008年6月の議会で、自然環境や玉川上水緑地について質問をさせていただきました。この時に緑地は観光になるかどうかというふうな夢を語るような質問をさせていただいたわけでございます。それから1年、私なりに研究をさせていただきまして、今回はそのことも含めまして、維持管理という側面からお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

小さく1点目になりますけれども、大木化した樹木のある樹木、公園の維持管理をどうするのかということの通告をいたしております。大木化したという言葉を使ったわけですが、早い話が大きくなった高い木という意味で、その言葉を使わせていただきました。

我が市の公園が28カ所あるということ、その公園、児童公園、緑地を入れますとすべてで74カ所になるということを承知しているところです。これらの公園や緑地を利用する市民の方が数多くいらっしゃるわけでございます。市民にとりましては憩いの場、散策・健康維持の場、それからコミュニティーの場とそれぞれの目的で利用していただいているところでございます。

我が市には、広いまとまった場所が少なく、かけがえのない、これらの場所ではないかと思っております。これらの、特に大きな公園から小さな公園まで、緑地の管理には大変な労力がかかっていることと承知をしております。当然お金もかかっていることだろうというふうに思うところでございます。

そこで、お聞きしますのは、これらの公園、緑地の中で大きな木、大木が確認されている公園はどのくらいありますか。それから、その公園の大木はどのように管理をしておられますか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、小さく2点目ございまして、玉川上水緑地の樹木はどのように管理をしていくのかという件につきましても通告をさせていただいております。

この玉川上水緑地につきましては、昨年の6月にも質問をさせていただきました。

前回の時も管理のことを少し触れさせていただいたわけでございますけれども、保全整備の状況をお聞きしたわけでございます。

その時は、「当時は人が手を加えないとの考えが主流だった」という御答弁をいただいた記憶があります。それから、「間伐の方法を利用し緑地保全をしてきたが、日光が雑木の木々からこぼれる武蔵野の雑木林のイメージからほど遠い景観が生まれつつある現状だ。」とも、さらに、「雑木林の再生に向けて、萌芽会以外の市民に多く参加していただくことを考えていきたいと思っている。」とも御答弁もいただいたわけでございます。要は、萌芽更新を前提とした取り組みを私たちは共有をできたというふうに理解をしているところでございます。

ところが、萌芽更新をどのようにするのかということや、切らない方がよいというふうな意見もあり、なかなかまとまらないのが現状ではないかと聞いております。

玉川上水緑地が、三つのゾーンに分かれているというふうに理解をしております。みずくらいど公園があり、その先に日光橋公園があつて、そしてその間に緑地があるわけです。その三つを含めて玉川上水緑地というふうに言っているところでございますけれども、それらの場所を見ますと、それぞれに個性があるように感じております。どんなふうにここの緑地としての雑木林を管理していく予定か、見通しをお聞かせいただきたいと思います。

それから、小さく3点目になりますけれども、みずくらいど公園にも高い樹木、大木化した木があります。御案内のように、玉川上水緑地の一つであります。

このみずくらいど公園でありますけれども、私、最近はこのみずくらいど公園が大変気になりまして何度も訪れております。訪れるたびに枯れ木が落ちて、それから、落ち葉が落ちて、落ち葉は当然ですけれども、ごみが落ちております。

それから、高く伸びた樹木が公園全体を覆って、昼でもとても暗い公園であるというふうな印象を持っております。公園の石畳の部分があるのですけれども、この部分は、もうほとんど湿っている日が多いように感じておるわけでございます。枯れ葉は別として、気がつけば枯れ木などは拾いながら木の間や隅の方に積み上げていくようにしています。あちこちに枯れ木が積んであると思いますけれども、私も含めて市民の方が、気がつけばそこに積み上げていると、こういう状況でございます。

ある市民に夏にお話を伺ったときに、「みずくらいど公園が散歩のコースに入っていて、剪定ばさみを持って散歩をしています。」と、「歩くところですら伸びてきてしまつて、邪魔になるところは切りながら歩いているのです。」と、こういう市民がおりました。

それから過日、長野県を通過して台風が来ました。ことし10月8日でございます。その後、みずくらいど公園に行きました。直径が20センチぐらいの枝がどんと下に落ちていまして、長さが五、六メートルあります。先の方は葉が茂っておりますから、それを木々の間や隅に寄せようとしたのですが、ひっかかってなかなかうまく引っ張れなかったのですけれども、通りがかりの市民の方と一緒に隅の方に寄せることができました。

それから、公園を入れて行きまして、左手にトイレがあります。トイレを左手に見てまっすぐ行きますと、つくっていただいた坂があり、土がよく崩れるんですが、その左側に、市の看板もかかっているエゴノ木という木があります。

これが、暗いものですから上へ上へ陽を求めて伸びている、細くはないこういう木が、もうまっすぐ伸びていたのです、とにかくかわいそうなくらい上に。その木が3メートルぐらいのところではっきり折れて倒れておりました。いまでも倒れたままで、それも隅に寄せてあるのですけれども、こんな状況がみずくらいど公園であります。

この大木で、昼も暗い状態のみずくらいど公園、特に樹木に関しては早急に手を入れないと、この公園に訪れる人の上から枯れ木が落ちてこないとも限りません。管理はどのようにしているのか、また、今後どうするのか、お伺いをいたします。

それから、今度大きく2点目でございます。

史跡の管理ということで、通告をさせていただいております、地頭井戸の工事進捗状況ということについて、お伺いするわけでございます。

この地頭井戸につきましても、昨年の3月に一般質問をさせていただきました。

その時には、「福生市登録文化財として保存活用していくことが望ましいので、平成20年の早い時期に、登録文化財登録史跡として文化台帳に登録できるよう所要の手續を速やかに図る。」と、こういう御答弁をいただいて、登録文化財として登録できたと伺っているところでございます。今年度は整備の予算もついていると承知をしております。この工事に関しまして、市民から工事が始まったよとか、完成したよというお話を聞き、そのたびに現地に見に行かせていただいております。

そこで、この地頭井戸の経緯、それから整備工事の状況をお伺いしておきます。またあわせて、福生の歴史を感じていただける場所として、この地頭井戸をどのように活用していく予定かもお伺いをいたしたいと思えます。

例えば、観光の視点から、社会教育・学校教育の視点からはどうなんだろうと、こんなふうに思って聞くわけでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、小さく2点目でございます、玉川上水の開削工事跡についてということで通告もさせていただいております。

1項目目の質問と関連するわけでございますけれども、みずくらいど公園の中に玉川上水開削跡があるわけでございますけれども、このことは多くの人が承知をしていることと思っております。

こちら昨年の6月に玉川上水緑地の関係で、少しお聞きしたのでありますけれども、開削跡の上側の林床がむき出しになっている状態を、この質問で共有できたというふうに思っております。そして、その解決をするのには費用の捻出をどうするか大きな課題だとも、これも共通の認識を得たところでございます。

本日は、この林床の荒れている下側に存在する玉川上水開削工事跡についてお伺いをするわけでございます。現場に行ってみると、崩れ落ちた土で埋まってしまうのではないかと心配をする声をお聞きするわけでございます。

今のこの現状をどのようにとらえておられるのか、また、今後この管理はどのようにしていく予定であるかお伺いをして、1回目の質問とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 杉山議員の御質問にお答えいたします。

市内緑地、公園の維持管理の1点目、大木化した樹木のある緑地、公園の維持管理はどうするかについてでございます。

公園新設時に高木の植栽をする場合は、高さが約5メートル程度、幹周りが25から40センチ、幹の直径が8から12センチメートル程度の樹木を植栽いたします。

この木が、30年から40年ほど経過したときに、種類によっては育ち方に差はございますが、おおよそ高さが10メートル以上、幹周り1メートル50センチ以上、幹の直径が50センチメートル以上になり、樹木と樹木の間隔も新設時より狭くなり、隣接地や道路に枝が覆いかぶさるような状況になってしまいます。また、緑地の雑木

林につきましては、50数年たっていると聞いております。

このような大木がある公園の数は16カ所程度で、これは公園緑地全体の面積の約20%、緑地は6カ所で約23%でございます。公園緑地面積では43%ですから、約半分の公園緑地に大木がある状況でございます。

また、この大木の管理についてでございますが、基本的には職員の日々の巡回で樹木を目視で確認し、枯れ枝等の状況を確認しているところでございます。

そのほかに、公園緑地に隣接をしている住民の方から、樹木の剪定依頼があった場合は、年間樹木剪定委託等で対応している状況でございます。

次に、2点目の玉川上水緑地の樹木はどのように管理していくのかについてでございます。

現在、玉川上水緑地を中心に活動されている団体の方々にお集まりをいただき、今後の玉川上水緑地の方向性を出す話し合いを実施しております。その中での議論は、文化の森で福生萌芽会が実施した一定の区域を定めて、すべての樹木を伐採する開拓方法を実施するか、何本かの樹木を伐採する間伐方法を実施するのかを、現在検討しているところでございます。

次に、3点目のみずくらいど公園の大木化した木をどのように管理をしていくのかについてでございます。

大木の管理に関しましては、先ほど答弁をしたとおりでございますが、特にみずくらいど公園は、議員御指摘のとおり、密集した枝によって日光が遮られ、下草が生えず、表土が雨で流されている状況も見受けられます。そのため、根本的な管理方針を立てて整備する時期に来ていると認識をしておりますので、今後、市民の皆様との協働で大木の管理方法とあわせて、早急に整備方針を考えていきたいと思っております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で、私からの杉山議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

史跡の管理についての1点目、地頭井戸整備工事の進捗状況についてでございますが、伝地頭井戸につきましては、平成20年7月4日に市の登録文化財に登録をし、その後、文化財としての保護と活用のため、今年度は保存整備工事を行いました。

整備につきましては、文化財保護審議会の御意見や地域及び有識者等の御意見を参考に、伝地頭井戸由緒来歴の説明と熊川地域の水に係る文化財を紹介した案内版の設置、井戸本体につきましては、中の石積み構造が観察でき、また、安全面を考え落下防止のための格子を設置いたしております。

敷地については、既存の石と植木を配置し、バリアフリー化した段差のない整備工事を行い、10月末に完了いたしましたところでございます。

去る11月21日には広く市民の皆さんにお知らせをし、地域の方もお招きして伝地頭井戸の説明会も開催いたしております。

市民の皆さんが散策をしながら、また、史跡や景観地めぐりをされる方がその途

中でお立ち寄りいただき、福生の歴史に触れていただくスポットになるものと存じております。

今後、この貴重な文化財を広く周知をするために、広報紙や郷土資料室のホームページで詳しく紹介をしていくほか、文化財係で行っております史跡見学会等のコースに加え、市民の皆さんの学習に役立てていただき、小中学校での郷土の歴史を学ぶ学習に役立てていけるよう、情報提供をしてまいりたいと考えております。

また、社会教育の学習以外での活用についてでございますが、この伝地頭井戸のような史跡は、文化財としての価値と懐古的な感情を呼び起こす貴重なまちの景観であり、観光資源となるものでもあると考えております。熊川地区は歴史的・文化的景観が色濃く残されている地域でもあり、点在をする多くの史跡等の文化財を線的に結ぶ工夫も必要と考えております。

今後、史跡、名称をめぐるルートを広く周知をするほか、他の部署の事業等でも活用できるものは積極的に活用していけるよう、所管部局とともに工夫をしてまいりたいと考えております。

2点目の玉川上水開削工事跡の史跡についてであります。みずくらいど公園の中にあります史跡の面積は640平方メートルほどでございます。公園面積の一部でございます。この部分が今荒れているという状態ではございませんが、史跡指定している部分の周囲の山の土砂が時の経過とともに少しずつ崩れ落ちていく可能性はあるかとは存じます。したがって、定期的な点検など注意をしてまいりたいと存じます。

以上、杉山議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○4番（杉山行男君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

大木がある公園が16カ所程度ということと、公園全体の23%に当たり、公園と緑地全体を含めると半分近い43%に当たるところに大きな木があるというようなことでございます。

また、これらの管理につきましては職員の巡回、それから近所の住民の剪定依頼や年間の樹木剪定委託というようなことで対応しているということでございまして、職員の皆さんもこれだけ多いところを巡回していても、なかなか回りきれないのが現状ではないかと思ひますし、大変な労力をいただいているということではないかというふうに思ひます。

この16カ所の公園の大木を、手を入れていかななくてはいけないというふうに思ひしております。定期的に手を入れていくことは大切なのだらうと思ひしております。

しかしながら、公園の木が伸び切ってしまうと、切ってほしいという依頼などもあるのではという気がするわけでございます。

その年間計画などは、また次回にお伺いするということで、これはこれでいいのでございますけれども、今回、緑地の方についてちょっと質問をさせていただければと思ひしております。

この緑地の雑木林が50年以上はたっているだらうと思われるということで、こちらでも了解をいたしました。

御案内のように、雑木林の木に限らず手を入れて保存していくことが望ましいということは、近年では多くの人が言ってきております。

林野庁が2005年に始めた「木づかい運動」という国民運動があります。里山ではありませんけれども、この林業の再生を図って国産材の積極利用をしていこうという、こういう運動なのですけれども、東大の安藤直人教授の短い論文を読ませていただいた中に、こんなことが書いてありました。

「森を大切にしましょうという、皆さんイエスだと。しかしながら、木を伐って使いましょうという皆さんノーなんです。」ということが書いてあって、これが実に的を射ているというふうに思うわけでございます。木は切らないと上に伸びてこんもりとしてくると。そのときに間伐をして、適当に間引いて木が互いに触れ合わないように、また、光が差し込むようにしてやらないと下草も生えないし、虫も動物も住めないおかしな山や森になってしまうと、こんなふうに論文の中で書いておられるわけです。まさにこの緑地も、その里山と言える武蔵野の面影を残すところなのですけれども、やはり切らないとだめなのですね、いままでは「切るな、手をつけるな」、とにかく何もしないという状況が玉川上水緑地、みずくらいど公園を含めた状態で、現在のようになっているというふうに理解をしているわけでございます。

やはり手は入れていかないといけないと。でもその手を入れれば入れるほど剪定をしていけば幾らでもお金がかかっていってしまうということがあるわけでございまして、前回も共有した部分で、やはり思い切った間伐をしてつくっていくというふうなことまで大事ではないかと思うわけでございます。そういうふうに剪定だけではなかなか間に合わないのではないかというふうに思っております。

こういった思い切った伐採が必要だと思っておりますけれども、この点についてはどのようにお考えか、お伺いをいたします。

それから、みずくらいど公園の樹木や公園の状態につきましては、前回の質問のときに、公園の林床が荒れたり、大きくなったり、陽が入らないというようなことで、これはお互いに共有できたと思っております。前回でも50年ぐらい経っているというような御答弁をいただいていますし、下草がはえない状況というのも共有をできたわけでございますけれども、今回これからどうするかということをぜひ共有したいというふうに思っているわけでございます。

前回、小峯都市建設部長が答弁という形ではなく、個人的な夢ということで、ぼかしながら御答弁をいただきました。そこでいくと市内では4ヘクタールの雑木林があり、その公園の雑木はもう50年以上経っているということ。それから、この雑木林を復元するには、「木を切るか、枝をはらうか、途中で詰めるか」ということ、やはり皆伐、木を根元から切る方法が一番よいのではないかというふうに夢を言っていたわけでございます。

もし2000平米ずつ皆伐をやっていくと、4万平米では20年かかると、20年間ずっとこれからやっていかないと市内の緑地の再生はできないかもしれないというふうなこと、これも予算が付いたらの話ですけれども、付かなければ25年、30年、40年後になるということでございます。それを同時に数カ所で萌芽更新をする

と、五、六年やれば10年ぐらいで、武蔵野の雑木林が復元できるかもしれないという、夢の話をさせていただきました。

私は、全くそのとおりだと思っていまして、いろんなこの手入れがあると思うのですけれども、皆伐することが雑木林の再生には一番いいのではないかという夢を語っていただいたのを共有するわけでございます。20年かかると費用も大変なものになるということでございまして、その場所を複数決めて、五、六年で実施して10年ほどで再生できるかもしれないということなので、これを方向付けていただき、ぜひ実施をしていく方向で何とかならないかというふうに思っています。

もちろんその時には、市民参加をもってできないかという要望をしたわけございまして、この市民参加についての可能性をお聞きしたいと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。いわゆる市民を巻き込んで伐採をして、そして、雑木林を再生するという取り組みが、今市内に動きがあるのかどうかということも引き続いてお伺いをするところでございます。

まずは、このできるところと言いますか、みずくらいど公園の一部からでも伐採を初めて、例えばボランティアの養成講座のようなものを開いて、名づけて「下草刈り込み隊」と、そういうふうな名前をつけたグループをつくって、行政が最初に働きかけをするということも必要だと思いますけれども、ここら辺につきましても、どんなお考えかお聞きするわけでございます。要するに、市民がこの自主的に活動できるように働きかける、市民力を高める、これも行政の重要な視点だというふうに思っております、ここら辺をどんなふうにお考えかお伺いいたします。

それから、伝地頭井戸につきまして、御答弁いただきましてありがとうございます。

完成した伝地頭井戸の史跡につきまして説明会もあったということで、了解でございます。多くの関心ある市民や御近所の方にお集まりいただいたのではないかと察するところでございます。

こうした史跡は私たちの先人の歴史、文化、生活を感じる場所であります。この地頭井戸の近所には、182年の熊川分水、また市文化財の熊川神社もあります。少し離れて後で触れますけれども、史跡になっている水喰土と呼ばれる玉川上水の開削跡もあるわけでございます。室町時代から続くお寺もあります。

今答弁にありましたように、点在している史跡や文化財などをどのように線で結んで、面にするかどうかといったことはこれから地域の活性化や観光という視点からみますととても大切で、重要なことではないかと思っております。景観保全やまち歩きの人が集まる拠点として、どうするかという視点も考えていかないといけないのではないかと考えております。

答弁の中で、史跡、名勝をめぐるルートを広く周知し、他の部署の事業も積極的に活用、工夫をしていくということでございますので、これは大いに期待をしたいと思っております。要はいかに市外から福生市に、我が市の熊川地区に人々が訪れてくれるか、私たちの福生市の人や人情に触れていただくか、こういった具体的な施策が重要になってくると考えております。

また、史跡見学会等のコースにも入れるということでございますので、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

また、社会教育活動の一環として、市民の皆様にはもちろんのこと市外の方にも歴史の学習に大いに活用していただきたいと願っております。

それから、学校教育でも歴史を学ぶ学習に役立てるよう情報提供をしていただけるという御答弁もいただきまして、了解でございます。そうしますと、情報提供を受けるであろう学校では、この伝地頭井戸を、あとでも質問もするのですが、みずくらいど公園の玉川上水開削工事後などをどのようにとらえ、事業に活用するのか、また用意があるのかお聞きいたしますのでよろしくお願いをいたします。

この伝地頭井戸や開削工事跡に関連する玉川上水などは、学校でどのような取り組みをしているのかもあわせてお伺いをしておきます。

伝地頭井戸はまちの貴重な景観で観光資源になるものだという答弁も今いただきました。大変うれしい限りでございます。私も観光資源になると思っているのですが、ではどうして具体的に観光資源として市民が、また、市外の人が福生市に訪れてくれるのだらうと思っているわけでございまして、そこでお聞きしますのは、観光資源としての活用、また文化財としての活用など、具体的な施策は現在お持ちかどうかもお伺いをしておきます。

それから、みずくらいど公園の開削跡についてですけれども、公園内の史跡の面積が640平米あるという御答弁をいただきまして、私が質問した範囲は公園面積の一部で、史跡の部分が荒れている状態ではないのだというふうに理解したわけでございます。

どこの部分がどのように史跡に指定されているかということ、具体的にお伺いをしておきたいと思えます。

それから、質問していますのは、福生市の史跡で今あります開削跡の史跡でございますけれども、この玉川上水が2003年8月に国の史跡に指定されているわけでございます。ちなみにこの範囲が羽村の取水口から四谷大木戸までの30.4キロあるとも紹介をされている文献があります。この史跡に指定されているところに、この開削工事跡が深くかかわりがあると思っております、この開削工事跡ですとか、また、加美の方にある旧堀跡はこの国の史跡に合わせて指定していただいてもいいのではないかというふうに思うところでございまして、こういう国の指定を働きかけてみるお考えがあるかどうかもお聞きいたします。

それから、もう1点、開削工事跡の史跡の立派な説明看板が立ててございます。平成2年につくられたということで、11月1日と看板に表示がしてあります。この説明の文言の中に、違っているところがあると市民からの御指摘を受けております。こちら辺をどの程度把握しておられますか、お考えをお聞きいたします。

どうしてこんなことを今聞くかといいますと、実は去年も一昨年も渋谷区のある小学校がこのみずくらいど公園の開削跡を、大型観光バス2台で見学にいらっやっています。

熊川げんき広場に大型バスを止めて、私の家の前を歩いて五日市線をわたって青

梅線も横切っているわけでございます。

とてもあいさつもきちんとできるし、整然と前を先生と一緒に歩いて行く小学生の姿に、礼儀正しくて学校の教育方針が見えるようだったんですが、その児童たちは、羽村の取水口とまいまいず井戸を、今まではそこしか見ていなかったんだけど、観光バスも止められる場所がたまたまあるということで、昨年から来ています。来ているのに間違った情報を、その先生方の説明看板にあったということで、私もすごく恥ずかしい思いをしたなと思っているものでお聞きしたというわけでございますので、細かいことでまことに申し上げないのですけども、そのことのお伺いをさせていただきまして、2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 1項目目の市内緑地、公園の維持管理についての再質問にお答えします。

思い切った伐採が必要とのことでございますが、萌芽更新の会の皆様によりまして、平成16年度に実施した文化の森での萌芽更新の活動から得た経験からしますと、五、六年かけて大木化した樹木を伐採して、10年程度で萌芽更新ができると考えております。そのためには、多摩川緑地やみずくらいど公園などでは思い切った伐採、今は皆伐になりますが、必要と考えております。

次に、現代の市民参加の可能性とのことでございますが、市内緑地の保全に向けてまして、市民の皆様との会議や、先日、萌芽会の皆様と国分寺市の萌芽更新の現地を視察いたしまして、管理方法などの検討をしております。そして、組織の拡大を図るため、萌芽更新の会の皆様とはさらに新規に、緑地保全に興味のある皆さんにお声がけをしております。

また、これからの活動予定といたしましては、樹木の剪定や園路の清掃等の管理活動、樹木や野草の分布調査、樹木管理の講座を実施する啓発活動を行うことができればと考えております。

また、主として、市民への市民参加への働きかけ、啓発活動を通じまして、市民の方の醸成が図れればと考えております。

次に、みずくらいど公園での市民参加によるグループの組織化についてという御質問をいただいております。

現在、みずくらいど公園にある玉川上水緑地を中心に活動されている団体の方々にお声がけをしております。現地立ち会いなどをして、今後のみずくらいど公園、玉川上水緑地の方向性などを話し合っております。

しかし、明確な方向性が出る状況には至っておりません。そのために、もうしばらく時間をいただければと考えております。

次に、市民の自主的な活動についての御質問をいただいております。

現在、玉川上水緑地を中心とした市民活動の組織化に取り組んでおります。このような市民の自主的な活動への行政としての啓発活動は重要であると認識しております。

○参事（川越孝洋君） それでは、私からはまず市内小中学校におけます玉川上水の学習の状況と、みずくらいど公園の見学や学習の状況について御答弁申し上げます。

玉川上水の学習につきましては、小学校４年生の社会化及び総合的な学習の時間におきまして、玉川上水が地域に果たしている役割や歴史、また地域に貢献した人々、あるいは当時の工事の内容や工夫について、各校大体２０時間弱の単位時間で学習をしております。

また、校外学習といたしまして玉川上水を見学したり、羽村取水堰あるいは羽村郷土博物館などの見学もあわせて実施をし、玉川上水の学習を深めているところでございます。

みずくらいど公園につきましては、教科学習としては小学校１校が見学に訪れておりますが、地域清掃などでは清掃区域として指定をしておりまして、児童・生徒あるいは保護者、地域の方々と協力した形でその活動を行っているところでございます。

また、地頭井戸や玉川上水開削工事跡の史跡についての学習でございますが、郷土の学習教材として、年間指導計画のバランス、あるいは時間配分等を考慮し、さらなる活用を促進できるものと考えておりますので、その旨努めてまいりたいと考えております。

○教育次長（宮田満君）　４点御質問いただいております。まず、１点目でございますが、史跡の観光資源などとしての活用についてでございます。

教育長が答弁で申し上げましたように、史跡文化財は貴重なまちの文化景観でもあり、観光資源でもあると考えております。

そういったところから、重要なものだと思っているわけでございますが、従来、文化財保護の枠組みを超える、こういった議論はされてきませんでした。

ところが、最近各自治体の動向を見ますと、こういった文化財、文化遺産を文化資産としてとらえまして、地域の特徴的な誇るべき文化財、文化遺産を文化財政策といった観点から、活用、展開していこうという動向も出ております。

そこで今後、市内に残る国史跡の玉川上水や国登録有形文化財の石川酒造の本蔵、ほかに東京都指定有形文化財の熊川神社本殿や、市指定文化財、市登録文化財など、まちづくり、地域活性化の資源としてとらえまして、文化財政策、文化政策として展開する方向を見出してまいりたいと考えております。

次に、市史跡玉川上水開削工事跡の指定の範囲でございますが、みずくらいど公園全体は７０７３平方メートルでございますが、史跡指定部分は、そのうち６４０平方メートルほどで、海拔１２４メートル以下、１１９メートルまでの窪地の部分でございます。

この史跡の東側には現在の玉川上水がありますけれども、この東側に寄ったところには山がございますが、ここは史跡の指定地域の外でございます。この山の斜面の土砂が崩れ落ちるという危険性がありますけれども、こちらには土留めを設置し、現在対応しております。今後土留めの老朽化等を点検する必要はあろうかと思えます。

続きまして、国の史跡に指定されるよう働きかける考えはないかとの御質問でございますが、玉川上水そのものが国の史跡でございますが、この玉川上水開削工事跡や、加美にございます玉川上水旧堀跡、こういったものを国史跡に指定していただけるものかどうか、今後東京都や国の動向を注意し、また働きかけなどもしてまいりたい

いと思っております。

4 点目、議員御指摘の玉川上水開削工事跡の説明板の文言に、2 カ所、2 文字誤りがございました。大変遺憾に思っております。

方角を示す重要な文字でございまして、大変申しわけなく思っております。

早急に修正いたしまして、今後このようなことが起こらないよう事業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○4 番（杉山行男君） 御答弁ありがとうございました。

玉川上水緑地のみずくらいど公園の伐採と市民参加ということで、ぜひ、玉川上水緑地の保全に向けて、市民の力をお借りしまして、もう少し力を入れた管理ができないか考えているということでございますので、ぜひこれらを実施していただきまして、前に進めていただきたいといふふうに思っております。

ゆくゆくはその管理計画の作成までというふうなことでございますけれども、ゆくゆくではなくて、できるだけ早い時期にやらないともう、すぐ10年、20年とたってしまうので、ぜひプロの声や市民の声を聞いたりしながら、早急な動きを始めていただきたいと思っているわけですので、どうぞよろしくお願いいたします。

ぜひ玉川上水緑地を中心に活動されている団体があるということでございますので、その方々とも話し合いを持って前に進めていただいて、あそこの公園が暗くて汚い公園でなく、明るくて風が通る、人々がいっぱい訪れる公園になってほしいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さっき、市民力を醸成というようなことで、市民の力もやっぱり待って、いまだけではなかなか醸成が進まないかもしれませんので、ぜひ行政側から働きかけて、市民の皆さんの、最初の一步を行政が背中を押すことで、そのあとはまた主体的に動けると思いますので、ぜひそここのところの働きかけをお願いしたいというふうに思っております。

それから、地頭井戸につきましてもありがとうございました。ぜひ、文化政策、文化財政策として展開をしていくということでございますし、教育の面でも、そこを取り入れていただけるということでございますので、大いに期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

2 点だけ質問がありますので、ちょっとお願いをいたします。

伝地頭井戸の件ですけれども、地頭井戸ができて、整備が終わったばかりで大変申し訳ないのですけれども、観光の面からとらえると、地頭井戸の上に屋根や滑車をつけた母屋を追加するようなことはとても大切なことだと思っているのです。

予算もかかることですが、ぜひここら辺の考えはいかがかどうかも、時間がないので簡単で結構ですので、お願いをしたいと思います。

それからもう一つ、史跡ということで一つだけお願いをしておきたいのは、五日市線の土手の法面の工事をしております。あそこは崩落防止ということでやっているのですけれども、あそこの五日市線の土手に昔、南田園が田んぼだったころの水路の跡があります。田水路というのですが、こちらが3カ所残っているのですけれども、こちらも大事な史跡だと思っております。ぜひJ Rに働きかけて工事の際、この田

水路の跡を残していただきますように働きかけていただきたいと思いますのですが、いかがですか。そこら辺、二つだけお願いをしたいと思います。

それから、みずくらいど公園の土が落ちている部分は公園ではない、史跡ではないということでありますので、ぜひ、土砂の崩落もあわせてお願いをすることで要望しておきます。二つだけ質問をお願いいたします。

○教育次長（宮田満君） 伝地頭井戸の屋根の覆いでございますが、この井戸は江戸時代に掘削されたものでございまして、江戸時代の井戸がどんな形態をもっていたかわからないわけで、空想でつくるものも教育的にいかがかということで、今回は見送っております。

今後、十分研究をして、復元できるものがあれば復元していくような方向も考えてみたいと思います。

五日市線の土手下の田用水の跡でございますが、3カ所トンネルが残っているわけでございますけれども、法面工事でそこがわからなくなってしまうとは、ちょっと田用水としての遺構がもったいないので、JRの方に働きかけまして、何とか保存の措置がとれないかどうか働きかけてみますので、よろしく願いいたします。

○4番（杉山行男君） ありがとうございます。伝地頭井戸につきましては、あくまでも伝だということでございまして、文化財保護審議会の委員の皆様方もぜひ御協議をいただいて、これであろうという滑車と屋根をぜひ付けていただきたいと思いますということを要望しておきます。

それから、その五日市線の土手の工事の件でありますけれども、あそこに3カ所ありますが、見に行かないとわからないかもしれませんけれども、大事なこれも史跡だろうというふうに思っております。そのまま放っておきますと、土手の工事に合わせてなくなってしまうかもしれないという市民の声を受けまして、現場も見に行きましたし、それから今工事をしている一面だけですけれども、図面も見させていただきました。これから工事にかかる、設計図を書くところに田水路があるわけございまして、ぜひ、そのことも事前に市の方からJRに言っていただきまして、この部分は残してくださいということで、お願いをしていただきたいと思います。そういった要望をいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

~~~~~

○議長（大野聰君） 午後3時10分まで休憩といたします。

午後2時58分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番乙津豊彦君。

（5番 乙津豊彦君質問席着席）

○5番（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました一般質問をさせていただきます。私の質問は大きく2項目ございます。

今回は混合方式に挑戦してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1項目目の都市基盤整備について。

まず1点目、雨水対策についてお伺いいたします。

この問題につきましては、3月議会において同僚の清水議員から一般質問がありました。そこでは、環境の面からも雨水浸透ますの普及を訴えられておりました。それに対して、雨水浸透ますの普及に関しPRに努めていきたいと、部長からの答弁があったところでございます。1年は経過しておりませんが、どのような状況かお聞きいたします。

次に2点目、熊川通りの雨水対策についてお伺いいたします。

昭和60年10月11日付けで、内出町会長から当時の田村匡雄市長あてに、1通の要望書が出されております。内容は、内出町会内の市道について整備改修を願うもので、具体的に雨水処理対策について、交通安全施設整備についての2点になります。

特に、雨水対策については、これらの市道に側溝が設置されていないため、台風や大雨のときには道路は冠水し、宅地内に雨水が流れ込む状況とのことでした。

これらの要望事項に対して、市が行った処置についてお聞きいたします。

当時、熊川道路の何カ所かに浸透ますを埋めていただいたようですが、設置後20数年を経過して、現在では全く機能を果たしておりません。そのため、降雨時に住民は、不自由な通行を強いられているのが現状でございます。

実はこの熊川通りは、もともとの奥多摩街道であります。片倉跡地から熊川神社の西側を通り、現在の睦橋通りを渡って石川酒造の工場裏で南・内出通りへと続く道でございます。鍋が谷戸地区は整備が完了しておりまして、側溝も設けられておりますが、内出地区だけ取り残された格好になっております。現在は市道178号線として二小通りに延びております。

この道路は狭隘道路等も聞いておりますけれども、熊川通りの雨水対策について、どのような対策をとられるおつもりか市の考えをお聞きいたします。

次に3点目、市道にかかる橋についてお伺いいたします。

朝日新聞11月4日朝刊の一面トップに、「崩落寸前の橋121基」との見出しで、記事が掲載されておりました。15メートル未満の小型橋を含めると143基、通行車両の重量を25トン未満に制限する「通行規制」の対象は680基と言われております。しかも大半は橋の寿命の目安とされる50年に達していないとのことであります。

実は、この調査結果は昨年4月に公表されておりまして、そのとき一時的に橋梁工事関係の会社の株が上昇したとの記事も見受けられます。つまり、過去にせつせと橋を架けてきましたが、その寿命が思ったより短いことが判明し、修繕などの発注がふえることを予想したものと思われれます。

全国で築後50年を経過する橋が2006年には6%、2016年には20%、2026年には47%にも及ぶと言われております。市道にかかる橋は市の管理と思われれますが、これら橋の老朽化について、市の考えをお聞かせください。

2項目目の、情緒をはぐくむ教育について質問させていただきます。

まず1点目、最近の若者による異常な事件についてお伺いいたします。

最近、若者による理由なき殺人、悲惨な死体損壊事件が続いているのは御案内のとおりです。

JR荒川沖駅付近での殺傷事件や秋葉原の無差別殺傷事件で、犯人は「殺す相手はだれでもよかった」と供述しております。

マンションの隣人を殺害し死体を損壊して捨てるなど、異常とも思える事件が続いています。どうしてこのようなことのできる若者が育ったのでしょうか。子どもたちの感性が危ないと指摘する学者も出ています。

社会環境の変化に、子どもたちへの教育が追いついていないとも考えているところですが、個を重んじる教育環境がこのような若者を生み出したのかもしれませんが。

そこで、このことに関して教育長の考えをお聞きいたします。

次に2点目、「小1プロブレム」についてお伺いいたします。

東京都の公立小学校の4分の1で、授業が進まない状態が起きていると新聞で報道されています。東京都は本年7月、「東京都公立小・中学校における第1学年の児童・生徒の学校生活への適応状況にかかわる実態調査」を行い、その結果が公表されました。小学校における調査対象は、校長、教諭ともに1313名とのことでした。

平成21年度の資料で、小学校の総数は都内で1314校となっていますので、ほぼすべての学校が調査の対象になったと思われます。

これによりますと、不適用状況の発生経験の有無では、校長で経験ありが23.9%となっております。また、発生の原因、解決するために実施した対応策、発生の予防に効果的と思われる対応策などについても、調査結果が載っております。

第1学年において、入学後の落ちつかない状態が数カ月も継続する状態を不適応状況と呼ぶようですが、この状況をマスコミが「小1プロブレム」と呼んだと聞いております。そこで、当市における状況についてお聞きいたします。

次に3点目、スローな教育についてお伺いいたします。

新聞に「ミミズ飼育し環境を学ぶ」という記事、これは調布市内の小中学校であります……が載りました。記事によりますと、調布市立緑ヶ丘小学校は、10年前から近くの農地を学校農園として借り、野菜を育てて給食などに活用する農園活動に励んでいるとのことでした。

「ミミズを介在させれば、子どもたちが物質の循環をより肌で感じるができるのでは」とミミズの飼育に踏み切ったとのこと。給食の野菜くずを腐葉土に変えるのにミミズの力を借りているわけです。このような取り組みが環境学習を超えて、子どもたちの情緒をはぐくむと考えますけれども、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 乙津議員の御質問にお答えいたします。

都市基盤整備についての1点目、雨水対策についてでございますが、雨水浸透ます普及に関してのPRにつきましては、ホームページでは以前から掲載しております

が、広報への掲載を年2回から3回にふやしました。

また、パンフレットも見やすく、わかりやすいものに一新し、工事を実施する市内の下水道指定工事店組合にも配付し、雨水浸透ますの普及に協力を依頼いたしました。

早速10月25日のふれあいフェスティバルで、下水道指定工事店組合のブースに雨水浸透ますのポスターを掲示していただきました。あわせてパンフレットの配布を実施し、庁舎内にもポスターの掲示をしたところでございます。

また、新たな試みとして、来年度より雨水利用の促進、水循環の再生を図るための雨水貯留槽設置助成事業も実施する予定でございます。

次に、2点目の熊川通りの雨水対策についてでございます。

御質問の場所は、熊川通りのうち、市道第178号線の部分でございますが、道路幅員3.6メートルの狭隘道路で、側溝等の雨水排水施設は設置されておられません。

このようなことから、議員御指摘のとおり、昭和60年10月、当時の内出町会長より市長あてに、この道路も含めた地域の雨水処理対策や交通安全施設整備等について、要望書が提出されております。これを受け、それぞれの要望箇所について改善等を実施しておりますが、市道第178号線の雨水対策につきましては、狭隘道路のため本格的な整備ができなかったことから、道路内に何カ所か浸透ますを設置し、暫定的な対応を行っております。

その後、時間が経過し、浸透ますの能力が低下し、機能を果たしていないが、市の考え方はどうかとのことでございます。

この道路は、幅員4メートル未満の狭隘道路で、建築基準法第42条第2項道路として、道路の中心線より2メートルまで後退しなければならない道路として、特定行政庁の東京都が指定しております。

このため、本格的な雨水対策といたしましては、4メートルに拡幅整備することで側溝等の排水施設の設置ができますので、雨水の処理が可能と考えております。整備に向けては、用地買収等、関係地権者の皆様の御理解と御協力が必要でございます。

幸い、この道路は一部後退している敷地もあり、4メートル近い幅員が確保されている場所もございますので、狭隘道路の解消に向け、関係地権者の方と協議・調整を進めていきたいと考えております。

次に、3点目の市道に架かる橋についてでございます。

市内に設置されている橋で福生市が管理している橋は、玉川上水に架かっている九つの橋でございます。これらの橋は、平成13年度に耐震診断の調査を行っておりまして、その報告書を受けて、平成14年度から地震時に橋が橋台から落下しないように落橋防止システムを計画的に設置してまいりましたが、現在、青梅橋を残して耐震補強工事は完了しております。

そこで、橋の老朽化に伴う市の考え方でございます。

市の橋は全てが玉川上水に架かっているもので、橋の長さが短いため橋台だけで受けている、単純桁橋がほとんどで、設計荷重は、平和橋の14トン以外はすべて20トンの構造となっております。

また、架設後40年から50年が経過している橋が多くございますが、橋の耐用年数につきましては、橋の形式や大型車両の交通量、適正な維持管理などにより、一概に定めるのは難しいと考えております。

議員御指摘のとおり、新聞報道によりますと、橋の寿命の目安とされる50年に達していない橋でも、劣化により崩壊寸前の危険な橋が国土交通省の調査でわかったとのことでございます。

福生市では、老朽化等に伴い構造的に危険かどうかの調査を行っておりませんが、現時点での判断は難しいわけですが、今後専門的な見地からの調査を行い、各橋の安全性の確認をしていく必要があると考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをさせていただきます。

以上で、乙津議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 乙津議員の御質問にお答えをいたします。

情緒をはぐくむ教育についての御質問、まず、最近の若者による殺人などの事件につきましては、マスコミ報道で知る限りではありますが、まことにもって痛恨の極みであり、異常なものと存じます。報道の中には被疑者の育ちや過去の言動にも触れたりしておりますが、このことから直ちに学校教育についてのあり方に言及するのは、難しい問題であろうというふうに考えます。

しかし、情緒や感性をはぐくむことの学校教育の役割やその責任につきましては、改めて考えるところであります。

御案内のように教育基本法におきましては、人格の完成を教育の目的といたしまして、第一義に掲げております。ここでの人格とは、申し上げるまでもなくその人物の考え方や言動に反映する人間としてのあり方そのものであります。すなわち、議員御指摘の情緒や感性は、人格を形成する重要な資質であります。この観点から平成20年1月に出されました中央教育審議会答申では、児童・生徒の豊かな心と健やかな体の育成を学校教育の中に求めています。

これを受けて新しい学習指導要領が策定され、目下その移行措置段階にあります。その答申では、次のような点の指摘をいたしております。

一つには、今の子どもたちが自分に自信が持てず、将来や人間関係において不安を抱いている状況を踏まえ、子どもたちに他者、社会、自然、環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信を持たせること。二つには、子どもたちの基本的な生活習慣を確立させ、社会生活を送る上での最低限の規範意識を確実に身につけさせること。そこであわせて、人間としての尊厳や自他の生命の尊重、倫理観などの道徳性を養い、法やルールを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できるようにすること。そして三つには、人間活動の源であります体力が、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっていることを踏まえ、体力の向上など健やかな心身の育成を図ること。そして、これら三つの観点は学校におけます指導の際には、別個に存在するものではなく、それぞれが関連し合い、補完しあってこそ効果が上げられるものであることを述べております。こうした答申が出

されました背景には、まさに御指摘をいただいた現代社会の様相や子どもたちを取り巻く環境の急激な変化をとらえてのことと考えるものであります。

例えば、他者とのコミュニケーションがとれず容易に暴力的になる、いわゆる切れてしまう状況が現実にも見られ、自分や他者の感情や思いを表現をしたり、受けとめたりする語彙や表現力の乏しさ、つまりは感情や情緒の発達の基盤となる言語環境の未熟さなどがあり、このような点で学校教育においても大変重要な責任と役割があると認識をいたすところであります。

このたびの学習指導要領の改訂に見られる小中学校全教科におけます言語活動の充実、こうしたゆえんと考えるところであります。

また、体験学習は、親や教師以外の地域の大人との交流、異年齢、異世代間の交流、職場体験、奉仕体験活動、自然や農業体験など直接体験の機会をふやすことにより、自ら体験したことを自己と対話をしながら文章表現をし、伝え合い、他者とその体験を共有し、広い認識につながるよう展開をさせることにより、実感や達成感を味あわせ、開かれた個の育成へと結びつくことになるものと考えます。

さらには、道徳教育の充実は欠かせないところであります。

子どもたちに基本的な生活習慣を確立させるとともに、民主主義社会における法やルール意義、それらを遵守することの意味を理解をさせ、社会の中で主体的に判断をし、直接に行動できる人間の育成が求められているものと考えます。

そして体力の向上という点では、子どもたちの体力の低下は年々深刻化をしておりますが、このことは将来的に社会全体の活力や、文化を支える上でも大きな影響となるものでございまして、運動は子どもたちの心身の調和ある発達を図るばかりか、運動を通じて食習慣など健康的な生活習慣の必要性を考え、実践力を高める学習展開にもつながるものと考えます。

こうした普遍的な教育活動とともに、昨今は少子化による社会性の提言とともに、電子化の影響真ただ中におります子どもたちへの成長や発達に与える影響を考える必要がございます。

これは、テレビゲーム、携帯電話、インターネットの利用の広がり子ども心身の成長との関係にあると存じます。子どもを取り巻く電子化の問題は、さきに述べました子どもたちの運動不足の減少やコミュニケーションの機会の不足に拍車をかけるばかりか、子どもたちが悪用や誘惑の知恵をつけたり、生活習慣の乱れなど、児童・生徒の健全育成においても大きな影響を及ぼすからと考えます。

このように、学校教育にあってもこうした社会の進展と、子どもたちを取り巻く環境の変化を見逃さず、豊かな心と健やかな身体の育成を推し進め、感情の統制力や社会変化への適応力、そして何よりもタフな知性を磨き、まさしく生きる力を確実なものとするにより、子どもたち一人一人が将来にわたって自信と希望を持って歩いていけるよう努めていかなければならないと考えております。

次に、小1プロブレムにかかわる課題についてでございます。

いわゆる小1プロブレムにつきましては、御指摘をいただいておりますように、小学校に入学したばかりの小学校1年生に見られます集団になじめず集団行動がとれ

ない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数カ月継続をする状態でございます。

元来小学校の新入生は、入学後1カ月もしますと、ある程度で落ち着くと言われてきておりましたが、近年なかなか指導が身につかず、また、集団生活への適応に必要以上に時間を要するようになり、このため就学前の幼児教育が注目をされ、このことが新たな学校教育の課題として認識をされるようになったものでございます。

議員御指摘がありました東京都では、公立小学校の25%程度の学級でその傾向が見られるとしておりまして、当市にあっても、それが小1プロブレムと言えるかどうかは別といたしましても、これまで以上に個別指導の充実策が求められることは確かでございます。こうした都内でも頻発をいたします小1プロブレムの原因として考えられますことは、幼稚園、保育園と小学校との学習内容や、生活時間の違いでありますとか、あるいは我慢できない、集団になじめないなどといったことが考えられます。

このため、本市にありましては、これまで小学校1年生から3年生に対します学習指導補助員を配置いたしまして、丁寧に子どもたちの様子を見守ったり、スクールソーシャルワーカーや学習生活支援員、スクールカウンセラーなどを配置して、子どもや保護者の相談にのるなど、小1プロブレムを未然に防ぐべく対策は進めてきておりますが、今後も学校の状態を的確に把握をし、効果的な支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる一般社会で昨今言われておりますスローライフにつきまして、そして、その精神に根差したような教育活動についてということでございます。

このような教育のあり方は、先ほど来課題として御指摘のあった子どもへの情緒面の課題への対応策の一つとなり得るものであらうと、このようにも考えます。

例として上げていただきました調布市では、市内4校の小中学校がミミズの飼育をし、ごみの減量に努めており、自然の環境を肌で感じる経験をいたしております。

ゲームや携帯電話と違い実際に生き物を見て、触れて、においを感じることは、頭での理解にとどまらず、さまざまな感覚として子どもたちの中に蓄積されていくものと存じます。それらによって、子どもたちの情緒面はより豊かに耕されていくだろうというふうに考えます。

もちろんこれらの教育活動には、さまざまな準備や継続のための努力が必要になります。スローな教育を継続するためには、それだけ多くの手間をかけ、根気強く取り組んでいくことが必要となるものでありますので、そのための十分な体制づくりが進められてから、これらの教育活動を推進していくことにならうかというふうに考えております。いずれにいたしましても、子どもの成長は、学力に加え心身の健康や豊かな人間性の伸長を通して図られるべきものと考えるところであります。

新しい学習指導要領では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむための体験活動の充実を重点として上げております。このことを踏まえた上で、福生市内の各小中学校では、平成22年度の教育課程の編成に当たりまして、子どもたちの豊かな情緒、感性の育成を図っていくよう私ども教育委員会としても指導してまいりたい

と考えます。

以上、乙津議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○5番（乙津豊彦君） 市長、教育長からの御答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問を行わせていただきますが、これからは一問一答方式になりますので、よろしくお願いいたします。

1項目目の都市基盤整備についてですが、1点目の雨水対策について、当市は市全体が緩やかな勾配で、しかも多摩川に接しており、雨水処理には恵まれた環境にあるのではないかと考えております。昨今、農地や空き地等に住宅が建てられ、また、舗装された駐車場が目立つようになってきました。

そこで、従来比べて道路に流れ込む雨水がふえているのではないかと危惧しているところでございます。市では、民地から道路に流れ出る雨水をどの程度まで許容できると見積もっておられるかお聞きいたします。

次に、屋根に降った雨水は何も処理しなければ、その9割以上が道路に流れ込むのではないかと考えられます。そこで、屋根に降った雨水を地下に浸透するために、雨水浸透ますの設置が望まれるところです。

市も補助金制度を実施していますが、最近市内における開発行為以外の戸建て、アパート等の新築工事における雨水浸透ますや雨水浸透トレンチなどの設置状況を市は把握されているのでしょうか、お聞かせください。

次に、JR五日市線の南田園地区の法面にコンクリートを吹き付けられると思われる工事が行われております。現在、第三中学校沿いの北側法面の工事が進行中です。

これは、降雨防災強化工事と推測いたしますが、JR東日本では、昨年6月に、首都圏を中心とした降雨防災強化工事の完了についてという報告を行っておりますが、その中にこの区間は含まれておりません。

そこで、工事の概要がわかったら教えていただきたいと思います。以上3点、よろしくお願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 再質問にお答えします。まず、民地から流れ出る雨水をどの程度まで許容できるかについてでございますが、当市の公共下水道雨水処理計画では、用途地域図をもとに流出係数を決定しております。この流出係数とは、雨が降ったとき地表を流下する雨水の割合を示す数値で、道路とか、屋根は数値が大きくなります。

熊川地区の場合、用途地域の平均流出係数0.65を採用してございます。つまり、6割が道路に出ることとしております。そこで、熊川地区の場合、周辺の土地利用の状況にもよりますが、時間50ミリの雨が降った場合、約6割を許容として、雨が道路に出る雨水処理計画をしております。

次に、雨水浸透ます、雨水トレンチなどの設置状況を把握しているかということでございますが、ハウスメーカー等に問い合わせをしたところ、ほとんどの住宅メーカーでは、雨水は宅地内処理を標準仕様としておりまして、市の使用よりも小さ目の構造ではございますが、各戸には雨水浸透ますを設置しているとのことで、一般化しておると感じております。

さらに住宅メーカーに協力要請等をしていきたいと考えております。

次に、ＪＲ五日市線の法面工事についてでございますが、ＪＲに問い合わせをしたところ、目的は議員御指摘のとおり、大雨の際、列車運転の一時見合わせや徐行運転などの降雨による影響を少なくするため、降雨防災強化工事とのことでございました。

工事箇所は、田園７１号線、下の川の上に道路がございますことから、田園通りを挟んで多摩川の鉄橋までの上下の法面部分でございまして、工事内容は、法部分に４カ所ございますが、面積で約８９４０平方メートルについて簡易吹き付け柢工事を実施するとのことでした。

簡易吹き付け柢とは、約１．５メートルの工事上の柢の部分をもルタルで固めまして、その中に、植生吹き付け、今回はリュウノヒゲとお聞きしております。それを施工するとのことでございます。

○５番（乙津豊彦君） ありがとうございます。３回目の質問をお願いします。

昔ははけ、すなわち河岸段丘のがけのあちこちで水がわいていたと記憶しております。しかし、現在その数は激減しておりまして、地中に浸透される雨水は減っているのではないかと考えております。家が建つと土地の半分程度が屋根になり、ここに降る雨水を何も処理しないとほとんどが道路に流れることになります。

先ほどの御答弁では、約６割の雨水が道路に流れても大丈夫とのことですが、今後市内の開発状況を見たとき、現状の雨水処理で将来的にも大丈夫かお聞きいたします。

次に、２点目のデベロッパーは雨水の宅地内処理を意識しているようです。

ところで、これらの浸透ます設置に対して補助金申請が少ないように感じております。新築時に、配管工事と同時に雨水浸透ますを家の隅に４基設置しても費用は３万円から５万円程度と聞いておりますので、コストに比べて手続、特に図面等を用意するのが大変とも聞いております。一方、まちの工務店等では設置したことがないとの声も聞いております。

このような状況で、雨水浸透ますの設置を普及させる方策は今以上に考えられないでしょうか、お答え願います。

最後に、ＪＲ五日市線の法面の工事に関しまして、柢はコンクリート製だが、すき間にリュウノヒゲの種を吹きつけるので、将来的には植物が生えるということで安心いたしました。初め見たときには、どうもあそこへ全部コンクリートが吹きつけられるようなイメージでしたので驚いたのですが、とりあえず草が生えるようでございます。雨水対策については特に、何も処置はしていないとのことですが、工事が完成した時点で、あの法面に降った雨は、一部は吸い込むでしょうけれども、市道に流れ込むことになるのでしょうか。要するに、市道を通行する住民に迷惑がかかるようなことがないかお聞きいたします。

以上、３回目の質問よろしくお願いたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 再質問にお答えします。

現状の雨水処理でも大丈夫ということでございますが、福生市の公共下水道雨水

処理計画では、降雨量を1時間50ミリで計画しております。

また、地形的に市内の雨水処理は、多摩川に排水する計画で下水道施設を整備されております。しかし最近のゲリラ豪雨の場合、1時間80ミリから100ミリの雨が降る状況でございます。

そこで、「東京都豪雨対策基本方針」では、各戸の屋根に降った雨を100%雨水浸透ますで浸透させることにより、1時間10ミリ相当を抑制する計画としておりますので、市の雨水処理計画を考える上で、市内全戸に雨水浸透や貯留施設を設置することで、将来的にも効果があると考えております。そして、地下に雨水を涵養する、戻すことができ、湧水も昔のように復活するということも可能と考えております。

次に、雨水処理を復旧させる方策ということでございますが、雨水ますなどの設置に向けましては、建築確認事務所の窓口であります東京都多摩建築指導事務所と調整してみたいと考えております。

また、議員御指摘の町場の工務店や、市内の上下水道工事店など商工会とも連携しながら積極的にPRをして復旧していきたいと考えております。

また、JRの法面工事の雨水対策ということで、市道を通行する市民に迷惑がからないかということでございますが、先ほど言いましたように、法面の2割がモルタルで固められまして、残り8割が草等で覆われることですから、施工当初は以前より雨水が市道に流れ込む量は多くなると思いますが、植生のリュウノヒゲが育ってくれば被害はないと考えております。

○5番（乙津豊彦君） ありがとうございます。どうも初めてのことで、時間配分がわからず早口になって申し訳ありません。

それでは、何点か要望させていただきます。

ゲリラ豪雨が降ったときに、一時的に浸水などあるかもしれませんが、徐々に多摩川に流れると思います。しかし、宅地内に雨水浸透ますを設置することによって、一時的にでも雨水の道路への流出を遅らせることができると思われますので、一層の普及に努力していただきたいと要望いたします。

先ほど申し上げましたけれども、補助金制度の利用が少ないのは、設置される数が少ないということではないことがわかってきました。この点に関して、デベロッパーや工務店、水道工事店などの意見を聞いて、改善できるところがないか検討してくださるよう要望いたします。

単に手続を簡素化して、規格に満たないような雨水浸透ますに補助金が出されるようではまずいと思いますし、なるべく簡単にできるような手がないか、よろしく御検討をお願いしたいと存じます。

それから、JRの五日市線の法面はわかりました。特に降雨時にどのような状況になるか、将来にわたって見守っていただきたいと要望しておきます。

次に、2点目の熊川通りの雨水対策についてですが、狹隘道路を解消して雨水処理を行うよう進めていただくと御答弁で、感謝いたします。

いずれにいたしましても、実現するまで少し時間がかかると思われます。その間、地域住民は水たまりの中を歩くしかないわけです。そこで、道路内の浸透ますを普及

するとか何らかの対策をしていただけないでしょうか、お聞きいたします。

次に、福生市狹隘道路拡幅整備要綱では、確認申請を出す前に市と協議することが建築主の義務となっておりますが、実情はどうでしょうか、協議しなくても建築確認がおりると聞いております。つまり、図面の上だけでのセットバックが実在することになるとも思われます。

法ができる前に住宅が建てられた道路で、4メートルに満たないものは建築基準法第42条第2項道路とされ、新たに家を建てる場合、道路の中心から2メートルまでセットバックしなければならないことは御案内のとおりです。

建築主はこのことをよく承知しておりまして、セットバックした細長い土地は空き地になることが多いと思われまゝす。いずれ市から何か言ってくるだろうくらいの気持ちでほとんどではないでしょうか。

この時期を逸するとまた何十年も時間を要することになります。市では、協議がなかったのでは知らないというのが実情ではないかと思われまゝす。狹隘道路解消の主体がだれか曖昧なのではないかと思うところでございまゝす。

結局のところ、建築基準法のセットバック規定というのは、数十年という期間を経て建てかえが進むにつれ完成する、長期的な道路拡張計画と言えらると思いまゝす。何か考えられる対策はないでしょうか。以上、2点よろしくお願ひいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 再質問に御答弁申し上げます。

この道路内の浸透ますの機能の復旧ということではございまゝすが、拡幅までの間には時間がかかりますので、その現地をよく精査しまして透水性舗装、いわば浸透ますの改修等も含めまして対策を講じてまいりたいと思いまゝす。

次に御質問の、いわゆる狹隘道路解消の主体がだれなのかあいまいということで、その対策でございまゝすが、市長答弁にもありまゝしたように、狹隘道路は4メートル未満の道路で、いわゆる建築基準法の42条の2項道路として、建築をする際には、中心線を2メートルセットバックしなければならない道路として特定行政庁である東京都が指定し、確認申請時にチェックをして確認をおろすということではございまゝす。

主体は東京都であります関係からも、確認を受け付ける際に市に情報がもらえらるようなチェック体制が確立できればと思いまゝすので、東京都と協議調整してまいりたいと思えておいまゝす。

○5番（乙津豊彦君） ありがとうございます。それでは、何点か要望させていただきます。

熊川通りの狹隘道路の解消につきましては、この道路が熊川分水に接してらるということで難しいのかもしれませんけれども、睦橋通りまでの間はほとんどが暗渠になってらる。何とか工夫をして、実現していただきたいと思いまゝす。

私が実測した限りでは、3.8、3.9メートルぐらゐ、もう既に幅員がとれらるところも見受けられまゝすし、御答弁にもありまゝしたが、既に建てかえが済んでセットバックされてらるところも見受けられまゝす。

一方、市の要綱では、敷地を測量して分筆するまで当事者が行ふことになってらる。現在では、元地も測量しないと分筆できないとも聞いてらるが、どの家

も敷地が広くて、測量等にかかる費用も相当な額になるわけです。

一方、ほかの市を見ますと、測量、分筆は市で行うところもあるようでございます。地籍調査まで待たずにこれらの問題が解決できないものか、検討をひとつよろしくお願いしたいと思います。せっかくセットバックしたのに放置される箇所の減少に努められますようお願いしたいと思います。

次に3点目、市道にかかる橋についてでございます。

東京都では、5年ごとに都道に架かる橋の診断を行っておりまして、多摩橋も最近修繕したと聞いております。また、都道411号線の奥多摩湖にかかる峰谷橋、これを100年耐久の橋に改修しておりまして、来年度完成の予定と聞いております。

予防保全型管理により更新時期の平準化、ライフサイクルコストの縮減が可能とすることであります。

確かに指導に架かる橋を20トン超の車両が通ることはないのかもしれませんが。

ところで、落橋防止システムを設置したとのことですが、このとき鉄骨のさびやコンクリートの亀裂などの目視確認はされていないのかどうかお聞きいたします。

次に、橋の構造の検査には、財政的、技術的に難しいところがあるかもしれません。また、国の補助金制度は、当市の橋の調査には適用できないのかもしれませんが。また、市道に架かる橋は短いこともあって、突如落ちることは考えにくいと思われます。

市長答弁では、必要性を認めるとありましたが、認めるだけではなくて前向きに調査を行う気持ちがあるかをお聞きします。以上、再質問よろしくお聞きいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 再質問にお答えします。橋の目視確認につきましては、平成13年度に橋梁の耐震診断を実施したときに耐震補強の調査とあわせて、目視ではありますが、各部材の腐食やさび等が発生しているか外観変形調査を行い、橋の健全を判定しております。

結果として危険と判定された橋はございませんでしたので、耐震補強工事を優先させて落橋防止システムを設置した経過がございます。

次に、橋の構造調査を前向きに行うということでございますが、すぐに危険という橋はございませんが、架設後40年から50年の橋もございまして、安全性を確認する必要があると思いますので、架設年次の古い順に調査をすることが必要と考えております。

○5番（乙津豊彦君） 御答弁ありがとうございました。それでは、何点か要望させていただきます。

「橋の老朽化に伴う調査の必要性は認めるが実施となると」というような御答弁でした。しかし、先ほど申し上げましたように、東京都の考えも変わってきておりまして、予防保全型管理を行っているようでございます。耐震工事を実施したばかりですので、短期的には落橋の恐れはないと思います。しかし、現に50年持たない橋も見つかっておりますのでございます。

きっかけは2007年8月、アメリカミネソタ州ミネアポリスで発生したミシシッピー川に架かる高速道路橋の落橋事故と聞いております。原因ははっきりしていま

せんが、やはり古い橋は定期的に点検する必要があるかと思います。今後、御検討くださるようお願いいたします。

次に、2項目目の情緒をはぐくむ教育について、教育長より大変熱のこもった御答弁をいただきました。福生市の教育のきめ細かさを十分理解することができたように思います。

さて、最近の若者による異常な事件についてですが、昔の日本の生活と違う生活環境は、子どもの感性や情操を育てるには難しくなっているのかもしれませんが、家庭を親と子という範囲でとらえるならば、現代は家庭で行う教育を学校や地域が担う必要があるかもしれないとも思っております。道徳教育の範疇かもしれませんが、当市または他市でその試みがあれば紹介していただきたいと思います。

次に、豊かな社会が人をだめにするのではないかと考えることがあります。

子どもへの教育として何か足りないのではないのでしょうか。次の学習指導要領では、感性、情操を育むことを改善事項として上げられていると聞いております。何よりも、子どもたちに体験をさせ、特に不便体験をさせることが重要との意見も聞くところでございます。

福生市で行われております中学1年生に対するスプリングスクールなどは、その目的にかなっていると思うのですが、市で考えている施策について、お聞きいたします。

以上、2点再質問をよろしくようお願いいたします。

○参事（川越孝洋君） それでは、情緒をはぐくむ教育についての再質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

まず、道徳教育における感性や情操を育てる教育の実践について、最近あった本市中学校の取り組みを御紹介申し上げたいと存じます。

実際の授業の様子でございますので、扱った教材等を詳しくお話し申し上げないとわかりにくいと思いますが、大変申し上げますが、お時間をいただければと存じます。

それは、人間の葛藤を題材にいたしました命の尊厳をテーマにした授業でございます。

大学病院の救急救命センターにおける救急処置を要する患者2人への医師の措置をめぐる状況での患者家族の葛藤をテーマにいたしました授業でございました。

患者の1人は働き盛りの40歳代で、日ごろから不休で誠実に家族を支えるために真剣に仕事をしてきた男性の不慮の事故をめぐるものでございます。

この男性はいつもどおり家族に見送られ、朝出勤をし、職場である工事現場において日常業務としての仕事に専念し、一生懸命に取りかかります。しかしながら、機材に足をとられ転落をいたします。すぐに救急車で運ばれるのでございますが、収容される予定でございました救急救命センターにはちょうど同じ時刻で発生した自殺の患者の処置で医師がその処置に当たっておりまして、この転落事故の労災患者を受け入れることができず、しばらくして、この患者は医師の処置も受けることなく手遅れとなり、帰らぬ人となったわけでございます。

一方、自殺した患者は救急救命センターの医師の救急措置が功を奏しまして、命に別条なく助かることになりました。そして、さらにこの自殺した患者は自殺の常習者であったと聞かされます。さて、このようなケースにおいて、あなたが労災で運ばれた患者の子どもだったら、父の死を納得できますかという実に考えさせられる授業でございました。

この子どもたちは、この作文を読んだ直後の感想では納得できない、自分の命を粗末にした方への処置が優先されたことへの疑問と、まじめに働いてきた父親を救ってほしかったという意見がほとんどでございました。その後、クラス内で意見交換をする中で次第に子どもたちも葛藤し始め、深く考えるようになります。

話し合いを続け、授業の終わりには、子どもたちの実際の感想でございますが、「命は皆平等で価値があるから、人の命も自分の命も大切にしなければならない。」、「医師としては、目の前にいる命を救うことは当たり前だ。自殺者の命と労災患者の命を比較してはならない。」、「自殺した方も労災の方も悲しむ家族は同じである」、あるいは「命に価値が高いとか、低いとかはない。」と言ったような意見が生徒から多く出された授業でございました。大人といたしましても、正直考えさせられる重たいテーマだったというふうに思っております。

この授業を行いました教諭からは、福生市の子どもたちの感性の豊かさ、温かさが実感をでき、働きかければ必ず答えてくれる、成長を見せてくれると語っております。

道徳授業は、子どもたちのさまざまな思いのまま結論づけない授業でございますから、この授業もさまざまな思いは子どもたちの胸の中に残ることと思いますが、議員御指摘の子どもたちの感情の成長はこうした学校教育の中では、教師の働きかけにより子どもの思考を深め、感情を揺さぶり、葛藤させ、その中から成長するものと確信をしているところでございます。

次に、体験活動の充実について、中学校のスプリングスクールの目的と合致する点はあるかということでございますが、中学校の入学初期段階に実施しておりますスプリングスクールは、その目的を望ましい学習習慣と生活習慣の定着と、学校生活の早期適応のため新たに出会う教員や友達との人間関係をつくり、望ましい集団生活を送る力を身につけさせることにございます。

その中で、当然のことながらこの期間中は電子機器の持ち込みはできませんし、テレビの視聴の時間もございません。これが、今の子どもたちにとっては日常とかけ離れた不便体験と言えるかと存じます。

スプリングスクールは、こうした中学生としてあるまじき体験をさせるという意味での重要な体験活動であるというふうな認識には立っております。議員御指摘の子どもの豊かな成長から考えますと、その基盤づくりのきっかけを中学校入学段階に重点的に行うことによる体験活動としては、合致するものと考えております。

また、子ども一人一人にとって意義深い実践になるよう、その効果を高めようとしているものでございます。

○5番（乙津豊彦君） どうもありがとうございました。すばらしい道徳教育の実践を

御披露いただいたところでございます。私としても考えさせられるテーマでございました。子どもたちが話し合いを重ねるうちに命の尊さに気がつく、その感性が将来何らかの、何かの役に立つと思います。ありがとうございました。

実は昨晚、テレビのドキュメンタリー番組を見ました。それは「奇跡の盲目ピアニスト」と題され、御存じのように辻井伸行氏の子どもの時からの記録でありました。

その中でお母さんが、「感性を育てる」という言葉を節々で口にされておりました。

目の不自由な彼がたんぽぽを手で触って「きれい」といったのがとても印象的だったと思います。

これからも、福生市の子どもたちの感性を育てる教育をお願いしたいと思います。

○議長（大野聰君） それでは、午後4時10分まで休憩といたします。

午後3時59分 休憩

~~~~~

午後4時10分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（乙津豊彦君） それでは、次に2点目の小1プロブレムについて再質問をお願いいたします。

「中1プロブレム」という言葉は聞いておったのですが、「小1プロブレム」という言葉は初耳でございました。当市においては、小1プロブレムを未然に防ぐべく対策を進めているとのことでした。学校では丁寧に対策を行っているのですが、家庭での教育といいますか、しつけも大切と考えます。また、地域性も要因として上げられるかもしれません。家庭や地域で考えられる対策があれば教えていただきたいと思います。

また、小1プロブレムは10年も前から問題になっていると聞いております。その原因についても諸説ふんぷんといったところでしょうか。対策については、文部科学省も事例集を出しておりますし、自治体においても独自の対策を行っているところもあります。幼稚園と小学校との連携も行われているようでございます。国においても、文部科学省と厚生労働省が連携を組むとも聞いております。

当市の状況をかんがみるに、このような対策をどう評価されているかお聞きしたいと思います。以上、再質問よろしく願いいたします。

○参事（川越孝洋君） それでは、小1プロブレムにかかわる課題についてのお尋ねでございます。

本市においての状況につきましては、先ほど教育長答弁にございましたように、集団として果たして小1プロブレムと言えるかどうか、その判断は大変難しいというふうに認識しているところでございます。

通常小学校1年生段階でございますと、なかなか集団になじめない、あるいは一つの動作、行動についてもそれに要する時間の差がございますし、感情などの表現におきましても男女の性差が感じられたりすることは、今始まったことでもないというふうに思っております。

こうした状況がなかなか終息しないことや、あるいはこれまで以上に長期間にわたり、状態の改善が見られないといったようなことがあろうかというふうに思います。

こういった状況につきましては、本市の状況におきましても年度ごと、あるいは学校ごとにその違いがあるというふうなとらえをしているところでございます。ただ新入生に限らず、児童・生徒の発育や発達の違いに対して、個別指導の充実策が求められることは確かでございます。

この原因でございますが、一つは幼児期の遊びやけんかなど、豊かな生活体験の不足によって場面や人間関係の認識が不全となり、愛情不足に陥った結果であると考えられること。それから、自尊感情をはぐくめない母子関係や家庭教育の問題、そして、御指摘のように幼稚園・保育園と小学校との接続の段差であるというふうに考えているところでございます。そういった意味では学校ができることといたしまして、幼稚園、小学校の接続の観点からとらえたときの段差をいかに低くするかといったようなことを考える必要があろうかというふうに存じます。

幼児教育や家庭教育の側から見た小学校との大きな段差は何なのか。そういったことをしっかりつかみ、段差がはっきり見えてくることによりまして、具体的にどう工夫したり何を新たに付け加えればよいのか、保護者や何よりも子どもたちの意見や提案を積極的に取り込んで、改善策を打ち出せるとよいというふうに考えております。

例えば、福生市立の小中学校と同様に、幼稚園・保育園における業務、あるいは子どもの成長にかかわる活動の評価等の委員を小学校の職員や地域の方々に担っていただき、その活動の様子等の掌握や、あるいは改善点の指摘等課題認識を持つ、そして幼稚園や保育園、小学校の教師による教育懇談会の開催、あるいは相互の授業参観や行事の参観、それから、小学校1年生の教室にさまざまな幼稚園・保育園の先生をチームティーチャーとして招くといったようなことが考えるのではないかというふうに思っております。

私もまだまだ勉強不足の点がございまして、もう少しさまざまな視点から展望が持てるといいかなというところで、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、就学前教育のあり方と小学校教育のあり方等のいわゆる連携の質と量を考慮してまいりまして、効果的な支援を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（乙津豊彦君） 御答弁ありがとうございました。何点か要望させていただきます。

幼稚園等で小学校の教育を先取りして慣れさせるという試みも一部自治体では行われようとしているというふうにも聞いております。それほどまでに問題が顕在化している地域もあるのではないかと考えておるところでございます。

しかし、御答弁にありましたが、幼稚園、小学校の接続の観点からその間の段差を低くする方策を模索していただきたいと思いますというところでございます。

幼稚園で平仮名を教えたり、数を教えたりするという方向は少し違うように個人的には思いますが、専門家でない私が言えることではないかもしれませんが、

あくまで、感性、情操を育てる意味で、スムーズな接続をお願いしたいと存じます。

国の方でも、文部科学省と厚生労働省が連携する、市に当てはめてみますと、教育委員会とどこでしょう、福祉部じゃなくて……そちらの方とも連携しなければならないような事態が起きるのかもしれませんが、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、3点目のスローな教育についてでございます。

自然を相手にした教育という意味で、スローな教育というテーマにいたしました。

教育的な目的はよくわかりませんが、小学校の校庭の隅もしくは屋上で、稲や野菜が育てられているのを見かけました。夏休みに、ある学校の畑といいますか、花壇を見させていただきましたが、草が生え放題でした。

そして、植えられていたニガウリやピーマンは熟れて、種がこぼれそうでした。このような状況を子どもたちが見たらどう感じるのでしょうか。子どもの情操教育の面ではマイナスではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

野菜を育てるのが教育的に役立つのであれば、例えば、トマトを2、3本植えてその実を収穫して、給食のサラダに加えることなどは考えられないでしょうか。10個も収穫できれば、今の小学校であれば一つのクラスで一口ずつは食べられるのではないかと思います。自分たちで育てた野菜を食することにより、情操ははぐくまれるのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上、再質問よろしくお願ひいたします。

○参事（川越孝洋君） それでは、小中学校におけます体験活動の充実の施策と自然や植物をテーマにした授業の展開、あるいは市内小学校の花壇の手入れ状況、そしてまた、その活用の問題といったようなところで、御質問をいただきました。

本市の学校教育の活動の基軸になっております福生市立学校教育課程編成方針では、進学指導要領に示されております言語活動の充実、理数教育の充実とあわせまして、体験活動の充実及び社会の変化の対応の観点から、教科等を横断して改善すべき事項としての情報教育や環境教育、そして物づくり教育やあるいはキャリア教育、食育、安全教育、心身の成長発達についての正しい理解等を踏まえまして、学校の総意を生かしつつ計画的に実践することとしております。

そうした点では、議員御指摘のような学校の花壇の状態は、例えば夏休みに児童が花壇の草むしりや、あるいは手入れをしている姿も見受けられるところではございますが、学校によっても違いは出ているかというふうに存じます。整備をされていない状況につきましては早急に手を入れ、子どもたちの教育環境にふさわしく、日ごろから管理をするよう指導してまいりたいというふうに考えております。

そして、議員御指摘の花壇などを積極的に活用して食物を栽培し、それを食するといったようなことでございますが、これにつきましては、ほとんどの小学校で実施をしているところでございます。例えば、ミニトマト、あるいはゴーヤ、米、ジャガイモ、ナスなどの栽培をしております、それを収穫、そして収穫したものはその場で食べることもございますが、持ち帰らせているケースもございます。

特に顕著な、本年度のある小学校での活動でございますが、校長と教員が沖縄県

に出かけまして、サトウキビの栽培を学んでまいりまして、サトウキビの栽培と収穫、さらには食品へ加工するというプロセスを学びまして、実際にサトウキビを植え、育て、黒砂糖をつくったというふうなことを進めた学校がございます。

まさしく環境教育や食育の学習として、実際に取り組んだ学校も福生市にもございますといったような紹介でございます。

それから、先ほど一部育てたものを実際に食するといったこともございますと申し上げましたが、例えば御指摘のような給食等にこういったものを使えないかといったところにつきましては、これは指導室の所管だけではお答えできるものではございませんので、さらに大きなテーマであるというふうに認識しております。

今後の地域の特色を生かした学校教育の発展した姿として、十分に考えられることではないかというふうには存じております。

○５番（乙津豊彦君） 御答弁ありがとうございました。

私が質問したテーマは既に実践されているようで、恥ずかしくも思います。

また、学校によって教育方法、方針といえますか、方法が異なることもわかりました。しかし、指摘したことも事実ですが、世の中には雑草と共生させる農法もあると聞いておりますので、私がとやかく言えることではなかったかもしれません。でも、食物を大切に育てるという観点からは、御答弁にありましたようにしていただければと思うところでございます。

自分たちで育てた食物を食べるという教育も実践されているようでございます。確かに、給食で利用するとなると、難しいかもしれません。先ほどの調布市の学校では、多分、自校給食なのかなとも思うところでございます。いずれにいたしましても、このような面における情操教育につきましても、継続して実施していただければと思っています。よろしくお願ひしたいと存じます。

たまたま、けさの新聞、これもトップだったと思いますが、小中高生の暴力６万件、前年度比７０００件増という記事が出ております。これは１１月末に文部科学省が発表したデータですが、ここのところ学校で暴力を振るう子どもたちが非常にふえてきているという問題が顕在化しているとのことでございました。

この原因はまだはっきりされておりませんが、やはりコミュニケーション能力の不足だとか、感情がうまく制御できなくなっている、要するに子どもの気質の変化が背景にあるという具合に、文部科学省もしくは東京都の教育委員会等も考えておるようでございます。

ただ、その解決法といたしまして、アメリカから導入しておりますセカンドステップという教育法の普及を進めると書いてございます。要するに、早いうちであればたぶん、教育段階でこのような荒れる子どもを食いとめることができるのかなとも思っております。そのような観点から、ぜひ、福生市の教育も今でもそれほど問題はないのかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと存じます。

それで、人間の情操感性と言いますか、御案内のように、これは国土交通省なのですが、ハイブリッド車に音を出す義務化をしようという案が出ておると思います。これは御存じのように、ＥＶ、電気自動車やハイブリッド車というのは街中をゆっく

り走ると音がほとんどしません。

特に、目の見えない方、耳の不自由な方は音に関係ないのですけれども、それから普通の方でも、すぐそこに車が来ているけれどもわからない。危なくてしょうがないから、じゃ車に音を出させようと。ただピーポーパーポーという音ではなくて、エンジンと同じような音を出したらどうかということで、検討が進んでいるようでございます。これもやはり、私の個人的な考えから言いますと本末転倒ではないかと思っております。

要するに、音が出ないのは非常にいいことでありまして、それが、気がつかないから音を出してそこのけそこのけ車が通るというような調子で行く方向は、いかななものかなと思っております。まあそうでもしないと、人間、殺伐と言いますか、何かあったらどうするのだというそのような考えがはびこるのは、人間生活としていかななものかなと思っております。

そのようなことで、今の子どもたちの教育について質問させていただきました。

本日はいろいろとありがとうございました。これで一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（大野聰君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

なお、次回本会議は12月2日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時26分 延会

福総総発第 145 号

平成 21 年 11 月 24 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

平成 21 年第 4 回福生市議会定例会の招集について

平成 21 年 11 月 24 日付け、福生市告示第 186 号（別紙参照）をもって、平成 21 年第 4 回福生市議会定例会を招集したので通知します。



福生市告示第 186 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 5 項の規定に基づき、平成 21 年第 4 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 11 月 24 日

福生市長 加 藤 育 男 図

1 期 日 平成 21 年 12 月 1 日

2 場 所 福生市議会議場

福総総発第 146 号

平成 21 年 11 月 24 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

議案の送付について

平成 21 年第 4 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 64 号 福生市組織条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 65 号 福生市特別会計条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 66 号 福生市水道事務所設置条例を廃止する条例
- 4 議案第 67 号 平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）
- 5 議案第 68 号 福生野球場整備工事請負契約について
- 6 議案第 69 号 市道路線の廃止について

議案第 64 号

福生市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 1 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

行政運営の効率化を図るため、組織の改正を行うとともに、関係する条例の規定を整理したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市組織条例の一部を改正する条例

福生市組織条例（昭和 52 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

本則中「福祉部」を「福祉保健部」に改める。

第 2 条の表総務部の項中第 10 号を第 11 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） 第 68 回国民体育大会に関すること。

第 2 条の表生活環境部の項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 定住化対策に関すること。

第 2 条の表都市建設部の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 10 号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（福生市地域福祉推進委員会条例の一部改正）

2 福生市地域福祉推進委員会条例（平成 16 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「福祉部社会福祉課」を「福祉保健部社会福祉課」に改める。

（福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）

3 福生市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和 55 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「福祉部健康課」を「福祉保健部健康課」に改める。

議案第 65 号

福生市特別会計条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 1 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

東京都水道事業の事務の受託の廃止に伴い、福生市受託水道事業会計に係る規定を削除するとともに、規定を整理したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市特別会計条例の一部を改正する条例

福生市特別会計条例(昭和 39 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し及び条名を削り、同条中「かかげる」を「掲げる」に改め、第 3 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の福生市特別会計条例に基づく福生市受託水道事業会計に係る平成 21 年度予算の出納については、なお従前の例による。

議案第 66 号

福生市水道事務所設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 1 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

東京都水道事業の事務の受託の廃止に伴い、福生市水道事務所を廃止したので、本条例を廃止する必要がある。

福生市水道事務所設置条例を廃止する条例

福生市水道事務所設置条例(昭和 50 年条例第 8 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 67 号

平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 1 日

福生市長 加 藤 育 男

平成21年度 福生市一般会計補正予算（第3号）

平成21年度福生市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,926千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,067,423千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成21年 12月 1日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		8,375,014	1,396	8,376,410
	6 特別土地保有税	0	1,396	1,396
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金等		1,449,752	536	1,450,288
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	1,449,752	536	1,450,288
14 国庫支出金		3,115,857	81,266	3,197,123
	1 国庫負担金	2,020,833	60,734	2,081,567
	2 国庫補助金	1,068,380	20,532	1,088,912
15 都支出金		2,704,944	25,566	2,730,510
	1 都負担金	845,229	11,616	856,845
	2 都補助金	1,642,311	24,219	1,666,530
	3 委託金	217,404	△10,269	207,135
18 繰入金		489,537	9,500	499,037
	2 基金繰入金	461,012	9,500	470,512
20 諸収入		113,543	662	114,205
	1 延滞金、加算金及び過料	6,000	662	6,662
21 市 債		255,100	△22,000	233,100
	1 市 債	255,100	△22,000	233,100
歳入合計		20,970,497	96,926	21,067,423

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,279,638	△10,269	2,269,369
	4 選挙費	89,001	△10,269	78,732
3 民生費		8,366,208	140,729	8,506,937
	1 社会福祉費	3,064,849	17,721	3,082,570
	2 児童福祉費	3,532,292	73,008	3,605,300
	3 生活保護費	1,768,736	50,000	1,818,736
4 衛生費		2,732,123	△17,223	2,714,900
	1 保健衛生費	1,079,644	41,064	1,120,708
	2 清掃費	1,652,479	△58,287	1,594,192
6 農林水産業費		71,527	700	72,227
	1 農業費	71,527	700	72,227
8 土木費		1,714,325	9,511	1,723,836
	3 都市計画費	628,484	9,511	637,995
9 消防費		883,774	△16,595	867,179
	1 消防費	883,774	△16,595	867,179
10 教育費		2,750,751	△18,469	2,732,282
	5 社会教育費	828,195	26,270	854,465
	6 保健体育費	561,285	△44,739	516,546
13 予備費		65,526	8,542	74,068
	1 予備費	65,526	8,542	74,068
歳 出 合 計		20,970,497	96,926	21,067,423

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
住民情報システム更新事業	平成21年度～平成22年度	千円 134,000
福祉バス運行委託	平成21年度～平成22年度	24,117

(変 更)

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
容器包装プラスチック選別圧縮梱包委託 (平成22年度分)	平成21年度～平成22年度	千円 21,315

第3表 地方債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市営競技場整備事業	千円 32,000	証 書 借 入 又は 証 券 発 行	5.0 % 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときより据置を含み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利に借換えすることができる。
計	255,100			

補 正 後	
期 間	限 度 額
平成21年度～平成22年度	千円 15,225

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
千円 10,000	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ
233,100			

議案第 68 号

福生野球場整備工事請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 1 日

福生市長 加 藤 育 男

福生野球場整備工事請負契約について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 福生野球場整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約の金額 | 金 2 億 7, 3 8 4 万円 |
| 4 | 工 期 | 契約締結日の翌日から平成 22 年 12 月 28 日まで |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都文京区後楽一丁目 7 番 27 号
鹿島道路株式会社東京支店
執行役員支店長 石井 孝道 |

(提案理由)

福生野球場整備工事請負契約を締結したいので、福生市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）第 2 条の規定により、本案を提出する。

入札の経過を示す調書

入札日 平成 21 年 11 月 16 日

入 札 参 加 者			入札結果
事 業 者 名	資本金(千円)	所 在 地	第 1 回(千円)
大林道路株式会社 多摩営業所	6,293,844	東京都八王子市中野町 2159 番地 1	264,000
鹿島道路株式会社 東京支店	4,000,000	東京都文京区後楽一丁目 7 番 27 号	◎260,800
世紀東急工業株式会社 西多摩営業所	2,000,000	東京都福生市武蔵野台一丁目 9 番 2 号	290,000
大成ロテック株式会社 多摩営業所	11,305,915	東京都八王子市北野町 575 番地 2 号	265,000
東亜建設工業株式会社 多摩営業所	18,976,658	東京都八王子市東町 1 番 14 号橋完ビル	293,000
東亜道路工業株式会社 多摩営業所	7,584,188	東京都八王子市谷野町 597 番地	279,000
株式会社NIPPON 東大和出張所	15,324,503	東京都東大和市向原六丁目 1222 番 3 号	263,000
日本道路株式会社 西東京営業所	12,290,266	東京都八王子市長沼町 486 番地	296,000

注 1 金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額である。

2 ◎印は、落札価格である。

3 入札予定価格は、362,270 千円である。

工 事 概 要

工事件名：福生野球場整備工事

工事場所：福生野球場（福生市牛浜 162 番地）

工 事 内 容 等			数 量
福生野球場整備工	撤去工	グラウンド施設撤去	1 式
		グラウンド外周擁壁撤去	1 式
		照明施設等撤去	1 式
	野球場整備工	外野舗装（人工芝等）	1 式
		附帯施設（スコアボード等）	1 式
		外周擁壁	1 式
		防球施設	1 式
	スタンド工	スタンドベンチ外	1 式
	電気設備工	放送施設外	1 式
	外構施設	駐車場等舗装	1 式
		大型引戸	1 箇所
		トイレ	1 箇所
		用具倉庫	1 棟
	仮設工	仮設門扉外	1 式

議案第 69 号

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 1 日

福生市長 加 藤 育 男

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道路線を廃止する。

全部廃止

路線名(号線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	重要な経過地
1 3 5	福生市大字熊川 字東 3 9 4 - 4	福生市大字熊川 字東 3 9 2 - 7	

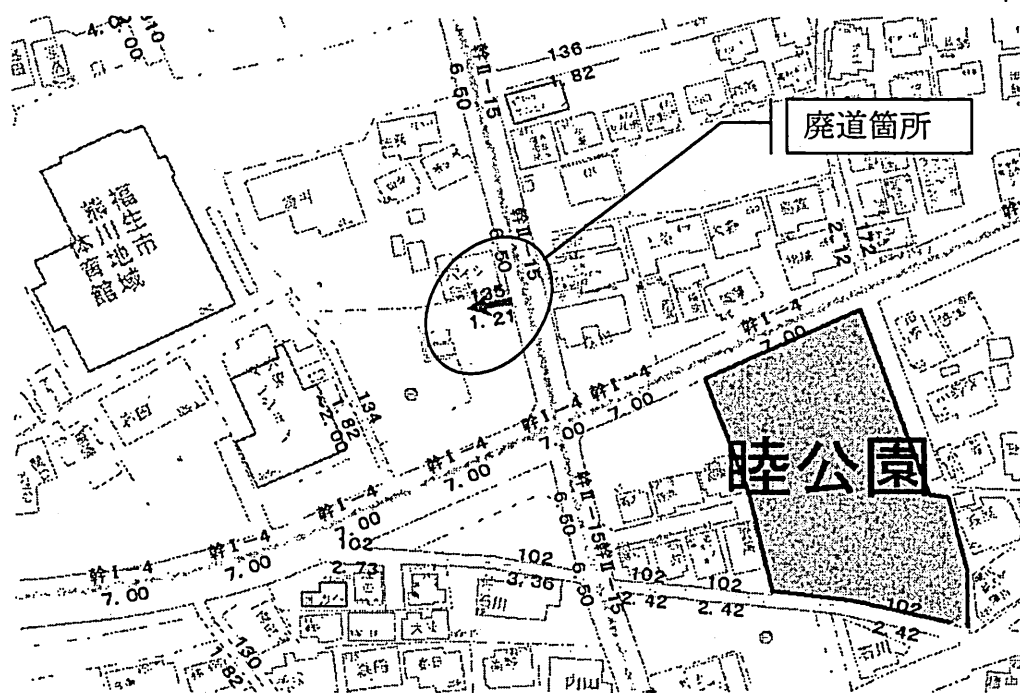
(提案理由)

市道として管理する必要がなくなったため

市道第135号線路線廃止図

所在 福生市大字熊川字東

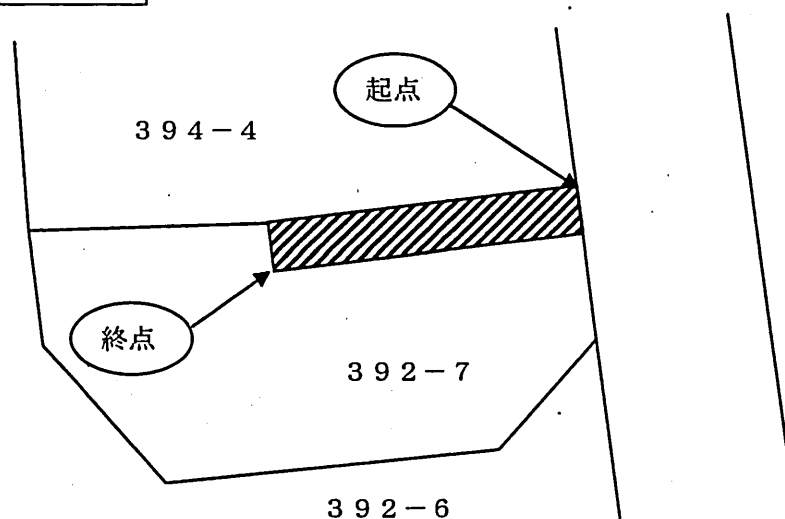
案内図



拡大図

 廃道箇所

幅員	1.21m
延長	8.36m
面積	10.12m ²



陳情第 21－ 8 号

東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する陳情書

【陳情要旨】

東京都公社住宅自治会協議会(以後、公社自治協)が、東京都住宅供給公社(以後、都公社)に住む居住者に2008年実施した、「第5回家賃問題アンケート」によると、入居者は60歳以上が59%を占めます。収入では200万円以下が32.5%、世帯の平均年収は301万円で、3年前の調査と比べると30万円下がっています。

生活実態では、3年前に比べると「苦しくなった」53.9%、「非常に苦しくなった」が15.7%となっています。(公社自治協『第5回家賃問題アンケート』2008年11月調査実施)

東京都住宅供給公社の住宅に住む私たちと都民は、2008年4月から後期高齢者医療制度が実施され、住民税や所得税、国民健康保険税、医療費、介護保険料なども引き上げられています。

年金だけの収入の方は、年金給付そのものが下がり続け、たとえ小額の値上げでも暮らしを切り詰め、医者に行く機会も減って、生命の切り詰めが行われています。

一方、都公社の一般賃貸住宅管理事業収益は、2007年度決算では、57億円の黒字になっています。いままで貯めこんだ剰余金につきましては、3,127億円にもなります。ここまで貯めこみ、何に使うのでしょうか。

公社住宅に住む私たちと都民は、「地方住宅供給公社法施行規則第16条」の改悪により、「公社住宅家賃は近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう、地方住宅供給公社が定める」という、いわゆる「近傍同種家賃」の施行規則は、地方住宅供給公社法と都公社定款の設立目的にある「(前略)住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」この精神は、日本国憲法第25条の国民の「生存権」の立場と受けとめ、「地方住宅供給公社法施行規則第16条」の「近傍同種家賃」は認める訳にはいきません。

都公社は2009年度の公社一般賃貸住宅の継続家賃を、経済情勢の悪化などの理由で、本年度家賃値上げを見送りました。

2010年度の家賃値上げ予定は、地方住宅供給公社法と都公社の定款の精神にも反します。

いま、多くの都民が求めているのは、豪華な高い家賃住宅ではなく「安くて良質で誰もが入居できる住宅」です。都営住宅への応募が殺到しているのが、何よりのあかしだと思います。また、居住者の生活に関係なく、一方的に追い出される「定期借家制度」は撤回するよりほかにありません。公社住宅に安心して住み続けられる、居住環境の良好な住宅を求め、貴議会から関係機関に意見書の送付を願い、連署を持って陳情いたします。

【陳情項目】

- 1 2010年以降の家賃は、住民の意向を反映させること。
- 2 設立の目的に立ち戻り「定期借家制度」は見直すこと。
- 3 「安くて良質で誰もが入居できる公共賃貸住宅」の大量建設を行うこと。

平成 21 年 11 月 6 日

陳情者代表

福生市加美平 4 丁目 1 番地

福生加美平住宅自治会

会長 西 川 雅 博 ㊞

福生市熊川 95-627

福生熊川住宅自治会

会長 遠 山 さだ子 ㊞

福生市議会議長

大 野 聰 様

陳情第 21－9 号

東京都に 75 歳以上の医療費の無料化を求める陳情書

【陳情要旨】

「お金の心配をしないで医療を受けたい」は、都民の切実な願いです。

東京都が実施した世論調査でも「今後の生活の不安」を訴えている人は増えています。高過ぎる保険料を払えず保険証を取り上げられた都民は2万8千人を超え（2008年）、医療にかかれず重症化し、命を落とすケースも後を絶ちません。

高齢者の生活は、年金から介護保険、後期高齢者医療の保険料、住民税などが天引きされ、生活はますます大変になっています。その上75歳以上の高齢者が受ける医療には差別する仕組みがあります。「後期高齢者診療」を選択すると、主治医を一人に限定し、必要な治療を何回行っても月6千円しか報酬が出ないために、医療が制限される恐れがあります。

また、入院すると「後期高齢者特定入院基本料」が適用され、90日以上入院すると病院経営が成り立たない水準に診療報酬が下げられたため、早期退院を迫られる可能性があります。

このように、年齢で差別する世界に例のない「うば捨て」保険である後期高齢者医療制度は、鳩山新政権になって廃止の方向が示されています。しかし、長妻厚労相は、政権の第1期の4年以内に新制度ができるまで続くとしています。これでは、来年4月からの保険料の値上げは避けられません。

こうした中で、日の出町は、今年4月から75歳以上の高齢者の医療費自己負担を無料にしました。かつて東京都は、全国に先駆けて「老人」医療費の無料化を実現しました。

私たちは、高齢者が安心して医療にかかれるよう、東京都が75歳以上の医療費の無料化を一日も早く実現するよう、東京都に意見書を上げてください。

【陳情項目】

75歳以上の医療費窓口負担を無料にするよう、東京都に意見書を上げてください。

平成 21 年 11 月 9 日

陳情者

羽村市緑ヶ丘 1 - 15 - 10

西多摩社会保障推進協議会

会長 秋 本 晴 夫 ㊟

福生市議会議長

大 野 聰 様

陳情第 21－10 号

食料の自給力向上と、食の安全安心の回復に向けて、
食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出を求める陳情書

【陳情要旨】

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全安心のために国産食品を求め、自給力向上を望んでいます。そのため、冷凍食品原料をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っています。

また、多くの消費者が安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み換え(GM)食品を食べたくない」と考えているにも関わらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けています。

さらに、食品安全委員会では、異常の多発原因について何の解明もしないまま「安全」と性急に評価し、体細胞クローン由来食品の商品化が間近に迫ってきました。受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通を始めていますが、多くの消費者は安全性に不安を抱き、「クローン由来食品を食べたくない」と考えています。

いまこそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全安心の回復のために、食品のトレーサビリティ(どこでどのように作られたかわかるしくみ)のルール化と、それに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要です。

消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現をめざし、食品表示制度の抜本改正を求めて、福生市議会から国への意見書提出について陳情をいたします。

【陳情項目】

- 1 加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 2 全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 3 クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上の点について、国への意見書を提出すること。

平成 21 年 11 月 17 日

陳情者

福生市福生 1718

高 崎 理恵子 ㊞

福生市福生 1710-11

黒 澤 泰 子 ㊞

福生市福生 501

山 崎 きぎく ㊞

福生市議会議長

大 野 聰 様

陳情第 21－11 号

都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対の意見書
採択に関する陳情書

【陳情要旨】

都市再生機構は、平成21年3月31日に閣議決定した「規制改革推進のための3カ年計画」に従い、同年4月3日に「UR賃貸住宅における定期借家契約の幅広い導入」を発表しました。それに先立っては、平成19年12月24日の閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」にもとづき、同月26日に団地の縮小・売却を含む「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を策定しております。

具体的措置として、平成21年度において定期借家契約による空き家募集の対象とする戸数は、まず全国32団地約3万戸を選定するとともに、団地再生事業等を予定している団地の戸数を合わせ、全賃貸住宅(約77万戸)の約2割としています。対象団地での空き家募集は、すべて期間5年の定期借家契約となります。

私たち借家人は、借家契約の継続が保護され、これに期待して、地域に溶けこみ根を下ろして市民生活をいとなみ、そこで子育てをし、老後を生きています。この継続保護、安定こそが居住の命であり、コミュニティ形成と参加の礎をなしています。

既存契約の定期借家契約への切り替えは、借地借家法上「当分の間」禁じられていますが、都市機構は対象団地を年々拡大しますし、団地内の定期借家入居者は漸増します。借家契約内容の異なる居住者の混在が、団地管理上、コミュニティ形成上の困難を生み出す事も危惧されます。

定期借家制度は元来、民間借家流動化、借家市場の育成をめざして創設されたものです。公団住宅は、今では公営住宅とともに法的にも住宅セーフティネットとして位置づけられています。政府は、制度創設の当初から、公的賃貸住宅にはその目的に照らして「なじまない」ことを国会でも強調してきました。創設後7年を経た2007年の国土交通省調査によると、民間借家でも全新規契約に占める定期借家の割合は5%にすぎません。事業者さえ定期借家は借家人に利点はなく、普通契約で不都合もなく、むしろ空き家をつくるとして、普及を見ていません。

都市機構が本年4月に「閣議決定」の一語をもって、公団住宅への定期借家導

入の理由を居住者に説明したあとの本年6月17日、金子一義国土交通大臣は、国会で「政府側でもう少し詰めてもらう」と答え、十分な検討のないままの方針強行であることを明らかにしました。

私たちは、①、制度の主旨から導入は「なじまない」と政府みずから公言してきた公的賃貸住宅に、②、政府自身まだ十分検討せず、③、明らかに借家人不利、居住の安定をおびやかす定期借家契約の導入拡大の実施を認めることはできません。

【陳情項目】

政府ならびに都市再生機構にたいし、UR賃貸住宅に定期借家契約を導入し、拡大する方針を撤回するよう意見書の提出を陳情します。

平成21年11月20日

陳情者

福生市南田園2-16 9-208

福生団地自治会

会長 宮 下 義 夫 ㊞

福生市議会議長

大 野 聰 様

福 議 発 第 177 号
平成 21 年 11 月 24 日

様

福生市議会議長
大 野 聡

議案説明員の出席要求について

平成 21 年第 4 回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第 121 条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日 平成 21 年 12 月 1 日 (火)
- 2 場 所 福生市議会議場



福総総発第 150 号

平成 21 年 11 月 27 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙（専決第 5 号及び専決第 6 号）のとおりに専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

写

専決第 5 号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和 57 年 3 月 10 日議決）に基づき、
損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 11 月 20 日

福生市長 加 藤 育 男 印

損害賠償額の決定について

福生市は、市有車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

1 損害賠償の額 金 88,200 円

2 損害賠償の相手方

所有者 福生市北田園一丁目 8 番地 22

鈴木 道 奉

運転者 福生市北田園一丁目 8 番地 22

鈴木 央 子

3 事故の概要

平成 21 年 11 月 2 日午後 2 時 5 分頃、福生市南田園二丁目 4 番地先の市道において、信号待ちのため停車していた相手方の車両に駐車場より後退で出庫の際に追突し、相手方の車両が損傷した。

過失割合については、市 10 割、相手方 0 割にて示談が成立した。

市有車の交通事故について

1 概要

平成 21 年 11 月 2 日午後 2 時 5 分頃、福生市南田園二丁目 4 番地先の市道において、信号待ちのため停車していた相手方の車両に駐車場より後退で出庫の際に追突し、相手方の車両が損傷した。

2 相手方

所有者 福生市北田園一丁目 8 番地 22

鈴木 道 奉

運転者 福生市北田園一丁目 8 番地 22

鈴木 央 子

3 事故後の経過

- ・平成 21 年 11 月 2 日（月） 事故後、福生警察署に通報
- ・平成 21 年 11 月 20 日（金） 示談交渉を行い、示談成立

4 事故の原因

公用車運転者の後方不注意により接触したことが原因であるため、この事故により与えた損害を市が賠償する。

5 事故後の対応

公用車を運転する際における安全確認の徹底を指導した。

6 損害賠償の内容

賠償額 88,200 円

（修理等に要する費用に対する過失割合 10 割の額）

⑤

専決第 6 号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和 57 年 3 月 10 日議決）に基づき、
損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 11 月 25 日

福生市長 加 藤 育 男 図

損害賠償額の決定について

福生市は、市有車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

1 損害賠償の額 金 288,043 円

2 損害賠償の相手方

所有者 昭島市田中町三丁目5番4-304号

蟹川 りう子

運転者 昭島市田中町三丁目5番4-304号

蟹川 哲夫

3 事故の概要

平成21年10月21日午前11時30分頃、福生市加美平三丁目14番地先の市道において、信号待ちのため停車していた相手方の車両に追突し、双方の車両が損傷し、相手方の運転者が負傷した。

過失割合については、市10割、相手方0割にて示談が成立した。

4 損害賠償の取扱い

今回は、車両の修繕完了に伴い、物的損害分を賠償する。

なお、人的損害分の賠償については、現在相手方の運転者が治療中であるため、今後示談交渉を行っていく。

市有車の交通事故について

1 概要

平成 21 年 10 月 21 日午前 11 時 30 分頃、福生市加美平三丁目 14 番地先の市道において、信号待ちのため停車していた相手方の車両に追突し、双方の車両が損傷し、相手方の運転者が負傷した。

2 相手方

所有者 昭島市田中町三丁目 5 番 4 - 304 号

蟹 川 りう子

運転者 昭島市田中町三丁目 5 番 4 - 304 号

蟹 川 哲 夫

3 事故後の経過

- ・平成 21 年 10 月 21 日（水） 事故後、福生警察署に通報
- ・平成 21 年 11 月 25 日（水） 示談交渉を行い、物的損害分について示談成立

4 事故の原因

公用車運転者の前方不注意により接触したことが原因であるため、この事故により与えた損害を市が賠償する。

5 事故後の対応

公用車を運転する際における安全確認の徹底を指導した。

6 損害賠償の内容

賠償額 288,043 円

（修理等に要する費用に対する過失割合 10 割の額）



福 監 発 第 4 4 号

平成21年10月21日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市監査委員 沖 倉 強

同 田 村 昌 巳

平成21年8月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 9月28日(月)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成21年8月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 8月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、8月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 21 年 8 月分

平成 21 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円	1,576,339,036	8,258,938,576	38.6	327,537,171
	21,392,651	1,115,137,743	7,931,401,405	37.1	
国 保 会 計	6,236,312	448,619,270	2,093,461,882	33.6	運 10,000,000 11,453,978
		523,299,235	2,082,007,904	33.4	
老人保健医療会計	7,154	0	18,067,495	252.6	17,079,154
		514,182	988,341	13.8	
下水道事業会計	1,562,502	165,531,942	496,104,375	31.8	348,496,673
		14,662,430	147,607,702	9.4	
介護保険会計	2,877,132	218,876,622	1,066,924,085	37.1	158,787,029
		229,029,774	908,137,056	31.6	
後期高齢者 医療会計	771,132	19,799,100	362,464,052	47.0	151,704,519
		40,930,282	210,759,533	27.3	
受託水道事業会計	420,230	21,861,000	133,221,620	31.7	57,634,731
		18,091,558	75,586,889	18.0	
合 計	33,267,113	2,451,026,970	12,429,182,085	37.4	運 10,000,000 1,072,693,255
		1,941,665,204	11,356,488,830	34.1	

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	61,648,002	386,561,793	386,088,022	62,121,773
都 税	304,464,798	174,840,351	304,464,798	174,840,351
合 計	366,112,800	561,402,144	690,552,820	236,962,124

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金	117,765,136	0	0	117,765,136
庁舎維持管理基金	25,934,191	0	0	25,934,191
都市施設整備基金	1,265,961,832	0	0	1,265,961,832
育 英 基 金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	317,964,830	0	0	317,964,830
財 政 調 整 基 金	1,660,523,905	0	運 10,000,000 0	運△10,000,000 1,660,523,905
学校施設等整備基金	1,365,068,511	0	0	1,365,068,511
ふるさと人づくり まちづくり基金	424,063,023	0	0	424,063,023
介護給付費準備基金	71,698,030	0	0	71,698,030
再編交付金事業基金	148,512,504	0	0	148,512,504
介護従事者処遇改善 臨時特例基金	34,524,687	0	0	34,524,687
国保高額療養費 等資金貸付基金	6,000,000	0	304,000	5,696,000
合 計	5,453,366,649	0	運 10,000,000 304,000	運△10,000,000 5,453,062,649

・運は運用金

⑦

福 監 発 第 5 4 号
平成21年11月30日

福生市議会議長
大 野 聰 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 田 村 昌 巳

平成21年9月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 10月27日(火)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成21年9月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 9月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、9月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 21 年 9 月分

平成 21 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 21,993,060	1,694,964,991	9,953,903,567	45.3	5,067,227
		2,017,434,935	9,948,836,340	45.2	
国 保 会 計	6,308,570	424,088,875	2,517,550,757	39.9	運 100,000,000 △ 76,459,919
		512,002,772	2,594,010,676	41.1	
老人保健医療会計	23,887	953,416	19,020,911	79.6	17,998,628
		33,942	1,022,283	4.3	
下水道事業会計	1,548,573	231,821,679	727,926,054	47.0	107,111,316
		473,207,036	620,814,738	40.1	
介護保険会計	2,952,526	229,449,600	1,296,373,685	43.9	155,439,773
		232,796,856	1,140,933,912	38.6	
後期高齢者 医療会計	771,132	48,387,200	410,851,252	53.3	159,711,017
		40,380,702	251,140,235	32.6	
受託水道事業会計	420,230	83,741,000	216,962,620	51.6	92,167,882
		49,207,849	124,794,738	29.7	
合 計	34,017,978	2,713,406,761	15,142,588,846	44.5	運 100,000,000 461,035,924
		3,325,064,092	14,681,552,922	43.2	

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	62,121,773	249,169,114	253,941,630	57,349,257
都 税	174,840,351	260,056,590	174,840,351	260,056,590
合 計	236,962,124	509,225,704	428,781,981	317,405,847

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金	117,765,136	0	0	117,765,136
庁舎維持管理基金	25,934,191	0	0	25,934,191
都市施設整備基金	1,265,961,832	0	0	1,265,961,832
育 英 基 金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	317,964,830	0	0	317,964,830
財 政 調 整 基 金	運△10,000,000 1,660,523,905	0	運 90,000,000 0	運△100,000,000 1,660,523,905
学校施設等整備基金	1,365,068,511	0	0	1,365,068,511
ふるさと人づくり まちづくり基金	424,063,023	0	0	424,063,023
介護給付費準備基金	71,698,030	0	0	71,698,030
再編交付金事業基金	148,512,504	0	0	148,512,504
介護従事者処遇改善 臨時特例基金	34,524,687	0	0	34,524,687
国保高額療養費 等資金貸付基金	5,696,000	304,000	304,000	5,696,000
合 計	運△10,000,000 5,453,062,649	304,000	運 90,000,000 304,000	運△100,000,000 5,453,062,649

・ 運は運用金



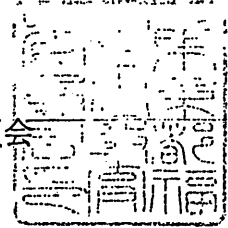
福教庶発第 162 号

平成 21 年 11 月 25 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市教育委員会



平成 20 年度福生市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定により、平成 20 年度中の福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の報告書を別紙のとおり提出します。

平成 20 年度 福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（概要版）

1 目 的

平成 19 年 6 月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進を目的にこの報告書を作成することが義務付けられました。

2 福生市教育委員会の教育目標及び基本方針

平成 15 年に決定した教育目標を基に、平成 19 年には若干の修正を加えたこの教育目標に基づき、基本方針を策定しました。

3 自己評価内容

福生市教育委員会の基本方針に基づき、各課は、毎年度事業を展開している訳ですが、その事業中「学校教育編」「社会教育編」に分け、視点ごとの事業について、「目標」「目標を達成するための施策」「施策の実施結果」「残された課題」「今後の対応」を記述し、重点事業とした事業について指標を表し自己評価をしました。

【学校教育編】

- 視点Ⅰ 心の教育の推進
- 視点Ⅱ 確かな学力の定着
- 視点Ⅲ 新しい時代に対応した学校づくりの推進
- 視点Ⅳ 教育環境の整備

【社会教育編】

- 視点Ⅰ 多様な学習課題に応える社会教育の振興
- 視点Ⅱ 学校教育と社会教育の融合の促進
- 視点Ⅲ 市民との協働による社会教育活動の展開
- 視点Ⅳ 芸術文化活動の推進と文化遺産の保存・活用
- 視点Ⅴ 生涯スポーツの推進と市民の健康増進の支援
- 視点Ⅵ 社会教育環境の整備

4 平成 20 年度福生市教育委員会活動一覧

教育委員が出席している活動を一覧にしています。

5 平成 20 年度福生市教育委員会定例会・臨時会報告

年度内の議案内容を（１）事務局事務事業に関すること（２）規則等の制定及び改正に関すること（３）人事に関すること（４）選挙に関することに分けて、案件を一覧にしています。

6 平成 20 年度福生市教育委員会協議会報告

年度内の議案内容を（１）教育委員提案の事業に関すること（２）教育委員会会議運営に関すること（３）事務局事務事業に関すること（４）規則等の制定及び改正に関することに分けて、案件を一覧にしています。

7 有識者の評価

有識者 2 名に、教育委員会の事務事業について、説明及び質疑応答の後、評価を文書にていただきました。

8 参考資料

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」と「福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱」を掲載しています。

平成 20 年度

福生市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

平成 21 年 11 月

福生市教育委員会

はじめに

この報告書は、平成 19 年 6 月に公布されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに同法第 27 条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されたことにより作成しました。

この改正の趣旨は、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進にあります。この規定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することが義務付けられました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとされています。

本報告書については、教育に関する学識経験を有する方に、市教育委員会が取り組んだ事務事業に関し評価をお願いしました。知見の活用を図ることにより、その評価を真摯に受け止め、これからの教育委員会活動の透明性をより高め、更なる説明責任を果たすべく努めてまいります。

平成 21 年 11 月

福生市教育委員会

目次

福生市教育委員会の教育目標	1
福生市教育委員会の基本方針	2
平成20年度 施策の成果を測る指標の達成状況 事業一覧	3
表の見方	4
学校教育編	
視点Ⅰ 心の教育の推進	8
視点Ⅱ 確かな学力の定着	12
視点Ⅲ 新しい時代に対応した学校づくりの推進	14
視点Ⅳ 教育環境の整備	16
社会教育編	
視点Ⅰ 多様な学習課題に応える社会教育の振興	20
視点Ⅱ 学校教育と社会教育の融合の促進	26
視点Ⅲ 市民との協働による社会教育活動の展開	28
視点Ⅳ 芸術文化活動の推進と文化遺産の保存・活用	30
視点Ⅴ 生涯スポーツの推進と市民の健康増進の支援	32
視点Ⅵ 社会教育環境の整備	34
平成20年度福生市教育委員会活動一覧	36
平成20年度教育委員会定例会・臨時会報告	38
平成20年度教育委員会協議会報告	40
有識者の評価	44
参考資料	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	47
福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価実施要綱	48

福生市教育委員会の教育目標

福生市教育委員会は、子どもたちが、知性・感性・道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、人権尊重の精神を基調として、思いやりと規範意識のある人間、公共の精神を尊び、社会・地域の一員として貢献しようとする人間、個性と創造力豊かな人間、伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに国際社会の信頼と尊敬を得る人間を育成する教育を推進する。

また、生涯学習を振興し、市民のだれもがあらゆる機会、あらゆる場所で学び続けることのできる社会の実現を図る。

教育は、学校・家庭・地域の三者が互いに手を携えて責任を果たしてこそ、その成果があるものとの認識に立って、すべての市民が参加する教育を目指す。

(平成 15 年 12 月 25 日 福生市教育委員会 決定)

(平成 19 年 11 月 21 日 福生市教育委員会 修正)

福生市教育委員会の基本方針

福生市教育委員会は「教育目標」を達成するために、次の「基本方針」に基づき、創意ある教育施策を総合的に推進する。

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

福生市に生活するすべての市民が、人権尊重の理念を正しく理解し、生命尊重や思いやりの心、社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする公共の精神を一層はぐくむことが必要である。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深める機会を充実し、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進する。

基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際化の進展や科学技術の高度化、情報化など社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりに思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが必要である。

そのために、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

基本方針3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

活力ある社会の実現と個人の豊かな生活の実現を目指すとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが必要である。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しみ、社会参加と健康づくりができる機会の充実を図る。

基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

学校・家庭・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが必要である。

そのために、東京都教育委員会や他区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効果的・効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進める。

整理番号	視点番号	重点事業名	指標の名称	担当課名	自己評価	達成率
学校教育編						
1	Ⅰ	教育センターの機能充実	不登校出現率（小学校）	指導室	★★★	9
2			不登校出現率（中学校）	指導室	★★★	9
3		小学校給食での食育の推進	給食時間中の栄養士、調理員による食育指導	学校給食課	★★★	9
4			地場産物の使用	学校給食課	★★★	9
5			学校給食ホームページの開設	学校給食課	★★	9
6	Ⅱ	教育センターの機能充実	「福生市特別支援教育推進計画」の策定	指導室	★★★	13
7			小学校授業指導補助員指導配置時間数	指導室	★★★	13
8		宿泊学習教室の実施	福生市立中学校宿泊学習教室の実施	指導室	★★★	13
9		サマーチャレンジの実施	小学校サマーチャレンジの実施	指導室	★★★	13
10	Ⅲ	学校評価の構築	学校評価の適正な実施	指導室	★★★	15
11		校内OJTの推進	スクールリーダー研修会の実施	指導室	★★★	15
12	Ⅳ	教育センターの機能充実	「福生市教育センター」の開設	指導室	★★★	17
13		教育環境の整備と充実	中学校の便所改良事業	庶務課	★★★	17
社会教育編						
14	Ⅰ	図書館利用者の拡大	図書館案内・レファレンスサービスの充実とリクエスト申込みの促進	図書館	★★★	22
15		子ども読書活動推進計画の実践	子ども読書活動推進計画に基づく諸事業の実施	図書館	★★★	23
16		市民の健康増進施策（健康ふっさ21に基づく）への取組	子どもスポーツ体験塾事業の実施	スポーツ振興課	★★★	23
17			各種スポーツ・レクリエーション事業の開催	スポーツ振興課	★★★	23
18		青少年海外派遣の充実	青少年海外派遣の実施	社会教育課	★★★	23
19		市民の健康増進施策（健康ふっさ21に基づく）への取組	体力・スポーツ相談事業の実施	スポーツ振興課	★★★	23
20		公民館事業の充実	育児中の女性のための講座の実施	公民館	★★★	23
21			男女共同参画フォーラムの実施	公民館	★★★	23
22		市民の健康増進施策（健康ふっさ21に基づく）への取組	各種スポーツ・レクリエーション事業の開催	スポーツ振興課	★★★	23
23			子育てママリズム体操事業の実施	スポーツ振興課	★★★	23
24			高齢者のスポーツの推進事業の実施	スポーツ振興課	★★★	24
25			障害者のスポーツの推進事業の実施	スポーツ振興課	★★★	24
26		公民館事業の充実	障害者青年学級の実施	公民館	★★★	24
27		図書館利用者の拡大	障害者サービスの充実	図書館	★★★	24
28	Ⅱ	ふっさっ子の広場事業の推進	「ふっさっ子の広場」の開設	社会教育課	★★★	27
29		子ども読書活動推進計画の実践	学校教育への支援	図書館	★★★	27
30	Ⅲ	公民館事業の充実	講師派遣援助事業の実施	公民館	★★	29
31	Ⅳ	文化財総合調査の計画的な実施	文化財総合調査の実施	社会教育課	★★★	31
32		公民館事業の充実	伝統芸能・文化等の講座の実施	公民館	★★★	31
33	Ⅴ	市民の健康増進施策（健康ふっさ21に基づく）への取組	トレーニング室の利用	スポーツ振興課	★★★	33
34			東京都民体育大会等への市民代表選手の派遣	スポーツ振興課	★★★	33
35			地域スポーツ活動への支援	スポーツ振興課	★★★	33
36	Ⅵ	文化財総合調査の計画的な実施	文化財保護審議会の開催	社会教育課	★★★	35
37		公民館事業の充実	公民館運営審議会の開催	公民館	★★★	35

★★★：35事業、★★：2事業

～表の見方～

はじめに

福生市教育委員会の点検・評価の表は、平成20年度の「福生市教育推進プラン」（以下「20プラン」という。）の取組状況を基礎に作成しています。

学校教育編及び社会教育編での、それぞれ事務事業に対する視点別施策名を記入しています。

「施策の成果を測る指標の達成状況」と「施策の実施結果・成果」を踏まえて4つの区分で総括評価を記入しています。

視点Ⅳ 教育環境の整備

施策の実施結果・成果の総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果を測る指標の達成状況	★★★	★★	★	—
		○			1				
目標	***** 20プランの各視点の「目標」です。								
目標を達成する	(1) ***** (P17)								
	(2) 20プランの各視点の「推進事業の内容」を項目ごとに括弧書きで記入し、文末にはその掲載ページを記入しています。(プラン-PO)								
	(3) ***** (P17)								
施策の実施結果	(1) ***** (2) ***** (3) 20プランの取組状況から、その施策の具体的な実施結果を記入し、文末にはその掲載ページを記入しています。(取組-PO)								
残された課題	***** 実施結果後に判明した解決すべき課題等について記入しています。								
今後の対応	***** 「残された課題」を踏まえて、今後の取組、対応を記入しています。								
						達成状況を次の4つの区分で示します。			
						★★★	★★	★	—
						目標に達成した場合	施策を推進しているが、目標達成に至らず課題が残った場合	施策を推進しているが、成果が不十分な場合	現時点で判明しない場合

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指標	現状	目標	達成状況
(1) ****	100%	****	前年度 100%
各課での重点事業中、成果のあったもの及び数値化できる具体的な施策を記入しています。			★★★

施策の主務課： ***

電話： ****

関係課： ***、***

視点ごとの主な担当課名を明記しており、関係課は下段に明記しています。

学 校 教 育 編

学校教育編

視点 I 心の教育の推進

施策の実施 結果・成果の 総括		順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
			○				4	1		
目 標	様々な教育課題に対応して、児童・生徒には人権、生命の尊重や思いやりの心、社会生活を基本的なルールを身に付けさせ、社会に貢献しようとする公共の精神を養い、「生きる力」をはぐくませる。									
目 標 を 達 成 す る た め の 施 策	(1)あらゆる偏見や差別をなくすための人権教育を推進する。とりわけ「いじめ問題」については、学校、家庭、地域、専門機関と緊密に連携し、問題の解決、再発防止に努める。 (プランーP8)									
	(2)子どもたちが思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることができるよう、心に響く道徳教育の改善・充実を図る。社会に貢献しようとする公共の精神をはぐくむため、小・中学校が家庭や地域と連携した、社会体験や奉仕活動など、体験的活動を中心とした教育を推進する。(プランーP8)									
	(3)子どもたちが、生涯にわたって知・徳・体のバランスのとれた心身を身に付けることができるよう、健康の保持増進や体力づくり、食育等の増進に努める。また、教育相談体制の整備・充実を図るとともに必要な人材配置を行い、不登校問題の解決を進める。 (指導室)(プランーP9、10) 安全指導の充実を図り、小学校給食の充実、中学校昼食の展開による食育の推進をする。更に、地場産物を使用することにより、食に関する指導の充実を図る。 (学校給食課)(プランーP9、10)									
	(4)豊かな心をはぐくみ逞しく生き抜く力を培うために、宿泊行事の実施とともに、生活指導、進路指導の改善・充実に努める。(プランーP10)									
	(5)社会貢献の精神をはぐくむために、福祉教育、奉仕体験活動及び環境教育を推進し、公共心や奉仕の精神、環境を大切にすることを養う。(プランーP11)									
	(6)地域の自然・歴史・文化・産業等を理解し、郷土・福生への愛着心や誇りをはぐくむために、多摩川などの自然を活かした学習、和楽器を取り入れた伝統文化にふれる体験学習、芸術にふれる機会の充実を図る。(プランーP11、12)									
施 策 の 実 施 結 果	(1)については、主に、いじめ防止に取り組み、6、11、2月に「いじめ防止月間」を設定し、「いじめ防止標語」の募集、標語の活用等により、啓発活動を行った。(取組ーP3～4) (2)については、全校で道徳授業地区公開講座を開催するとともに、内容の充実を図った。 (取組ーP4) (3)については、中学校に適応指導補助員を配置し、生徒の適応能力の向上を図るとともに、学校からの要請によりスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒や家庭に対する支援を行った。そのことにより、不登校出現率前年度に比べ減少した。各校に「食育リーダー」を置き、食育の推進に努めた。(指導室) 給食費の改定により、高騰した国内産の食材の確保が十分にでき、質を落とさず給食を提供することができた。また、1月の行事食に地場産野菜を使用した給食の提供ができ、食育の推進が図れた。(学校給食課)(取組ーP5～10)									

施策の実施結果	(4)については、「福生市立中学校宿泊学習教室」を実施し、新しく中学校に入学した生徒に対し、望ましい学習習慣と生活習慣の定着を図った。また生活指導の充実のため、「福生市サポートチーム」を組織し、学校・地域・保護者と連携し、児童・生徒の健全育成の推進を図った。(取組-P11~12) (5)(6)については、従前の取組の充実を図った。(取組-P13、14)
残された課題	個々の事業の充実は図られたが、関係部署や個々の事業との連携に課題が残る。また、学校間での取組の方法や内容に関して差が見られるので、取組の遅れている学校には一層の支援が必要である。(指導室) 季節ごとの地産地消の安定供給への体制の構築とホームページによる情報提供の更なる推進を図る。(学校給食課)
今後の対応	各学校の教育課程を精査し、心の教育の充実に向けた計画的な学習活動が計画、実施されているかどうかを確認し、学校ごとに具体的な支援、指導を行う。特別支援教育については、関係者との緊密な連携を図り、一層の充実を図る。教育相談体制については、学校、児童・生徒、保護者にとってより活用しやすい組織の在り方について研究し、改善を図る。(指導室) 生産者と関係機関との更なる調整、検討を行い、地産地消の充実に努める。ホームページの内容を検討し、家庭での食育に役立つ情報提供の充実に努める。(学校給食課)

＜施策の成果を測る指標の達成状況＞

【★★★は達成状況を表す】

指 標	現 状	目 標	達成状況
(3) 不登校出現率(小学校) *	平均出現率 0.73%	東京都全体の平均出現率 0.34%に近づける。	前年度 0.74% ★★★
(3) 不登校出現率(中学校) *	平均出現率 5.57%	東京都全体の平均出現率 3.24%に近づける。	前年度 6.31% ★★★
(3) 給食時間中の栄養士、調理員による食育指導	100%	全 43 クラスを訪問 * 1、4年生のクラスを対象に1回1クラスを原則に訪問	前年度 100% ★★★
(3) 地場産物の使用	200% 10月及び1月の行事に使用できた。	10月の全小・中学校の行事に地場産物を使用した給食を提供する。	新規事業 ★★★
(3) 学校給食ホームページの開設	80% 平成 21 年 3 月開設	毎日の給食の献立と定期的な情報を配信する。	新規事業 ★★

施策の主務課 指導室	電話 551-1948
関 係 課 学校給食課	

*不登校出現率の求め方

〈小学校の場合〉

$$\frac{\text{不登校児童数（病気等を除き年間 30 日以上欠席した者）}}{\text{全在籍児童数（学校基本調査の基準日（5月1日）の児童数）}} = \frac{22}{2,990} \times 100 = 0.73\%$$

〈中学校の場合〉

$$\frac{\text{不登校生徒数（病気等で年間 30 日以上休みの届出をした者）}}{\text{全在籍生徒数（学校基本調査の基準日（5月1日）の生徒数）}} = \frac{83}{1,490} \times 100 = 5.57\%$$

学校教育編

視点Ⅱ 確かな学力の定着

施策の実施 結果・成果の 総括					施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
						3			
目標	児童・生徒の実態を踏まえ学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、個性を生かし、自ら学び自ら考える力を培う教育を一層推進し、確かな学力を身に付けさせる。								
目標を達成するための施策	(1) 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導を工夫するとともに、全国学力・学習状況調査、都の学力向上を図るための調査の結果や、日頃の学習状況に基づいた「授業改善推進プラン」を作成し、授業改善を推進する。(プランーP13、14)								
	(2) 子どもたちの個性や能力等の伸長を図るため、少人数学習集団による指導、教科の選択幅の拡大、学習指導補助員の拡充など個に応じた多様な教育を推進する。(プランーP14)								
	(3) 自ら学び自ら考えるなど、子どもが主体的に学び生きる力をはぐくむ教育活動を推進するために、問題解決的な指導の充実、「総合的な学習の時間」の内容の充実を図る。 (プランーP14、15)								
施策の実施結果	(1)については、各学校において新学習指導要領の趣旨を生かした教育課程編成を行うため、福生市公立学校教育課程編成方針の趣旨の説明会を実施し、各学校の理解を図った。更に各教科の指導において、授業形態や主体的な問題解決への態度の育成について、福生市教育研究会における研究等を通し、改善を図った。教育課程を適切に実施するために、指導時間の確保について各学校に徹底を図った。また、「福生市特別支援教育推進計画」を策定し、改善の方向性を明文化した。(取組ーP15～18) (2)については、小学校では、夏季休業日のはじめの3日間を、それまでの学習内容の確認と定着を図るサマーチャレンジの期間として位置づけたり、1～3年生の国語、算数について学習指導補助員を配置したりするなど、基礎的・基本的な事項の定着を図った。(取組ーP18) (3)中学校ではスプリングスクールを実施し、学習習慣の定着と中学校入学時の学力の定着状況を把握し、入学後の学習習慣と生活習慣の定着に努めた。(取組ーP19)								
残された課題	基礎的・基本的な学力の定着を図るための取組を各学校で進めているが、学習習慣の定着が難しい児童・生徒の層があることが課題である。授業改善推進プランについては全校で作成し、活用しているが、プラン全体の評価の機会を設けていないことから、プランの活用のしやすさと実効性についての継続的な改善が課題となっている。個別の指導計画については、内容、作成数とも、学校間の差が大きく、一層の質の向上が必要である。								
今後の対応	各学校の教育課程についての精査を行い、その結果に基づいて教育課程編成に関わる指導・助言を行っていく。基礎的・基本的な学力の定着に向けて、児童・生徒の実態に即した指導が行われるよう、日頃から授業改善を進める。福生市特別支援教育推進計画の着実な実施に向けて、各学校の特別支援教育コーディネーターの一層の資質の向上を図る。								

＜施策の成果を測る指標の達成状況＞

[★★★は達成状況を表す]

指 標	現 状	目 標	達成状況
(1)「福生市特別支援教育推進計画」の策定	100% 当計画を策定した。	当計画を策定する。	新規事業
			★★★
(2) 小学校授業指導補助員指導配置時間数	97.9% 14,174 時間 (授業時間)	14,472 時間 (授業時間) ※ 小学校 1 年～3 年国語・算数 (全クラス) において、学習指導要領に定める授業時間数の 80% の授業に配置する。	前年度 95.2%
			★★★
(3) 福生市立中学校宿泊学習教室の実施	100% 4 月中旬以降に 2 泊 3 日で全中学校が実施	全中学校で実施	新規事業
			★★★
(3) 小学校サマーチャレンジの実施	100% 7 月中旬以降 3 日間全小学校で実施	全小学校で実施	新規事業
			★★★

施策の主務課 指導室
関 係 課

電話 551-1948

学校教育編

視点Ⅲ 新しい時代に対応した学校づくりの推進

施策の実施 結果・成果の 総括		順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
			○			2				
目標	各学校が校長のリーダーシップのもと、特色ある教育課程を編成・実施する。学校・家庭・地域連携・協力して子どもを育てる体制を整え、より開かれた新しい時代に対応した学校づくりを推進する。									
目標を達成するための施策	(1)開かれた学校づくりに向けて市民の教育参加を進め、学校評議員制度の活用及び外部評価の導入、保護者、地域住民等の学校評価への参加を促進し、効果的・効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進める。(プランーP16)									
	(2)国際化、情報化、科学技術の進展に対応するため、特色ある学校づくりを通して、国際理解教育や英語教育指導員事業の充実、情報教育の推進と教員の情報リテラシーの向上、科学技術教育の充実を図る。(プランーP16、17)									
	(3)学校教育の改善・充実のために、校長・副校長のリーダーシップの伸長及び主幹教諭の効果的な活用を図り、学校運営の適正化・活性化を推進する。また、教員の資質、能力の向上を図るため、教員のライフステージに応じた研修体系に基づいた教員研修を一層充実すると共に、福生市公立学校教育研究会の組織的・計画的な取組の充実に努める。 (プランーP17、18)									
	(4)学校外の人材を積極的に活用し、地域社会と連携した特色ある教育活動を展開すると共に、異校種間の連携による教育活動を推進する。(プランーP18、19)									
施策の実施結果	(1)については、全小・中学校で学校評議員の会議を組織的、計画的に開催し、学校評議員による学校評価を実施した。また、ホームページを全小・中学校で開設し、学校だより、学年だよりの配布とともに学校情報の提供に努めた。(取組ーP20) (2)については、地域に開かれた教育活動を展開し、特色ある学校づくりを目指すため各校の事業計画を審査して該当校を決定し、教育環境の整備を行なった(第七小学校他2校で、研修会講師謝礼及び楽器等の備品購入をした)。また、教員の情報リテラシーの向上を図るため、市教委から「情報教育アドバイザー」を市内全校に派遣し、授業支援やコンピュータを活用した情報教育の方法などについて研修を行った。(取組ーP21～23) (3)については、福生市公立学校教育研究会を小・中学校合同の組織に再編し、相互の連携による研究・研修活動の充実を図った。(取組ーP24、25) (4)については、学校と家庭・地域が協力体制を深め、地域全体で子どもをはぐむため、「学校支援地域本部事業」の検討・研究を行った。(庶務課)(取組ーP26、27)									
残された課題	全校でホームページを開設したが、今後は更新段階での技術的な指導が受けられる体制作りが必要である。また、観察・実験等の体験的・問題解決的な学習を系統的に位置付けた指導計画が未完成である。									
今後の対応	目標達成のために、諸事業の一層の充実を図るとともに、学校評議員制度の活用及び外部評価を導入した学校評価の実施による保護者や地域住民の教育への参加を促進し、効果的・効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。									

＜施策の成果を測る指標の達成状況＞

【★★★は達成状況を表す】

指 標	現 状	目 標	達成状況
(1) 学校評価の適正な実施	100% 学校評価計画書、学校評価総括表とそれに基づく学校経営方針と作成及びホームページへの掲載を全小・中学校で実施した。	全小・中学校における学校評価の適正な実施と情報発信	新規事業
			★★★
(3) スクールリーダー研修会の実施	100% 6月、7月及び翌2月に研修会を開催した。	年間3回以上の研修会の開催	新規事業
			★★★

施策の主務課 指導室 関 係 課 庶務課	電話 551-1948
-------------------------	-------------

学校教育編

視点Ⅳ 教育環境の整備

施策の実施 結果・成果の 総括					施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
					2				
目標	安全で衛生的な学校施設を計画的に整備するとともに、教育機器の整備の充実、保護者負担の軽減等に努め、学期制、学校選択制等について研究検討などあらゆる教育環境の整備に努める。								
目標を達成するための施策	(1)学校を始めとする教育施設が「市民の共有財産」であるとの観点から、学校施設等の整備を実施するとともに、児童・生徒の安全管理、教育用備品の充実、保護者負担の軽減、「(仮称)福生市教育センター」の開設等、あらゆる教育環境の整備に努める(プランーP20)								
	(2)教育広報及び福生市ホームページ等により、教育委員会や教育施策の情報を積極的に配信する。(プランーP20)								
	(3)学期制について、先進地区及び実施校の成果や課題等の研究を進め方向付けをする。 (プランーP20)								
	(4)学校選択制について、特色ある学校づくりや、保護者・児童・生徒の希望を尊重する視点から、各市の実施状況等研究を進め方向付けをする。(プランーP20)								
	(5)児童・生徒が多様な人間関係を通して豊かな社会性を身に付けることができるように、現行の学校設置基準の下で一定程度の学校規模を確保するなど、良好な教育環境作りを検討する。(プランーP20、21)								
	(6)高等教育への対応として、経済的理由により就学が困難な者に対し、就学に要する経費の一部を支給し、引き続きその支援を図る。(プランーP21)								
	(7)表彰制度は、各市の実施状況を踏まえ、児童・生徒、教員、一般市民及び団体を対象に検討する。(プランーP21)								
施策の実施結果	(1)については、「福生市教育センター」の開設を行い、教育相談体制や学校適応支援室の体制整備を進めた。(取組ーP28～32) (2)については年に4回の教育広報の発行やホームページの日常的な活用を通して、適切な情報提供がなされた。(取組ーP32) (3)、(4)及び(5)については、他市の状況を収集し、教育委員会協議会においても協議を重ねることにした。(取組ーP32、33) (6)については、高等教育への就学に関する支援を引き続き行い、経済的な理由で就学できないことがないよう、支援を行った。(取組ーP33) (7)については、「福生市教育委員会表彰規程」を策定し、平成21年度施行に向けて準備を行った。(取組ーP33)								

残された課題	制度面についての情報収集、研究を継続的に進め、具体的な施策への反映について引き続き検討する。教育センターを始めとする施設面の十分な活用が図れるよう、活動内容の一層の充実を進める。
今後の対応	新規事業については、計画的に執行できるように努め、更なる充実に努める。継続事業については、施策の必要性も視野に入れて研究、検討をする。 学校の適正規模、適正配置の推進には、児童・生徒数の推移も大きく影響するため、教育施設的环境整備も含めた総体的な検討を進める。

＜施策の成果を測る指標の達成状況＞

[★★★は達成状況を表す]

指 標	現 状	目 標	達成状況
(1)「福生市教育センター」の開設	100% 当センターを開設し、「福生市教育センター条例及び施行規則」を策定した。	これまで独立して活動していた教育相談室、学校適応支援室、教員研究・研修所の機能を一本化した当センターを開設する。	新規事業
			★★★
(1)中学校の便所改良事業	100%	第二中学校の改良工事の設計委託をする。	新規事業
			★★★

施策の主務課 指導室 関係課 庶務課	電話 551-1948
-----------------------	-------------

社 会 教 育 編

社会教育編

視点Ⅰ 多様な学習課題に応える社会教育の振興

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
		○				14			
目 標	市民の身近な生活課題から専門的な課題まで、多様な学習要求に応えるため、生涯学習の振興を図る。								
目標を達成するための施策	(1)さまざまな現代的課題を自ら解決するために、多様な学習要望に対し、積極的に学習できるような学習環境の整備と充実に努める。(プランーP45)								
	(2)地域情報拠点機能の充実と、学習要求に応える学習機会に関する情報収集・提供などの、施設、人材、学習機会、学習情報のネットワークを図る。(プランーP45)								
	(3)子どもの成長をはぐくむ地域の教育力向上のため、子どもの成長に資する諸活動の支援を進めるとともに、子どもを対象とする事業の充実に努める。(プランーP45)								
	(4)今後の地域を支える重要な担い手である青少年の育成に資するため、各種事業の充実を図り、地域社会の一員として活躍できる人材の育成に努める。(プランーP45)								
	(5)子どもから高齢者までの様々な世代が、社会参加ができるよう、また交流の促進を図る。 (プランーP45)								
	(6)高齢者、団塊世代にその経験、知識、技術を活かす生きがいづくりと、社会参加の促進を図る。(プランーP45)								
	(7)障害のある人の要望に的確に応えた学習機会の充実を図る。(プランーP45)								
	(8)個々の学習の成果が様々な形で活用でき、豊かな地域社会づくりに結びつくことができる活動の促進を図る。(プランーP45)								
	(9)急激な少子化や核家族化の中で、負担や不安を抱えている市民に、家庭教育に関する学習活動の促進を図る。((プランーP45)								
施策の実施結果	(1)文化財資料の収集(14 件)を行い、順次資料の調査・整理(目録作成)を実施し、展示・ホームページ等により公開活用した。 (社会教育課) ・環境、平和、人権等、多様なテーマ・課題を設定し、学級・講座・教室等を実施した。 (28 コース 140 回)(公民館) ・図書、雑誌、AV 資料における蔵書の充実に努めてきているが、20 年5月から DVD(蔵書 235 枚)の貸出(2,002 枚)を始めた。 (図書館)(取組ーP37～40) (2)地域に関する文化財資料の収集(寄贈 14 件)を行い、順次資料の調査・整理(641 件)を実施し、展示・ホームページ等により公開活用した。 (社会教育課) ・サークル案内(年1 回更新し、公共機関内に設置)や「公民館ふっさ(1 回 28,700 部印刷し、年3 回全戸配布)」等の発行によりサークル情報、学習情報を提供した。 (公民館)								

施 策 の 実 施 結 果	・地域情報の充実として、地域資料(蔵書 32,503 冊)の収集と提供を図り、その充実に努めた。また、西多摩の広域利用も推進し、市外在住者への広域貸出数(視聴覚資料を含む)は年間 93,202 冊である。また福生市民の他市への広域利用は、年間 23,572 冊である。 (図書館)(取組-P40、41)
	(3)リバーアドベンチャーやラフティング等のスポーツ体験や野外活動等の体験学習とした子どもスポーツ体験塾を2泊3日で長野県白馬村にて実施した。(参加者 42 人)また、子どもを対象とした各種スポーツ・レクリエーション事業を各地域体育館にて実施した。 (延べ回数 407 回 延べ参加者数 4,768 人)(スポーツ振興課) ・夏休み自然体験教室等青少年対象事業を実施した。(7コース 39 回) (公民館) ・絵本原画展(来館者 588 人)、おはなし会(参加者延べ 2,577 人)、映画会(参加者 437 人)、人形劇(参加者 287 人)など、子ども読書活動推進計画に基づく諸事業を実施した。 (図書館)(取組-P41~43)
	(4)国際的な視野を持つ人材の育成のため、青少年の海外派遣事業を実施した。(派遣生 12 名)平成 20 年度から派遣先の見直しを行ない、ユタ州オレム市からワシントン州シアトル市へ変更した。 (社会教育課) ・中央体育館・熊川地域体育館において、専門の相談員による体力・スポーツ・健康に関しての相談を実施した。(21 回実施(2館) 延べ参加者数 325 人) (スポーツ振興課) ・事業参加者と公民館とのつながりを確保し、リーダー養成を行った。(1コース 8回) (公民館) ・夏休み期間、中学生・高校生のボランティア(参加者 36 人)を積極的に受け入れた。 (図書館)(取組-P43、44)
	(5)子どもから高齢者までの様々な世代に活動ができるように各種スポーツ・レクリエーション事業を実施した。(屋外事業 延べ回数 9回 延べ参加者数 311 人、屋内事業 延べ回数 1,605 回 延べ参加者数 19,373 人)また子育て中の母親を対象に託児付の教室を実施し、運動する環境の場の提供をした。(48 回 延べ参加者数 596 人) (スポーツ振興課) ・育児中の女性のための講座を実施した。(8コース 15 回)また男女共同参画フォーラム、同準備講座を実施した。(2コース、15 回) (公民館)(取組-P45、46)
	(6)「ふっさっ子の広場」において、高齢者等を含む地域のボランティアの参画をいただいた。 (ボランティア登録者数:148 名(高齢者含む)) (社会教育課) ・高齢者のためのスポーツ推進として、高齢者向けのスポーツ教室を各地域体育館で実施した。(延べ回数 171 回 延べ参加者数 3,061 人) (スポーツ振興課) ・高齢者を対象として各種事業を実施した。(8コース、57 回) (公民館)(取組-P46、47)
	(7)障害者のためのスポーツ推進として、障害者向けのスポーツ教室及び大会を実施した。 (4事業実施 延べ回数 26 回 延べ参加者数 349 人) (スポーツ振興課) ・障害者青年学級を実施した。(1 コース 21 回 参加者延べ人数 433 人) (公民館) ・来館の困難な市民への宅配貸出(図書 633 冊、カセット・ビデオ5件)や郵送貸出(カセット 249 件、デジター73 枚)により資料の提供をした。 (図書館)(取組-P47、48)

施策の実施結果	(8)市民文化の向上を目指し市民文化祭を実施した。(参加 211 団体、参加者 2,940 人) (社会教育課) ・市民会館大小ホール借上援助事業を実施し学習成果の発表を支援した。(4団体) (公民館) ・館内のおはなし会(179 回実施、参加者 2,577 人)や学校訪問などで、市民ボランティアの活動を支援した。 (図書館)(取組－P48～50)
	(9)子育てや家庭教育等の事業を実施した。(1コース 4回) (公民館) ・乳幼児向けブックリストを市役所(出生届出時に 541 部)・図書館窓口等(約 50 部)にて配布した。 (図書館)(取組－P50)
残された課題	・子どもスポーツ体験塾事業において、異年齢の交流については、異年齢の班を作って体験をさせているが、班でまとまり、相談するといった機会が少なく、十分な効果が見られないため改善することが課題である。 (スポーツ振興課) ・西多摩地域の図書館広域利用が落ち着いてきたので、更なる利用拡大のために、隣接している自治体との相互利用の検討が課題である。 (図書館) ・子ども読書活動を推進するうえで、おはなし会等の事業で、更なる市民との協働が課題である。 (図書館)
今後の対応	当市においては従来より、幼児から高齢者までを対象に、各課においてさまざまな学習機会の提供が積極的に行われてきているが、更に、多様な学習活動を市民が主体的に行うことのできる生涯学習社会を実現するため、学習情報や機会の提供など、市民の学習活動を多方面から支援していく。 「ふっさっ子の広場」において、広場ごとにサポーター(ボランティア)の偏在が見られる。更に多くのサポーター(ボランティア)に参加してもらい、子ども達にさまざま体験をさせてもらえるよう努める。 (社会教育課) テーマ設定やキャッチコピーなどの工夫をし、参加しやすい講座づくりに努め、PR の充実にも努める。 (公民館) 子どもスポーツ体験塾事業における内容の充実と異年齢の交流を深めるため、事前学習会の回数を増やし、班での交流時間を作るようにする。 (スポーツ振興課) 事業の充実のため、子ども読書活動推進計画の第二次計画(平成 23 年度から平成 27 年度)を策定する。 (図書館)

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指 標	現 状	目 標	達成状況
(1) 図書案内・レファレンスサービスの充実とリクエスト申込みの促進	リクエストサービス受付件数は、年間 27,977 件、前年比 12.2%の増	前年度よりもリクエストサービスの受付件数を高める。	前年度 100%
			★★★

指 標	現 状	目 標	達成状況
(3) 子ども読書活動推進計画に基づく諸事業の実施 (図書館)	100% 絵本原画展 (年1回) おはなし会 (毎週または毎月)、映画会 (年2回)、人形劇等 (年2回)、夏休みイベント等子ども読書週間事業実施	絵本原画展 (年1回) おはなし会 (毎週または毎月)、映画会 (年2回)、人形劇等 (年2回)、子ども読書週間事業実施	前年度 100%
			★★★
(3) 子どもスポーツ体験塾事業の実施 (スポーツ振興課)	100% (参加者 42人)	白馬村にて2泊3日の体験事業の実施	前年度 100%
			★★★
(3) 各種スポーツ・レクリエーション事業の開催 (スポーツ振興課)	100% (407回 4,768人)	子どもを対象とした小学生バドミントン教室等各体育館で事業を実施	前年度 100%
			★★★
(4) 青少年海外派遣の実施 (社会教育課)	100%	ホームステイを伴う 12泊 14 日間の青少年海外派遣事業を実施する	前年度 100%
			★★★
(4) 体力・スポーツ相談事業の実施 (スポーツ振興課)	100% (21回実施 (2館) 325人)	専門の相談員による体力・スポーツ・健康についての相談を実施	前年度 100%
			★★★
(5) 育児中の女性のための講座の実施 (公民館)	100% 8コース (102回)	8コース実施する。	前年度 7コース (93回)
			★★★
(5) 男女共同参画フォーラムの実施 (公民館)	100% 10月5日に実施 (準備講座1コース 15回を実施した。)	年1回	新規事業
			★★★
(5) 各種スポーツ・レクリエーション事業の開催 (スポーツ振興課)	100% (屋外事業 9回 311人、 屋内事業 1,605回 19,373人)	子どもから高齢者までを対象とした事業の実施をする。	前年度 100%
			★★★
(5) 子育てママリズム体操事業の実施 (スポーツ振興課)	100% (48回 596人)	子育て中の母親を対象に託児付教室の開催の実施	前年度 100%
			★★★

指 標	現 状	目 標	達成状況
(6) 高齢者のスポーツの推進事業の実施 (スポーツ振興課)	100% (179 回 3,064 人)	高齢者のスポーツ教室等を実施、高齢者のスポーツの推進を図る	前年度 100%
			★★★
(7) 障害者のスポーツの推進事業の実施 (スポーツ振興課)	100% (4 事業実施 26 回 349 人)	障害のある人たちのスポーツ活動の提供を実施	前年度 100%
			★★★
(8) 障害者青年学級の実施 (公民館)	100% 1 コース (21 回)	1 コース (21 回) を実施する。	前年度 1 コース (21 回)
			★★★
(8) 障害者サービスの充実 (図書館)	宅配貸出 (図書、CD、カセット・ビデオ)、郵送貸出 (カセット、デジター)	宅配貸出、郵送貸出事業の実施	宅配貸出や郵送貸出により資料提供の実施
			★★★

施策の主務課 公民館
 関 係 課 社会教育課、スポーツ振興課、図書館

電話 551-1711

社会教育編

視点Ⅱ 学校教育と社会教育の融合の促進

施策の実施 結果・成果の 総括		順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
			○			2				
目 標	子どもの健やかな成長を図るために、学校施設等の活用、社会教育施設の活用、児童・生徒と地域社会との交流など、学校教育と社会教育の融合を促進する。									
目 標 を達成する ための施策	(1)放課後等小学校の施設を利用し、児童の健全育成及び自主的活動の助長を図るため放課後児童対策の整備充実を図る。(プランーP46)									
	(2)市民の健康の維持・増進及び体力の向上を図るため、学校施設活用の推進を図る。 (プランーP46)									
	(3)学社融合の推進と深化を進めるなかで、青少年の学習、文化、芸術活動の充実を図る。 (プランーP46)									
	(4)学校と地域との連携・協力体制を強化し、子どもを健やかにはぐくむため、学校教育への支援の充実を図る。(プランーP46)									
施策の実施結果	(1)「ふっさっ子の広場」は、平成19年10月より、開設の1校に加え、平成20年6月より新たに3校を開設した。(参加者数 22,840人(4校延べ人数)) (社会教育課) ・土曜日に子どもを対象とした事業を実施した。(2コース 5回) (公民館)(取組ーP51)									
	(2)放課後等小学校の施設を利用し、「ふっさっ子の広場」を実施した。 (795日間(4校延べ開放日数))(社会教育課) ・学校施設の開放で体育館、校庭の貸出しを352日間実施した。(スポーツ振興課) (取組ーP51)									
	(3)文化財を理解するための土・日曜日小学生クイズ、土曜日体験学習を開催した。 (延べ130回)(社会教育課) ・自然や食、農を体験する事業を実施した。(5コース 20回) (公民館)(取組ーP51、52)									
	(4)小学校(3,410冊)、中学校(54冊)、適応指導教室(52冊)への団体貸出を実施した。また、職場体験学習の受入れ、出前おはなし会、図書館招待、ブックトークなどを実施した。 (図書館)(取組ーP52)									
残された課題	学校施設等の開放、社会教育施設の活用を進めていく上で、安全かつ快適に利用していた だくためには、学校施設並びに社会教育施設及び各用具の老朽化が進んでおり、その改善が 今後の課題として残った。 (全課)									

今後の対応	学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担に基づき、一体となって、子どもの健やかな成長を図るために取り組んでいく。 (全課) 「ふっさっ子の広場」の全校開設に向け、準備を進めていくとともに、現行の他事業を継続し、充実を図る。また、全校開設後は、児童の登録率を上げるとともに、内容の充実を図る。 (社会教育課)

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指 標	現 状	目 標	達成状況
(1)「ふっさっ子の広場」の開設 (社会教育課)	6月より4校(第三・第五・第六・第七小学校)にて実施	新たに3校を開設する。	前年度 100%
			★★★
(4) 学校教育への支援 (図書館)	小学校、中学校への団体貸出、職場体験学習の受入、出前おはなし会「ぶっくん」、図書館招待、ブックトークなどを実施した。	学校への団体貸出、職場体験学習受入、出前おはなし会、図書館招待を実施する。	学校への支援を年間実施
			★★★

施策の主務課 社会教育課

電話 551-1950

関 係 課 スポーツ振興課、公民館、図書館

社会教育編

視点Ⅲ 市民との協働による社会教育活動の展開

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
		○					1		
目標	家庭や地域社会の教育力の向上を図るため、地域に根ざした社会教育活動を展開するとともに、生涯学習関連機関との連携、市民の学習や交流の場の提供、市民の諸活動に関する的確な情報を提供する。また公民館や図書館等社会教育施設の整備・充実を図り、広域連携のもとに生涯学習を支援する。								
目標を達成する ための施策	(1)市民がいつでもどこでも学習でき、かつ学習意欲を高められる学習環境の整備と充実を図る。(プラン-P47)								
	(2)市民の自主的・自発的な社会教育活動の促進を図る。(プラン-P47)								
	(3)市民の地域での諸活動や地域コミュニティー等との協働を図る。(プラン-P47)								
施策の実施結果	(1)市役所内全部署を対象に次年度以降の生涯学習推進実施計画及び前年度の進捗状況調査をまとめた。 (社会教育課) ・教材・教具、社会教育備品等の貸出(108 件)により学習環境の整備充実に努めた。 (公民館) ・学校や児童館等で活動する市民サークルへおはなし会などで使用する資料(965 冊)を提供した。 (図書館)(取組-P53)								
	(2)新成人で構成される実行委員会が成人式の企画運営に携わった (実行委員4人) (社会教育課) ・郷土資料室資料等の整理及び小学生向け体験学習指導補助ボランティア受け入れ(登録2名)を実施した。 (社会教育課) ・講師派遣援助事業(5団体、171 人参加)等を通し、市民の自主的な学習活動を支援した。 (公民館) ・ボランティアの受入れを推進し、図書館で活動する市民サークルへ、おはなし会(定例活動2団体 25 人、その他6団体、個人3人)など実施する場を提供した。 (図書館)(取組-P54、55)								
	(3)市内 33 の青少年育成地区委員会の活動を支援し、各地区内及び地区間の交流を深め、委員長会主催のふっさ輝きフェスティバル(参加者 15,000 人)の開催を支援した。 (社会教育課)(取組-P55、56)								
残された課題	郷土資料室でのボランティア養成講座の充実を図る。 (社会教育課) 講師派遣援助事業の拡充を推進する。 (公民館)								

対応 今後の	目標を共有し、互いの成しうる役割分担を確認しながら、協働による地域に根ざした社会教育活動を展開していく。
-----------	--

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指 標	現 状	目 標	達成状況
(2) 講師派遣援助事業 の実施 (公民館)	5 団体	8 団体への講師派遣を実施する	前年度 5 団体
			★★

施策の主務課	社会教育課	電話	551-1950
関係課	スポーツ振興課、公民館、図書館		

社会教育編

視点Ⅳ 芸術文化活動の推進と文化遺産の保存・活用

施策の実施 結果・成果の 総括		順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
			○			2				
目標	市民が芸術伝統文化などに親しみ、それらの活動などに参加できる機会を提供するとともに、市の文化施設の維持・管理及び充実・活用を図る。また、市の文化遺産や歴史的環境、資料の保存・活用を図るとともに、市史の普及を図り、郷土理解を推進する。									
目標を達成する ための施策	(1)市民の創造的な芸術文化活動の推進と環境の整備を図る。(プランーP48)									
	(2)文化遺産の活用による郷土への理解の促進を図る。(プランーP48)									
	(3)文化財とふれあう環境の整備と活用の推進を図る。(プランーP48)									
施策の実施結果	(1)市民文化の向上を目指し市民文化祭を実施した。(参加 211 団体、参加者 2,940 人) (社会教育課) ・市民会館主催事業を実施し、芸術文化鑑賞の機会を提供した。(21 回) (市民会館) ・お茶席体験を実施し、個人利用の拡大に努めた。又主催講座を茶室で実施し、市民の茶室利用につなげた。(お茶席体験 18 回、延べ参加者 447 人、市民文化教室 2コース 20 回) (公民館)(取組ーP57)									
	(2)郷土資料室において、展示開催(5回)、ホームページ等により資料(約 3,000 点)の公開を行い、更に、講演会(2回)、年齢に応じた学習会等(27 回)により郷土理解の普及を行った。 (社会教育課) ・福生に関する行政資料や郷土資料など、地域資料の収集(地域資料の蔵書数 32,503 冊)とその提供に努めた。 (図書館)(取組ーP57～59)									
	(3)文化財総合調査(歴史、古文書、文芸等)を継続して実施し、市内文化財の現状を把握している。市内の貴重な文化財を登録文化財台帳に登録した(1件)。また、古文書学習会(8 回)、見学会(4回)等を開催し、市史普及の推進を行った。 (社会教育課) ・伝統芸能・文化にふれるための講座等を実施した。(13 コース、117 回) (公民館)(取組ーP59～61)									
残された課題	市民会館は、平成 21 年4月から指定管理者が管理することになったが、地域住民の文化、芸術活動のより一層の振興と発展のための事業を展開する必要がある。また、文化芸術活動を発表する機会を用意する必要があるため、その監督が必要である。 (公民館)									
今後の対応	文化財総合調査を継続して、文化財指定・登録制度による文化財保護に努める。また市民文化財ガイド養成講座を平成 21 年度から実施する。郷土資料室の充実、文化財資料保管のための収蔵庫の充実を図る。 (社会教育課)									

＜施策の成果を測る指標の達成状況＞

[★★★は達成状況を表す]

指 標	現 状	目 標	達成状況
(3) 文化財総合調査 (社会教育課)	古文書調査等を継続して 市内文化財の現状を把握 した。	継続して市内文化財の現 状を把握する。	前年度 100%
			★★★
(3) 伝統芸能・文化等 の講座の実施 (公民館)	13 コース (117 回)	13 コースを実施する	前年度 14 コース (126 回)
			★★★

施策の主務課 社会教育課

電話 551-1950

関 係 課 公民館、図書館

社会教育編

視点Ⅴ 生涯スポーツの推進と市民の健康増進の支援

施策の実施 結果・成果の 総括					順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
						○			3				
目標	市民の健康づくりを進めるため、スポーツ・レクリエーション施設やスポーツ教室等の生涯スポーツの環境整備について、より一層の充実を図るとともに、活動組織づくりや指導者養成等の支援に努める。また、市民が生涯を通じて身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、生き生きとした生活を送ることができるよう、福祉関係機関や小・中学校などとも緊密な連携を図りながら、各種事業の充実に努めるとともに、豊かな自然を生かしたスポーツ・レクリエーション活動の機会や場を提供する。												
目標を達成するための施策	(1)生涯スポーツの推進と世代交流の場の充実を図る。(プランーP48)												
	(2)市民の健康増進支援と指導体制の確立を図る。(プランーP48)												
	(3)スポーツ・レクリエーション団体との協働に努める。(プランーP48)												
施策の実施結果	(1)スポーツを気軽にできるための環境及び整備の充実を図り、新規利用者(個人登録)の増加を目指した。(中央体育館 177 人 福生地域体育館 521 人) ・東京都民体育大会等への市民代表選手派遣等を行い、選手間での交流の場を広げた。 (5大会出場 延べ参加競技種目 46 種目 延べ参加者数 576 人)(取組ーP62、63)												
	(2)地域活動の支援としてウォーキング講習会やレクリエーション指導等を学校や地域に出向いて指導・援助を行った。(37 回 延べ参加者数 1,251 人)(取組ーP63)												
	(3)市民総合体育大会を福生市体育協会と協働して運営した。(30 種目 7,630 人) (取組ーP64)												
残された課題	高齢化の進展と食生活をはじめとする生活環境の急激な変化に伴う生活習慣病の広がりや、介護を必要とする市民が増える傾向にあり、健康に過ごすことが重要な課題となっている。												
今後の対応	気軽にスポーツができる環境の整備、特に地域や学校などへ出向いて行う指導・支援の充実を図る。												

＜施策の成果を測る指標の達成状況＞

【★★★は達成状況を表す】

指 標	現 状	目 標	達成状況
(1) トレーニング室の利用	100% (中央体育館 177 人 福生地域体育館 521 人)	スポーツを気軽にできる環境及び整備の充実を図る。	前年度 100%
			★★★
(1) 東京都民体育大会等への市民代表選手の派遣	100% (5 大会出場 延べ参加競技種目 46 種目 延べ参加者数 576 人)	大会への市民代表選手の派遣を行う。	前年度 100%
			★★★
(2) 地域スポーツ活動への支援	100% (37 回 延べ参加者数 1,251 人)	市民のニーズに合わせて、地域や学校等へ出向いて講習会やレクリエーションの指導援助を行う。	前年度 100%
			★★★

施策の主務課 スポーツ振興課
関 係 課

電話 552-5511

社会教育編

視点VI 社会教育環境の整備

施策の実施 結果・成果の 総括					施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
順調	概ね順調	取組中	困難	3					
目 標	社会教育の目標を明らかにし、総合的で計画的な社会教育の推進に努める。そのため市民との協働を深めながら、市民のニーズを踏まえた事業の実施ができるよう、社会教育に関する情報共有の推進体制の確立を図り、バランスの取れた、充実した社会教育の事業を実施して行く。特に、社会教育施設の職員は、相互の連携を密にするとともに、福生市の社会教育の課題を踏まえて、市民の多様な学習要求に応えられる資質と専門性の向上を図っていく。								
目 標 を 達 成 す る た め の 施 策	(1)社会教育行政と各社会教育施設との役割の明確化を図る。(プランーP49)								
	(2)情報共有体制の強化及び各社会教育施設の将来計画の策定を進める。(プランーP49)								
	(3)職員の専門性の確保と育成に努める。(プランーP49)								
	(4)市民ニーズに対応した社会教育の推進を図る。(プランーP49)								
	(5)社会教育施設の整備と充実に努める。(プランーP49)								
	(6)生涯学習推進計画の改訂と推進を図る。(プランーP49)								
施 策 の 実 施 結 果	(1)社会教育委員の会議は、教育委員会の諮問に対する答申の他、諸審議を行った。 (定例会 12 回) (社会教育課) ・文化財保護審議会を開催し、文化財の保存と活用について審議した。(6回) (社会教育課) ・公民館運営審議会は、毎月の定例会(12 回)と臨時会1回を開催し、公民館の運営につき調査審議した。また館長の諮問に対し答申を提出した。(公民館) ・図書館協議会を開催(年3回)し、館長の諮問に基づき図書館活動・運営について協議され、意見・提言を受けた。(図書館) (取組ーP65)								
	(2)各教育機関職員等の連絡、調整会議を開き、体制整備を図った。 (社会教育課) (取組ーP65)								
	(3)国、東京都等主催の研修に参加し資質向上を図った。(全課) ・講座等の企画・実施・評価に関わる研究・研修を実施した。(公民館) ・都立図書館や館長協議会、西多摩広域圏で実施された講座や研修、研究会に参加し、専門性の知識や技術を高めた。(図書館) (取組ーP66)								

施策の実施結果	(4)社会教育委員の会議では、教育推進プラン「社会教育編」等について審議を行った。 (社会教育課) ・文化財保護審議会は、市内の文化財の中で貴重なものを福生市登録台帳に登録することについて答申した。(1件) (社会教育課) ・公民館運営審議会は各種事業について、調査・審議等を行った。また館長の諮問「公民館の将来像について」に対し答申を提出した。(平成 21 年3月) (公民館) ・図書館協議会は、図書館活動・運営について協議し、館長に意見提案をした。(図書館) (取組－P66)
	(5)地域会館の整備充実を図った。 (社会教育課) ・市内公共施設改修計画に基づき、わかぎり会館及びわかたけ会館は、改修計画書を作成して実施の検討をした。 (図書館)(取組－P66～68)
	(6)第2期生涯学習推進計画策定のためスケジュールを作成し準備を進めた。 (社会教育課)(取組－P68)
残された課題	施設・設備の老朽化に伴い、計画的な改修が求められている。(全課) それぞれの社会教育各施設の役割を総合的・体系的に結びつけることと、各教育機関職員等の定期的な連絡・調整会議の実施が求められることが課題である。また、生涯学習推進実施計画づくり、実施の点検が課題に残った。(社会教育課) 公民館運営審議会答申を実現するためのロードマップを作成する必要がある。(公民館)
今後の対応	生涯学習の視点からまちづくりを進めていくために、生涯学習推進計画の改訂を進める。図書館は、事業充実のために、子ども読書活動推進計画第二次計画(平成 23 年から 27 年)を策定する。スポーツ振興計画も市の総合計画に合せて準備を進める。

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指 標	現 状	目 標	達成状況
(1) 文化財保護審議会の開催 (社会教育課)	5月、7月、9月、11月、2月及び3月開催	必要に応じ開催	前年度5回開催 ★★★
(1) 公民館運営審議会の開催 (公民館)	毎月の定例会の他、答申作成のための会議等を随時実施した。答申を提出した。(平成 21 年 3 月)	定例会(月1回)の開催、答申作成に向けた調査・審議、研修等の実施	前年度定例会 12 回、その他研修・会議等の実施 ★★★

施策の主務課 社会教育課
関 係 課 公民館、図書館

電話 551-1950

平成20年度福生市教育委員会活動一覽

年 月	市 教 委	学校訪問(学) 道徳公開(道)	市・市教委内行事	連合会等関係
平成20年 4月	25 日 定例会		2 日 校長・副校長辞令伝達式 2 日 教職員辞令伝達式 7 日 小学校入学式 8 日 中学校入学式 27 日 新庁舎完成記念式典 30 日 公立学校教育研究会研究会総会	10 日 東京都教育委員会教育施策連絡会 24 日 東京都市町村教育委員会連合会常任理事会
5月	23 日 定例会		9 日 育英資金運営審議会 13 日 表彰審査委員会 18 日 体育協会総会 24 日 第一・二・三中学校体育祭 30 日 文化協会総会 31 日 第四・七小学校運動会	16 日 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会・研修会(山梨県甲府市) 21 日 東京都市町村教育委員会連合会総会
6月	9 日 協議会 19 日 臨時会 27 日 定例会	24 日 第六小学校(学) 24 日 第五小学校(道) 30 日 第三小学校(学)	7 日 市PTA連合会総会 16 日 第五小学校ふっさっ子の広場開場式 17 日 第七小学校ふっさっ子の広場開場式 19 日 第三小学校ふっさっ子の広場開場式 22 日 みんなの運動会 28 日 学校保健会総会	
7月	11 日 協議会 25 日 定例会	8 日 第三中学校(学) 9 日 第一中学校(道) 11 日 第四小学校(学)	5 日 市表彰式 18 日 青少年問題協議会 20 日 青少年海外派遣激励会及び結団式	24 日 都市教育長会研修会
8月	12 日 協議会 21 日 定例会		12 日 理事者との意見交換会 14 日 青少年海外派遣事業帰国報告会 22 日 交通安全対策協議会	
9月	30 日 定例会	20 日 第四小学校(道) 24 日 第二中学校(道)	7 日 水泳大会 27 日 第一・二・三・五・六小学校運動会	
10月	1 日 臨時会 10 日 協議会 24 日 定例会	3 日 第七小学校(道) 8 日 第三中学校(道) 9 日 第二小学校(学) 16 日 第五小学校(学) 20 日 第二中学校(学) 31 日 第六小学校(道)	4 日 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第1ブロック協議会 11 日 いきいき活動 13 日 市民総合体育大会開会式 18 日 子ども議会 22 日 西多摩地域広域行政圏体育大会総合開会式	17 日 市町村教育委員会連合会管外視察研修(品川) 28 日 市町村教育委員会連合会第1ブロック研修会(日の出町)
11月	14 日 協議会 21 日 定例会	13 日 第一小学校(学) 21 日 第三小学校(道)	1 日 市民文化祭 1 日 青少年の意見発表大会 3 日 市総体ソフトボール観戦事業	
12月	15 日 臨時会 26 日 定例会		26 日 学校教育実践発表会	
平成21年 1月	9 日 協議会 23 日 定例会	13 日 第一中学校(学) 27 日 第七小学校(学)	12 日 成人式 18 日 市民新春駅伝大会 30 日 教育委員会奨励校研究発表会	16 日 市町村教育委員会連合会理事会
2月	13 日 臨時会 20 日 定例会	6 日 第一小学校(道) 20 日 第二小学校(道)	12 日 市P連との意見交換会 13 日 第五小学校40周年式典 17 日 青少年問題協議会 18 日 公立学校教育研究会研究発表会	3 日 東京都市町村教育委員会連合会研修会 5 日 都市教育長会教育財政・教育施設研究委員会視察(日野市)
3月	19 日 臨時会 27 日 定例会		19 日 中学校卒業式 25 日 小学校卒業式 26 日 第68回国民体育大会福生市準備委員会設立発起人会	
	定例会:午前10時から(12回) 協議会:定例会終了後及び別に日を定める。(19回) 臨時会:4回	学校訪問:午前2時間程度のB訪問と午後3時間程度のA訪問(10回) 道徳公開:(10回)	学校教育関連:19回 社会教育関連:18回 市役所関連: 7回	10回

平成20年度教育委員会定例会・臨時会報告

1. 開会回数	定例会	12回
	臨時会	4回

2. 議案内容	合計	延67件
---------	----	------

(1)事務局事務事業に関すること	延30件
------------------	------

ア. 教育委員会全体関連	9件
--------------	----

- 1 平成20年度福生市一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 2 平成20年度福生市一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分についての意見聴取について
- 3 平成20年度福生市一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分についての意見聴取について
- 4 平成20年度福生市一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 5 平成19年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）について
- 6 平成21年度一般会計当初予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 7 福生市教育委員会教育長の任命について
- 8 平成21年度福生市教育委員会の教育目標、基本方針について
- 9 臨時代理による決定の承認を求めることについて

イ. 学校教育関連	延8件
-----------	-----

- 1 福生市学校評議委員の委嘱について
- 2 福生市学校給食センター運営審議会委員の委嘱及び任命について（2回）
- 3 平成21年度使用福生市公立小学校教科用図書の採択について
- 4 平成21年度使用福生市公立中学校教科用図書の採択について
- 5 平成21年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 6 福生市公立学校の教職員の人事・給与事務に関する電子計算組織の通信回線による結合に伴う諮問について
- 7 平成21年度教育課程の編成の基本的な考え方（案）について

ウ. 社会教育関連	13件
-----------	-----

- 1 「伝 地頭井戸」の市登録史跡登録に伴う諮問について
- 2 「伝 地頭井戸」の市登録史跡登録について
- 3 平成20年度社会教育関係団体に対する補助金の交付についての諮問について
- 4 平成20年度社会教育関係団体に対する補助金の交付についての答申について
- 5 第68回国民体育大会開催に伴う庁内連絡会議の設置について
- 6 福生市図書館協議会委員の任命について
- 7 福生市民会館の指定管理者の指定についての意見聴取について
- 8 熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定についての意見聴取について
- 9 福生市社会教育委員の委嘱について
- 10 福生市体育指導委員の委嘱について
- 11 福生市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 12 「第二期福生市生涯学習推進計画」を策定するための福生市の生涯学習の振興方策に伴う諮問について
- 13 福生市営福生野球場の使用許可における使用の制限について

(2)規則等の制定及び改正に関すること	30件
---------------------	-----

- 1 福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校の校長及び副校長に委任する規程の一部改正について
- 2 福生市公立学校事案決定規程の一部改正について
- 3 福生市公立学校教科用図書採択要綱の一部改正について
- 4 福生市学校評議員設置要綱の一部改正について
- 5 福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 福生市就学指導委員会設置要綱の一部改正について
- 7 福生市教育センター条例の一部を改正する条例についての意見聴取について
- 8 福生市公立学校の管理運営に関する規則第6条の2（統括校長）に関わる基準（案）について
- 9 福生市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 10 福生市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則について
- 11 福生市教育委員会表彰規程（案）の制定について
- 12 福生市学校不適応児童・生徒教育支援室事業実施要綱の一部改正について
- 13 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 14 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 15 指定管理者制度導入等に伴う関係例規の改正について
- 16 福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- 17 福生市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 18 福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- 19 福生市教育委員会再雇用職員設置規則の一部を改正する規則について
- 20 福生市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 21 福生市公民館処務規則の一部を改正する規則について
- 22 福生市社会教育用備品の無償貸出に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 23 福生市図書館処務規則の一部を改正する規則について
- 24 福生市体育館処務規則の一部を改正する規則について
- 25 福生市教育委員会等の事務委任及び補助執行に関する規程の一部改正について
- 26 福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について
- 27 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
- 28 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について
- 29 福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱の一部改正について
- 30 福生市国民体育大会開催準備連絡会議設置要綱の一部改正について

(3)人事に関すること	延5件
-------------	-----

- 1 東京都公立学校教育管理職（副校長）の人事異動の内申について（2回）
- 2 東京都公立学校教育管理職（校長）の人事異動の内申について
- 3 東京都公立学校教職員（学校管理職を除く。）の人事異動の内申について
- 4 福生市教育委員会管理職員の人事異動について

(4)選挙に関すること	2件
-------------	----

- 1 福生市教育委員会委員長職務代理者の指定について
- 2 福生市教育委員会委員長の選挙について

3. 協議結果	合計	延67件
可決		49件
同意		11件
決定		7件

平成20年度教育委員会協議会報告

1. 開会回数	19回
---------	-----

2. 協議内容	合計 延88件
---------	---------

(1)教育委員提案の事業に関すること	延3件
--------------------	-----

- 1 教育委員会表彰制度の創設について(2回)
- 2 市立小・中学校適正規模について

(2)教育委員会会議運営に関すること	延4件
--------------------	-----

- 1 平成20年度教育委員会協議会事案計画(案)について
- 2 平成21年度教育委員会定例会等の予定について(2回)
- 3 平成21年度教育委員会協議会事案計画(案)について

(3)事務局事務事業に関すること	延61件
------------------	------

ア. 教育委員会全体関連	延22件
--------------	------

- 1 教育委員会の点検・評価について(4回)
- 2 感謝状の贈呈について
- 3 教育委員会表彰の規程(案)について(3回)
- 4 平成19年度教育推進プランの取組状況について
- 5 平成21年度福生市教育委員会の教育目標、基本方針について
- 6 平成21年度教育委員会の基本的な考え方について(3回)
- 7 福生市教育推進プラン(平成21年度～23年度)(案)について(2回)
- 8 福生市基本構想審議会の基本構想中間答申について
- 9 (仮称)福生市教育振興基本計画(案)の策定について
- 10 平成21年度教育委員会の主要事業の予算要望について
- 11 平成20年度主要事業(新規・レベルアップ)取組状況について
- 12 卒業式の告辞(案)について
- 13 入学式告辞(案)について
- 14 卒業式及び入学式の出席者調整について

イ. 学校教育関連	27件
-----------	-----

- 1 福生第一中学校内機械室のアスベスト除去について
- 2 福生市公立小・中学校の緑化推進について
- 3 平成21年度使用小学校教科用図書の採択替えについて
- 4 平成19年度児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果について
- 5 公立小・中学校の適正規模についての文部科学省方針について
- 6 福生市学校教育実践発表会の開催について
- 7 学校地域子ども支援室について
- 8 福生市における学校評価の進め方について
- 9 平成21年度福生市立学校教育課程の編成方針について(新学習指導指
導要領移行措置についての扱い)
- 10 福生第三小学校の通級指導学級の新設について
- 11 統括校長を置くことができる学校の基準(案)について
- 12 科学技術振興のための教育改革支援計画による理科授業実施について
- 13 教育センターの体制及び運営方針(案)の検討について

- 14 福生市特別支援推進計画作成委員会中間報告について
- 15 福生市学校適応支援室の名称(通称名)について
- 16 国旗・国歌に関する訴訟の対応についての報告について
- 17 福生市学校適応支援室の名称(通称名)について
- 18 福生市公立学校辞令伝達式について
- 19 学校評議員について
- 20 給食費の口座振替日の変更について
- 21 給食費の連名による催告書の発送について
- 22 中学校のミルク給食について
- 23 中学校昼食運営委託業者の選定について
- 24 新福生市学校給食センターの建設について
- 25 学校給食の申込制度の導入について
- 26 学校給食に使用した冷凍野菜の産地詐称について
- 27 市有車の交通事故報告について

ウ. 社会教育関連

10件

- 1 社会教育関係団体登録制度(仮称)の導入について
- 2 平成20年度から検討等が予想されている社会教育関係の計画一覧について
- 3 「第二期福生市生涯学習推進計画」を策定するための福生市の生涯学習の振興方策に伴う諮問について
- 4 社会教育関係諸計画のスケジュールについて
- 5 プチギャラリー利用者の情報提供的な物品の販売許可について
- 6 オリンピックムーブメント共同推進事業の実施について
- 7 第68回国民体育大会について
- 8 国民体育大会準備委員会の設置について
- 9 福生市熊川地域体育館及び福生地域体育館指定管理者との基本協定書(案)及び年度協定書(案)について
- 10 市民会館の指定管理者との基本協定書(案)について

(4)規則等の制定及び改正に関すること

20件

- 1 福生市公立学校教科用図書採択要綱の一部改正について
- 2 福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校の校長及び副校長に委任する規程の一部改正について
- 3 福生市公立学校事案決定規程の一部改正について
- 4 福生市学校評議員設置要綱の一部改正について
- 5 福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 6 福生市教育センター条例の一部を改正する条例について
- 7 福生市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 8 福生市学校不適応児童・生徒教育支援室事業実施要綱の一部改正について
- 9 福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱の一部改正について
- 10 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例について
- 11 福生市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則について
- 12 福生市教育委員会等の事務委任及び補助執行に関する規程の一部改正について
- 13 福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- 14 福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について
- 15 福生市公民館処務規則の一部を改正する規則について
- 16 福生市体育館処務規則の一部を改正する規則について
- 17 福生市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 18 福生市教育委員会再雇用職員設置規則の一部を改正する規則について
- 19 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
- 20 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について

3. 協議結果		合計	88件
了承			63件
一部修正のうえ了承			15件
継続協議			10件

有識者の評価

上野学園大学 特任講師 辻野 具成 氏

○学校教育に関すること

学校教育の理念としての「豊かな人間性」の育成に向け、新しい時代の学校経営の柱として、「心の教育の推進」と冒頭に掲げている点を高く評価します。

人間として共に生きる力をはぐくみ、学びとなる立場こそが「新しい学校」の姿であることを踏まえ、今後の課題及び改善の視点を以下に示す。

- 1) 人権尊重の教育と「いじめ防止」に対する継続的な取組を確立する。
- 2) 不登校問題への更なる指導として、家庭の教育力への対処を強化する。
- 3) 確かな学力の定着に向け、ティームティーチング及び少人数学習活動など習熟度別指導への更なる推進を図りたい。
- 4) 集団宿泊活動・職場体験活動・中学校宿泊学習教室・部活動など、集団による生活の場（生身の付き合い）から学ぶ機会の充実を図る。
- 5) 特別支援教育・教育相談体制・指導補助員配置の整備・充実による、「児童・生徒の心の居場所」を確保・推進する。

○社会教育に関すること

学校・家庭・地域社会の連携が有機的に保たれ、「開かれた学校」経営・推進がなされていることを実感している。ただ、一部の家族において教育力の低下に著しが見られ、不登校・基本的な生活習慣の乱れ・朝食欠食・学習習慣の未確立といった課題が見られる。

市の政策としても、社会教育及び他の諸機関との連携・推進を強化したい。

- 1) 「児童・生徒の健全なる育成は親の責務である」認識を高めるために、家庭教育に対する支援をより一層促進する。
「育児中の女性のための学習の充実」・「サポートチームによる問題解決に向けた取組」などは、極めて斬新的な取組と評価している。
- 2) 「総合的な学習の時間」などの活用の支援として、郷土資料室・公民館・図書館などとの積極的な連携が求められる。
- 3) 郷土の伝統と文化の認識・継承に向けて、市民との自主的な活動の更なる充実を図る。（市民文化祭・七夕まつりなど各地区の行事への参加・職場体験など）
- 4) 市の教育予算の推移を見ると、平成16年度以降減少傾向にある。（平成16年度比 78.9%）
学校現場の実践に伴う予算的裏付けを再考されたい。

○総評

本市の教育現場に関わらせていただき、教育委員会の特段なる配慮のもと「地域学校の具体的な展開」を数々の場で実感してきております。

今回ご提示いただいた「平成 20 年度 福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）」からも、全ての項目において「概ね順調」の評価が、すべてを物語っていると感じる。とりわけ、

- 1) 学校現場の立場をよく把握し、指導・援助に取り組んでいる。
- 2) 必要とされる政策に予算化を施す配慮からは、校長始め教職員への信頼度の高さを物語っている。

常盤大学 准教授 金藤 ふゆ子 氏

○学校教育に関すること

福生市教育委員会は、学校教育に関する各種事業を計画・実施する上で、「心の教育の推進」「確かな学力」「新しい時代に対応した学校づくりの推進」「教育環境の整備」の4つの視点を掲げ、それぞれの視点に対応する事業にきめ細かく取り組んでいる。

心の教育の推進にあたっては、福生市の不登校出現率が東京都の平均値に比して高い傾向があり、その減少に向けてのスクールソーシャルワーカーの派遣事業などの継続的取り組みがみられる。不登校出現率に関する経年変化をたどる調査によれば、当該施策の成果が徐々に表れてきている。事業の取り組みの妥当性が検証されていると考えられる。

確かな学力を培うためには、福生市が取り組む小学1～3年生の国語と算数に授業指導補助員の配置時間の増加を図る施策も高く評価できるであろう。児童は学校の授業について行けなくなることがその後の学校不適応にも関連すると言われており、そうした事態は特に小学3～4年生の時期から始まる傾向があるとの指摘も存在することから、今後は更に中・高学年の児童への授業指導補助員の配置や配置時間の増加を期待したい。

教育環境の整備については、学校施設のハード面での耐震補強工事が100%完了している他、着実な教育環境の整備が進展しており、それらの取組は高く評価できる。

○社会教育に関すること

福生市は、社会教育に関する6つの視点に対応する多様な事業を進展している。特に公民館や図書館等の社会教育施設を中心とする活発な事業展開が確認できた。

学習機会提供事業においては、公民館等において子育て支援などの現代的課題を視野に入れたプログラムの計画・展開が実施されている。それらは改正教育基本法や社会教育法の改正に対応する事業と言えよう。子育て支援や、家庭教育の充実を図る学習機会の提供は、今後もその重要性が更に高まることから、現在着手する事業を継続するとともに、今後は更に学校との連携をより密にした事業の推進を期待したい。

また現在、市内4校の小学校で実施される「ふっさっ子の広場」は、学校教育、家庭、地域の連携・協力による放課後の子どもの安心・安全な居場所の確保と、有意義な学習・体験活動の推進に対応する事業である。平成21年度からは、全小学校で実施とのことであるが、今後も実施されるプログラムの検討など、当該事業の更なる拡充を求めたい。また同様に、中学校区単位での実施が期待される学校支援地域本部事業についても今後の進展を期待したい。

○総評

総じて、福生市教育委員会の取り組む教育関連事業は、多くの面でここ数年の着実な進展が見られる。そのような変化が確認できたのは、福生市が各種事業の展開後の実績について、経年変化を辿る調査データを整備してきているためと思われる。また、福生市の公民館が学習機会に参加した市民の追跡調査等も実施するといった取組もあり、そうした事業成果を確認する各施設の取組みも高く評価できる。

教育委員会の事業成果を反映するデータを多角的に収集することは、事業評価上、極めて重要である。それらは評価の基礎資料となるため、今後も教育委員会全体で実施する事業の成果を反映する評価データの蓄積に努めていただきたい。

なお学校教育、社会教育事業共に、今後の事業計画・展開・評価にあたっては、更に市民参画や市民との協働の観点を重視した取組に期待したい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

昭和 31 年法律第 162 号

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第27条の規定に基づき、福生市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 点検 次条に規定する対象事業について、個々の施策及び事業の取組状況、成果等を取りまとめることをいう。
- (2) 評価 点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性等を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、前年度に委員会が決定した事務事業とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、毎年度1回実施するものとする。

- 2 点検及び評価は、前条の事務事業について、その取組における進ちょく状況を総括するとともに、課題、今後の取組の方向性等を示すものとする。

(学識経験者の知見の活用等)

第5条 委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者(以下「有識者」という。)からの意見を聴取し、知見の活用を図るものとする。

- 2 有識者は、委員会が委嘱する。
- 3 有識者に対する謝礼は、予算の範囲内で別に定める。

(市議会への報告及び公表)

第6条 委員会は、点検及び評価について報告書を作成し、その内容を市議会に報告するものとする。

- 2 委員会は、前項の報告書の内容について、市広報、市ホームページ等により公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成20年度分の委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価から適用する。

編 集・発 行 福生市教育委員会事務局
庶務課庶務係

〒197 - 8501 福生市本町 5

電話 042-551-1930

資料（議案第 64 号関係）

福生市組織条例の一部を改正する条例

- 1 福生市組織条例の一部改正 新旧対照表（資料 1）
- 2 組織改正(案)新旧対照表（資料 2）
- 3 グループ制について（資料 3）

福生市組織条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現行	備考
福生市組織条例 昭和52年12月27日 条例第35号 (設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の部を設置する。 企画財政部 総務部 市民部 生活環境部 福祉保健部 子ども家庭部 都市建設部 (事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。 企画財政部 (1) 市政の総合企画に関すること。 (2) 市政運営の調整に関すること。 (3) 基地対策に関すること。 (4) 主要施策の渉外に関すること。 (5) 予算その他財政に関すること。 (6) 秘書及び交際に関すること。 (7) 広報広聴に関すること。 (8) 情報システムに関すること。 総務部 (1) 市議会、文書及び法規に関すること。 (2) 式典及び表彰に関すること。 (3) 統計に関すること。 (4) 工事等の検査に関すること。 (5) <u>第68回国民体育大会に関すること。</u> (6) 災害の予防及び対策に関すること。 (7) 生活の安全に関すること。 (8) 職員の人事及び給与並びに厚生に関すること。 (9) 財産の管理に関すること。 (10) 契約に関すること。 (11) 他の部の主管に属さないこと。 市民部 (1) 戸籍及び住民の記録に関すること。 (2) 税務に関すること。	福生市組織条例 昭和52年12月27日 条例第35号 (設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の部を設置する。 企画財政部 総務部 市民部 生活環境部 <u>福祉部</u> 子ども家庭部 都市建設部 (事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。 企画財政部 (1) 市政の総合企画に関すること。 (2) 市政運営の調整に関すること。 (3) 基地対策に関すること。 (4) 主要施策の渉外に関すること。 (5) 予算その他財政に関すること。 (6) 秘書及び交際に関すること。 (7) 広報広聴に関すること。 (8) 情報システムに関すること。 総務部 (1) 市議会、文書及び法規に関すること。 (2) 式典及び表彰に関すること。 (3) 統計に関すること。 (4) 工事等の検査に関すること。 (5) 災害の予防及び対策に関すること。 (6) 生活の安全に関すること。 (7) 職員の人事及び給与並びに厚生に関すること。 (8) 財産の管理に関すること。 (9) 契約に関すること。 (10) 他の部の主管に属さないこと。 市民部 (1) 戸籍及び住民の記録に関すること。 (2) 税務に関すること。	部名変更 追加 (教育委員会事務局から所管替) 以下号ずれ

改正案	現行	備考
(3) 介護保険料の徴収に関する事 (4) 国民健康保険及び国民年金に関する事。 (5) 後期高齢者医療に関する事。 生活環境部 (1) 地域振興に関する事。 (2) 産業振興に関する事。 (3) <u>定住化対策に関する事。</u> (4) 環境及び公害に関する事。 (5) 清掃に関する事。 (6) 緑化に関する事。 (7) コミュニティに関する事。 福祉保健部 (1) 社会福祉(児童福祉を除く。)に関する事。 (2) 介護保険(介護保険料の徴収を除く。)に関する事。 (3) 健康管理に関する事。 子ども家庭部 (1) 子どもに関する施策の総合的企画及び調整に関する事。 (2) 児童福祉に関する事。 (3) 子育て支援に関する事。 都市建設部 (1) 都市計画に関する事。 (2) 地域整備に関する事。 (3) 緑地の保全に関する事。 (4) 用地に関する事。 (5) 建築に関する事。 (6) 道路、橋りょうその他土木に関する事。 (7) 公園に関する事。 (8) 下水道に関する事。 一部改正〔平成15年条例27号・16年23号・17年2号・18年32号・20年1号〕 (委任) 第3条 (省略)	(3) 介護保険料の徴収に関する事。 (4) 国民健康保険及び国民年金に関する事。 (5) 後期高齢者医療に関する事。 生活環境部 (1) 地域振興に関する事。 (2) 産業振興に関する事。 (3) 環境及び公害に関する事。 (4) 清掃に関する事。 (5) 緑化に関する事。 (6) コミュニティに関する事。 福祉部 (1) 社会福祉(児童福祉を除く。)に関する事。 (2) 介護保険(介護保険料の徴収を除く。)に関する事。 (3) 健康管理に関する事。 子ども家庭部 (1) 子どもに関する施策の総合的企画及び調整に関する事。 (2) 児童福祉に関する事。 (3) 子育て支援に関する事。 都市建設部 (1) 都市計画に関する事。 (2) 地域整備に関する事。 (3) 緑地の保全に関する事。 (4) 用地に関する事。 (5) <u>定住化対策に関する事。</u> (6) 建築に関する事。 (7) 道路、橋りょうその他土木に関する事。 (8) 公園に関する事。 (9) 下水道に関する事。 (10) <u>受託水道に関する事。</u> 一部改正〔平成15年条例27号・16年23号・17年2号・18年32号・20年1号〕 (委任) 第3条 (省略)	追加 (都市建設部から所管替) 以下号ずれ 部名変更 削除 (都市建設部へ所管替) 以下号ずれ 削除

組織改正(案)新旧対照表(22年4月実施)

資料 2

改 正 前			改 正 後			部長	課長	係長	係員	現業	計	備 考
議会事務局(7)			議会事務局(7)			1	1	2	3		7	1部1課2係
						0	0	0	0	0	0	
次 長 (6)	└ 庶務係 └ 議事係	(2) (3)	次 長 (6)	└ 庶務係 └ 議事係	(2) (3)							
企画財政部(28)			企画財政部(28)			1	5	6	16		28	1部4課6係1主幹
参 事						△1	0	0	1	0	0	参事△1名減
企画調整課 (7)	└ 企画調整担当 └ 基地渉外担当主幹	(4) (1)	企画調整課 (7)	└ 企画調整担当 └ 基地渉外担当主幹	(4) (1)							
財 政 課 (5)	— 財政係	(4)	財 政 課 (6)	— 財政係	(5)				1		1	1名増
秘書広報課 (8)	└ 秘書係 └ 広報広聴係	(2) (5)	秘書広報課 (8)	└ 秘書係 └ 広報広聴係	(2) (5)							
情報システム課 (6)	— 情報システム係	(5)	情報システム課 (6)	— 情報システム係	(5)							

改 正 前	改 正 後	部長	課長	係長	係員	現業	計	備 考
総務部(39)	総務部(41)	1	5	9	20	6	41	1部5課9係
		0	1	1	2	△2	2	
総務課 (8) - 法制総務係 (5) - 検査係 (2)	総務課 (8) - 法制総務係 (5) - 検査係 (2)							
	国体準備室 (3)		1	1	1		3	・教育委員会から所管替え
	国体準備係 (2)							
安全安心 まちづくり課 (7) - 防災係 (3) - 地域安全係 (3)	安全安心 まちづくり課 (8) - 防災係 (4) - 地域安全係 (3)				1		1	・1名増
職員課 (7) - 人事係 (3) - 職員厚生係 (3)	職員課 (7) - 人事係 (3) - 職員厚生係 (3)							
契約管財課 (16) - 管財係 (12) - 契約係 (3)	契約管財課 (14) - 管財係 (10) - 契約係 (3)					△2	△2	・当直職員任用替え(委託) ・運転手退職不補充△1

定数外職員	定数外職員							
重要施策推進要員 2	重要施策推進要員 4							
総務部付け 10	総務部付け 7							
一組等派遣 8	一組等派遣 8							
計 20	計 19							

改 正 前	改 正 後	部長	課長	係長	係員	現業	計	備 考
市民部(55)	市民部(55)	1	4	6	44		55	1部4課6係
		0	0	0	0	0	0	
総合窓口課 — 総合窓口係 (12) (13) 課 税 課 — 市民税係 (7) (16) — 資産税係 (8) 収納課 — 収納係 (10) (11) 保険年金課 — 保険年金係 (10) (14) — 後期高齢医療係 (3)	総合窓口課 — 総合窓口係 (12) (13) 課 税 課 — 市民税係 (7) (16) — 資産税係 (8) 収納課 — 収納係 (10) (11) 保険年金課 — 保険年金係 (10) (14) — 後期高齢医療係 (3)							
生活環境部(26)	生活環境部(26)	1	4	6	14	1	26	1部3課6係1主幹
		0	0	1	△1	0	0	
地域振興課 — 地域振興係 (6) 振興企画担当 主幹 (8) 環 境 課 — 環境係 (5) (13) — ごみ対策係 (4) — リサイクルセンター係 (3) 協働推進課 — 協働推進・男女平等 (4) 推進担当 (3)	地域振興課 — 産業振興係 (4) まちづくり振興 担当主幹 — まちづくり振興係(2) (8) 環 境 課 — 環境係 (5) (13) — ごみ対策係 (4) — リサイクルセンター係 (3) 協働推進課 — 協働推進・男女平等 (4) 推進担当 (3)				△2		△2	係名変更 (各まつり、農業委員会、消費生活等) 係新設 (振興企画、定住化対策)

改 正 前	改 正 後	部長	課長	係長	係員	現業	計	備 考
福祉部(50)	福祉保健部(51)	1	4	7	39		51	1部4課7係 ・部名を変更
		0	0	0	1	0	1	
社会福祉課 (24)	社会福祉課 (15)							
生活福祉担当主幹	生活福祉係 (9)		△1				△1	主幹の廃止
	障害福祉係 (8)		1		1		2	課を新設 保健師1名増
介護福祉課 (12)	介護福祉課 (12)							・健康診査の受診は健康課で所管
健康課 (13)	健康課 (13)				1		1	1名増(管理栄養士)・(特定)健診・保健指導を所管
	健康管理係 (4)				△1		△1	1名健康管理係へ(管理栄養士)
	保健指導係 (8)							
子ども家庭部(26)	子ども家庭部(26)	1	2	5	17	1	26	1部2課5係
		0	0	0	0	0	0	
子ども育成課 (17)	子ども育成課 (16)							
保育係 (4)	保育係 (4)							
すみれ保育園 (9)	すみれ保育園 (8)				△1		△1	退職不補充
子育て支援課 (8)	子育て支援課 (9)				1		1	1名増 (1名は保健師とする。)
	子ども家庭支援センター係 (3)							

改 正 前	改 正 後	部長	課長	係長	係員	現業	計	備 考
都市建設部(43)	都市建設部(35)	1	3	8	20	3	35	1部2課8G1主幹
		0	△1	△2	△5	0	△8	
まちづくり計画課 (10)	まちづくり計画課 (9)				△1		△1	都市建設部にグループ制を導入。 グループリーダーは課長補佐及び係長、担当主査のうち1名とする。 課長は業務状況により所属職員のグループの配置を変更できる。
施設管理課 (9)	施設課 主幹 (25)				2		2	
施設工事課 (14)								
水道事務所 (9)			△1	△1	△2		△4	都からの受託水道事業の廃止による。
				△1	△4		△5	
会計管理者(参事) (5)	会計管理者(参事) (5)	1		1	3		5	1課1係1参事
		0	0	0	0	0	0	
会計課 (参事兼務)	会計課 (参事兼務)							係名の変更
監査事務局(3) — 監査係 (2)	監査事務局(3) — 監査係 (2)		1	1	1		3	1課1係
		0	0	0	0	0	0	
選管事務局(3) — 選挙係 (2)	選管事務局(3) — 選挙係 (2)		1	1	1		3	1課1係
		0	0	0	0	0	0	

改 正 前			改 正 後			部長	課長	係長	係員	現業	計	備 考
教育委員会事務局 (85)			教育委員会事務局 (82)			2	7	17	34	22	82	1部8(7)課17係1参事1主幹
教育次長			教育次長			0	0	0	-2	-1	-3	
参 事			参 事									
庶務課 (8)	庶務係	(4)	庶務課 (6)	庶務係	(3)				△1		△1	・1名減
	施設係	(3)		施設係	(2)				△1		△1	・1名減 ・学校教育施設の一定規模工事を都市建設部へ所管替え
小中学校 (6)			小中学校 (6)									
指導室(8) (参事兼務) 主幹	教職員係	(2)	指導室(8) (参事兼務) 主幹	教職員係	(2)							
	学務・指導係	(5)		学務・指導係	(5)							
学校給食課 (21)	給食第1係	(11)	学校給食課 (20)	給食第1係	(10)					△1	△1	(事務職2名、現業職8名) ・退職不補充
	給食第2係	(9)		給食第2係	(9)							(事務職1名、現業職8名)
社会教育課 (6)	社会教育係	(3)	生涯学習推進課 (8)	生涯学習推進係	(2)				△1		△1	・課名及び係名変更
	文化財係	(2)		地域教育支援係	(3)			1	2		3	・係新設 (成人式、ふっさっ子の広場、学社連携融合を所管)
スポーツ振興課 (6)	スポーツ振興係	(5)	スポーツ振興課 (5)	スポーツ振興係	(4)				△1		△1	・1名減 ・国体準備係との併任は廃止
	(中央体育館兼務)			(中央体育館兼務)								
体育館 国体準備室 (1)	中央体育館	(0)	体育館	中央体育館	(0)							
	国体準備係	(1)						△1			△1	・総務部へ所管替え
公民館 (10)	公民館係	(5)	公民館 (10)	公民館係	(5)							
	松林分館	(2)		松林分館	(2)							
	白梅分館	(2)		白梅分館	(2)							
図書館 (17)	図書館係	(8)	図書館 (17)	図書館係	(8)							
	わかぎり図書館	(2)		わかぎり図書館	(2)							
	わかたけ図書館	(2)		わかたけ図書館	(2)							
	武蔵野台図書館	(4)		武蔵野台図書館	(4)							
組織職員数計 370 (21・4・1)			組織職員数計 362 (22・4・1)			11	37	69	212	53	362	(組織定数外で重要施策推進要員4名配置予定)
増減数						△1	0	0	△4	△3	△8	

グループ制について

1 グループ制導入の理由と内容

(1) 理由

係間事務事業量の格差や繁閑期の職員配置の硬直性等、係制が抱える課題を解消し、組織の動態化と職員の協働性の確保を図ることが一義的理由であるが、福生市の固有課題として防衛補助申請等の技術継承の必要性があり、また技術系職員の育成も必要とされることから、これらの将来的課題に対し、対応を図る必要があるため。

(2) 内容

- ① 事務事業を執行する組織の基礎単位を係から課へと拡大し、課の中で機能的及び合理的な事務事業を遂行するため、原則1年を単位とするグループを編成する。実施初年度の課、グループへの配置は、職員課で行う。
- ② 課長は、職員課への届出・協議により、年度途中において、グループ員のグループ間での配置異動及びグループ定数の変更の裁量権を有する。(グループリーダーを除く。)
- ③ 従前の係長職はグループリーダーと職制名が変更となる。

なお、課を組織の基礎単位としたのは、事務事業のくくり、情報の共有範囲、OJT、勤務評定、ファイリングシステム、情報公開制度等の組織運営上の見地からである。

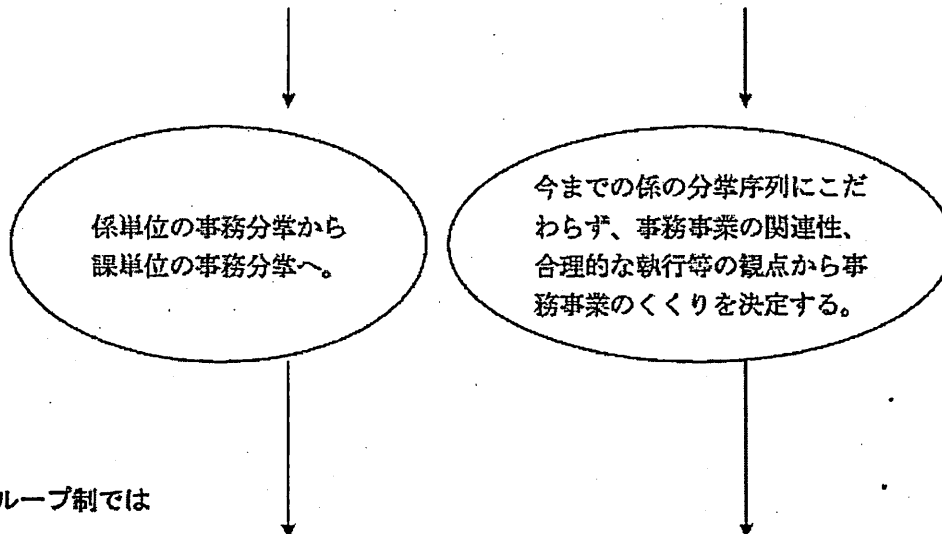
2 グループ制のメリット

- (1) 事務事業の執行に最も適した体制を柔軟にとることができ、事務配分の合理化と繁閑が調整され、職員の流動化が図られる。
- (2) 係間の壁が取払われ、複数の職員での協業体制がとれる。また、集団型の組織になるため、グループ員の協働が進み、グループ内での職務補完が期待できる。

グループのくくりと事務分掌

□係制では

課	係	事務分掌	具体的な事務事業
〇〇課	A 係	1 △△△に関すること。	a 事務事業 b 事務事業 c 事務事業
		2 ◆◆◆に関すること。	d 事務事業 e 事務事業
	B 係	1 ★★△に関すること。	f 事務事業
	C 係	1 ◎◎◎に関すること。	g 事務事業

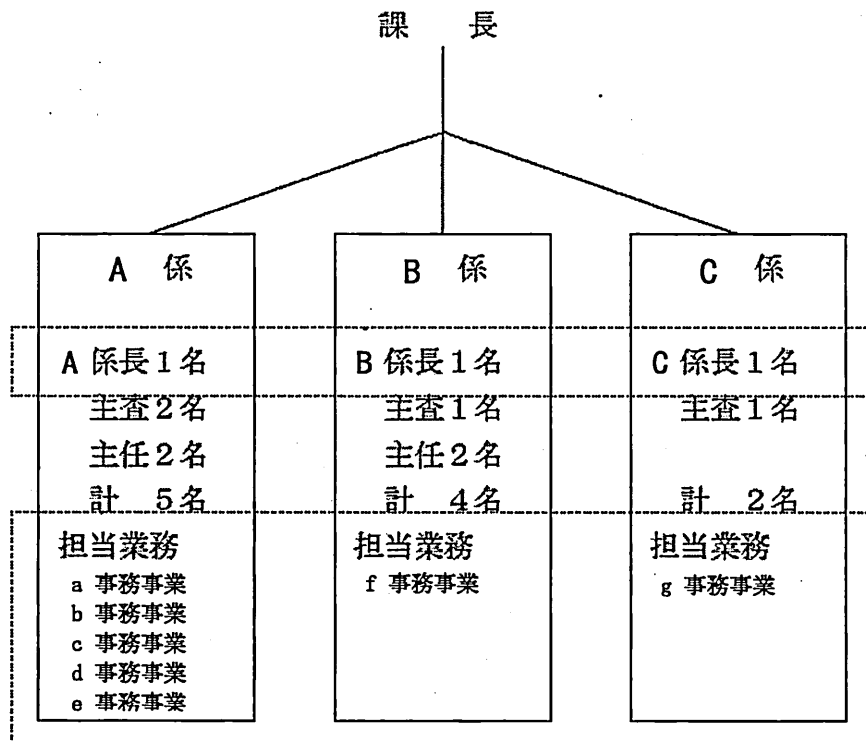


□グループ制では

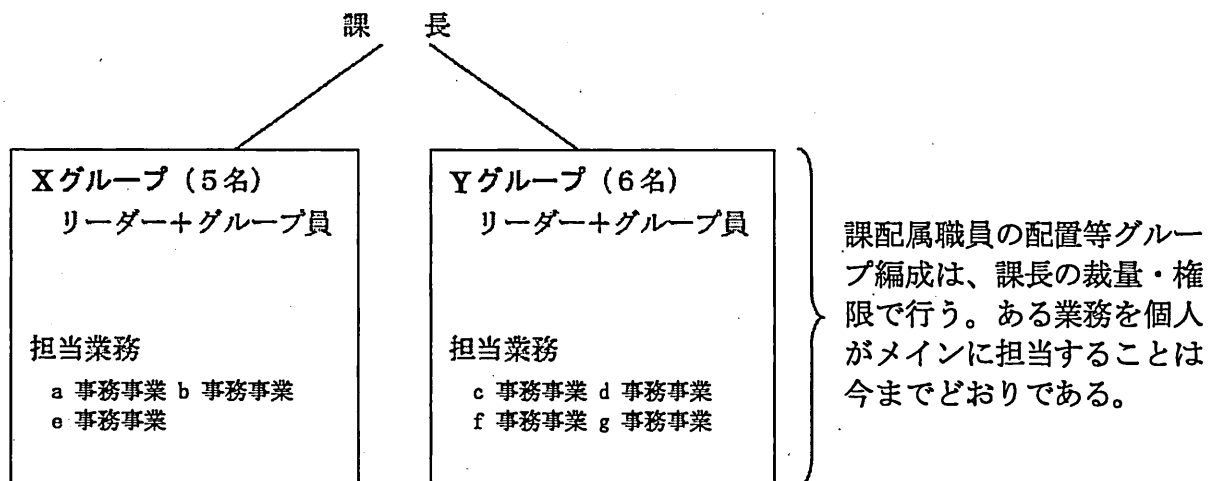
課	事務分掌	グループ	具体的な事務事業
〇〇課	1 □□□に関すること。 2 ◎◎◎に関すること。 3 ☆☆☆に関すること。	Xグループ	a 事務事業 b 事務事業 c 事務事業
		Yグループ	c 事務事業 d 事務事業 f 事務事業 g 事務事業

係制・グループ制比較組織図

□係制では



□グループ制では



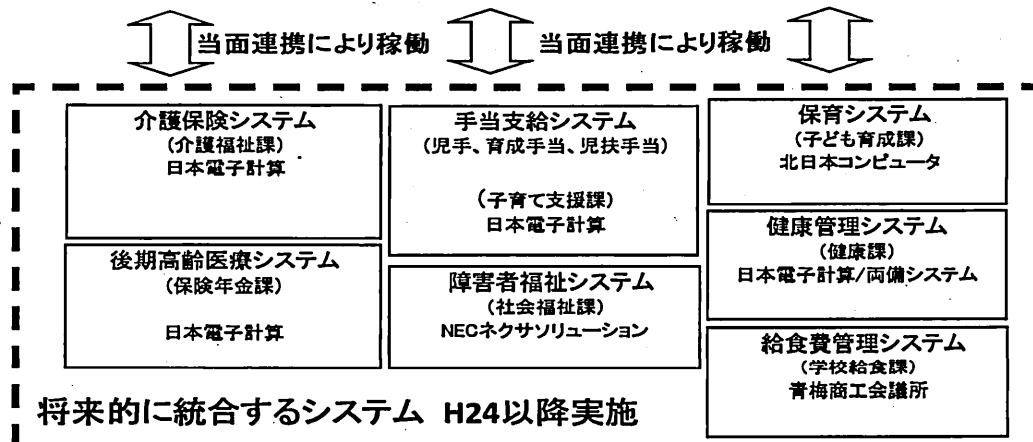
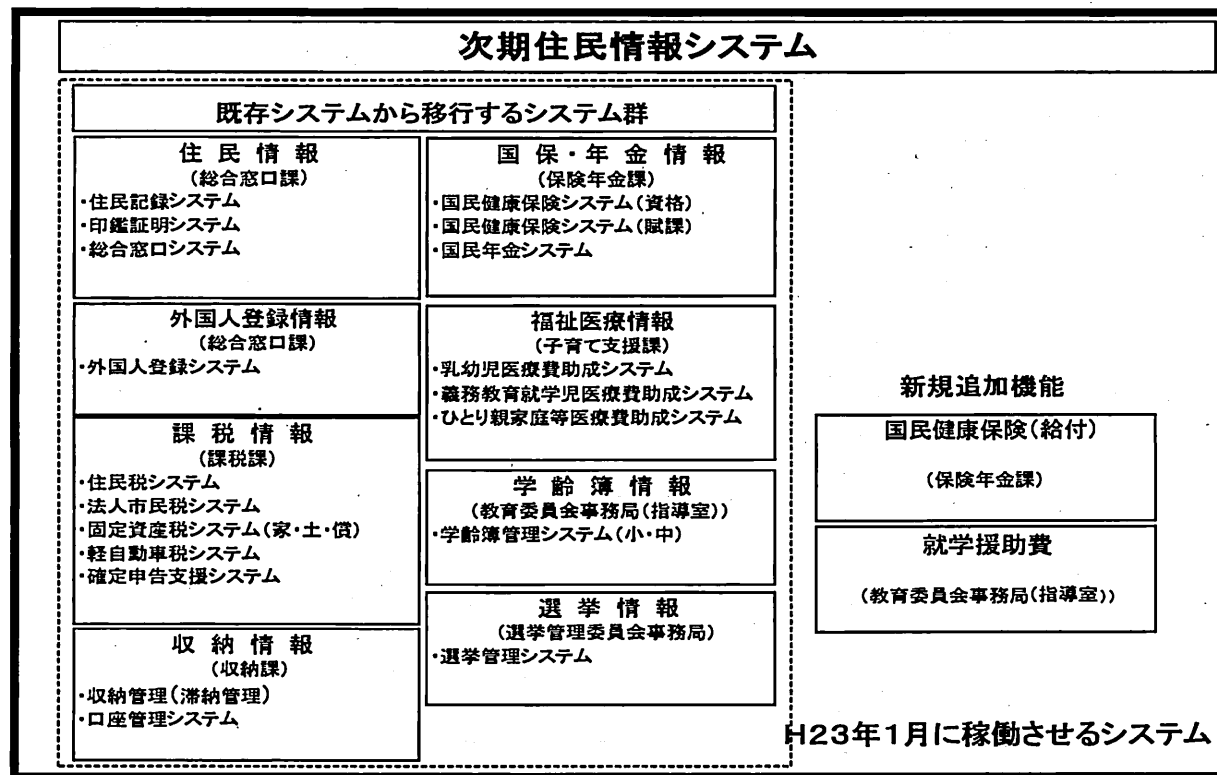
グループ制では、期間集中的な業務がある場合に課長の裁量・権限で係員を異動させることができる。

資料（議案第65号関係）

福生市特別会計条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現行	備考
福生市特別会計条例 昭和39年3月31日 条例第9号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 （1）福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計 土地区画整理事業 （2）福生市下水道事業会計 下水道事業 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例による改正前の福生市特別会計条例に基づく福生市受託水道事業会計に係る平成21年度予算の出納については、なお従前の例による。	福生市特別会計条例 昭和39年3月31日 条例第9号 <u>（設置）</u> 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号にかかげる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 （1）福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計 土地区画整理事業 （2）福生市下水道事業会計 下水道事業 <u>（3）福生市受託水道事業会計 上水道事業</u>	削除 削除 文言整理 削除 経過措置

福生市 次期住民情報システム概念図



住民情報システム更新事業者選定結果

単位：点

評価項目		配点	(株)ジーシー シー	(株)日立情報 システムズ	日本電子計算 (株)
一次	提案書評価点	250	205.2	118.6	162.1
	機能評価点	150	140.3	125.6	123.7
二次	プレゼンテーション	100	85.8	66.3	61.5
	デモンストレーション	200	182.0	143.7	136.6
価格評価点		300	250.3	2.3	219.8
合計		1,000	863.6	456.5	703.7

◎

第1位業者名 株式会社 ジーシーシー

本 社：群馬県前橋市天川大島町1,125

東京支社：東京都台東区東上野3-35-9 本池田ビル7F

今後5年間の運用費用(概算積算)

単位：千円

No.	時期	内容	ジーシーシー	日立情報	日本電子計算	
1	H21-H22	システム更新委託料 ※	62,412	127,349	54,338	
2	H22-H26	構築・運用費用	384,058	342,439	395,001	
	H22-H26	提案価格合計(税込)	446,470	469,788	449,339	新業者提案価格(5年分)
3	H22-H26	ハードウェアリース料	114,000	114,000	114,000	
4	H22	ネットワーク環境整備費用	1,500	1,500	0	
5	H21-H22	データ加工委託費用 ※	72,483	72,483	0	現行→新システム用にデータ変換
6	H24-H26	福祉系システム構築・運用費用	166,233	179,007	243,149	範囲は、別紙参照
構築～導入～福祉統合 5年間			800,686	836,778	806,488	

◎

※ 上記のうち、No.1とNo.5について、12月補正予算により、債務負担行為を設定し、平成21年度中から業務に着手する。
債務負担行為補正 住民情報システム更新事業 134,000千円 (期間：平成21年度～22年度)

指名型プロポーザル実施において設定した条件(抜粋)

- ・提案価格が「提案上限価格」(470,000千円)の範囲内であること。
- ・データセンターを所有していること。
- ・更新対象であるシステムについて、過去5年間に於いて、自主契約で、5以上の自治体に対して導入または更新実績があること。
- ・過去3年間に於いて、他社からの移行経験があること。

会社概要

株式会社 ジーシーシー

本社 群馬県前橋市天川大島町1125
東京支社 東京都台東区東上野3-35-9 本池田ビル7F

設立: 昭和40年12月 資本金: 9,000万円

従業員: 551名

最近3年間の売上高、総利益

H18	80億7,891万円	15億5,636万円
H19	76億7,616万円	16億3,342万円
H20	82億9,155万円	17億 71万円

- ・群馬県下の電子計算センターとして創立。
- ・自治体の業務システム、運用を専業とする会社。
- ・関東中心に30自治体での導入実績。都内では、墨田区、台東区、小金井市、東大和市で採用。
- ・ITコーディネータ(中小企業診断士)によれば、自治体専門業者として、最近の不況の影響を受けておらず、順調に業績を伸ばしており、技術的にも経営的にも問題のない会社である。

平成21年第4回定例会会期日程(案)

(会期18日間)

月	日	曜	種 別	内 容
12	1	火	本 会 議	} 一般質問
	2	水	本 会 議	
	3	木	本 会 議	
	4	金	本 会 議	一般質問・議案審議
	5	土	休 会	
	6	日	〃	
	7	月	〃	
	8	火	〃	建設環境委員会 A10
	9	水	〃	市民厚生委員会 A10
	10	木	〃	総務文教委員会 A10
	11	金	〃	横田基地対策特別委員会 A10 CO ₂ 削減特別委員会 P1:30
	12	土	〃	
	13	日	〃	
	14	月	〃	
	15	火	〃	
	16	水	〃	議会運営委員会 A10
	17	木	〃	
	18	金	本 会 議	審査報告

一 般 質 問

平成21年第4回福生市議会定例会

通 告 者	質 問 内 容	質問方式	時 間
1 田 村 昌 巳	1 平成22年度の予算編成に向けての基本的な考え方について (1) 歳入見込みと財源確保について (2) 歳出予算編成方針について (3) 平成22年度の重点施策について 2 平成22年度に実施される市制施行40周年記念事業について (1) 式典・映画の製作等の行事について (2) 財源確保(予算)について 3 第60回福生七夕まつりについて (1) 行事内容について (2) 財源確保(予算)について	一 括	50分
2 原 島 貞 夫	1 牛浜駅の全面改修について (1) 進捗状況について (2) 今後の見通しについて 2 米軍横田基地について (1) 基地関係予算の見通しについて (2) 航空総隊司令部の移駐に伴う工事の進捗状況について	一 括	45分
3 武 藤 政 義	1 子育て支援について (1) 子ども家庭支援センターについて (2) 児童館について (3) 公園の砂場について (4) 福生市営プールについて (5) 子育て支援カードについて	一問一答	45分
4 清 水 義 朋	1 防災について (1) 横田基地との防災協定について (2) ヘリサインの設置について (3) 職員の災害時緊急マニュアルとBCPについて 2 職員の改革改善活動について (1) 職員による業務の改革改善活動の導入について	一 括	45分
5 杉 山 行 男	1 市内緑地・公園の維持管理について (1) 大木化した樹木のある緑地・公園の維持管理はどうするか (2) 玉川上水緑地の樹木はどのように管理をしていくのか (3) みずくらいど公園の大木化した樹木はどのように管理をしていくのか 2 史跡の管理について (1) 地頭井戸整備工事の進捗状況について (2) 玉川上水開削工事跡の史跡について	一 括	50分

通 告 者	質 問 内 容	質問方式	時 間
6 乙 津 豊 彦	1 都市基盤整備について (1) 雨水対策について (2) 熊川通りの雨水対策について (3) 市道にかかる橋について 2 情緒をはぐくむ教育について (1) 最近の若者による異常な事件について (2) 小1プロブレムについて (3) スローな教育について	混 合	1 時間 1 5 分
7 増 田 俊 一	1 福生市地域防災計画の改定について (1) 平成16年策定の地域防災計画の評価について (2) 改定する目的と主な内容について (3) 改定に当たって、市民の意見を聞く機会等があるのか (4) 教育行政との連携・協力による新たな取り組みについて	一 括	4 5 分
8 串 田 金 八	1 地籍調査について (1) 全国での実施状況について (2) 今年度の進捗状況について (3) 今後の利用について 2 動植物の生態系について (1) 福生市の生態系について (2) 多摩川の生態系について (3) 福生市の今後の取り組みについて	一 括	1 時間
9 田 村 正 秋	1 南公園の改修方針について (1) 南公園改修方針の3点について (2) 市民要望について 2 健康行政について (1) 福祉部の取り組みについて (2) 教育委員会の取り組みについて 3 新型インフルエンザについて (1) 現在の状況について (2) 学校の学業と行事について (3) 入試時の対策について	一 括	1 時間
10 末 次 和 夫	1 新型インフルエンザのワクチン接種について (1) 現状と問題点について 2 小中一貫教育について (1) 教育委員会の見解は (2) 導入の問題点について (3) 今後の方向性について 3 選挙の投開票事務経費について (1) 都議会議員選挙、衆議院議員選挙について (2) 投開票事務経費の節減について	一 括	5 0 分

通 告 者	質 問 内 容	質問方式	時 間
11 原 田 剛	1 環境行政について (1) 福生市地球温暖化対策設備助成金制度について (2) 環境家計簿コンテスト・緑のカーテンコンテストについて 2 防災行政について (1) 福生市家具転倒防止器具支給事業について (2) 災害時要援護者の支援について (3) 災害時のBCPについて (4) ヘリサインについて 3 スポーツ振興について (1) 市の体育施設・学校体育施設の使用について (2) 体育施設の使用料について	混 合	1 時間 1 5 分
12 青 海 俊 伯	1 来年度予算の取り組みについて (1) 本年度の積み残し課題について (2) 来年度の予算編成に当たっての方向性について (3) 教育の現状（学力、いじめ、不登校）認識と来年度の姿勢について 2 市民の健康づくりについて (1) 健康ふっさ21の本年度の取り組みについて (2) 先進自治体の研究、調査について (3) 来年度の市民の健康づくりの具体的施策について 3 「救急医療情報キット」の取り組みについて (1) 前回の一般質問以降の市の取り組みについて (2) 具体的運用について	一問一答	1 時間 1 5 分
13 阿 南 育 子	1 障がい者就労支援について 2 ニート予防対策について 3 教育行政について (1) 教育相談体制について (2) 学校図書室の充実について	一問一答	1 時間 1 0 分
14 羽 場 茂	1 住宅政策について (1) 2世代住宅の整備について (2) 空き家・空き部屋対策について 2 公園行政について (1) 公園整備の今後の方向性について (2) 時計塔について 3 生活対策について (1) 生活困窮時の支援施策について 4 図書館行政について (1) 図書館広域提携拡大による蔵書の考え方について	一 括	4 5 分

通 告 者	質 問 内 容	質問方式	時 間
15 小 野 沢 久	1 新年度予算編成について (1) 基本方針と主な施策について (2) 財源確保と新たな歳入について (3) 事業仕分けについて (4) 横田基地の対応について 2 すみれ保育園について (1) 前回質問からの進展について (2) 公募について (3) 保育園跡地利用について 3 二酸化炭素削減対策について (1) カーボンオフセットによる緑地の確保について (2) 市営公園霊園について 4 教育行政について (1) 小1プロブレムについて (2) 体育館の指定管理等について	混 合	1 時間 3 0 分
16 大 野 悦 子	1 福祉施策について (1) 現在の福生市の敬老の祝いについて (2) 敬老フェスティバルの取り組みについて (3) 節目支給で行われている敬老祝品について、内容と市民の声は 2 シルバー人材センターでつくっているチップについて (1) この事業の今までの経過と現状について (2) 現在の利用の状況は 3 インポートフェアについて (1) 福生ならではのインポートフェア、経過と今年のまつりの印象は (2) 福生市で数あるイベントの中での位置づけは	一 括	4 0 分
17 堀 雄 一 朗	1 インフルエンザ対策について (1) 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの予防接種について (2) 接種費用と広報について 2 ヒブワクチンについて 3 市の広報活動について 4 安全安心まちづくりについて (1) スーパー防犯灯や防犯カメラ設置について (2) 通学路安全監視員の配置について	混 合	1 時間
18 奥 富 喜 一	1 米軍基地について (1) 航空総隊司令部移駐に伴う工事の進捗状況について (2) 核密約問題について (3) 横田基地を撤去した場合について (4) 事件・事故等で新たな情報はるか 2 新型インフルエンザについて (1) 福生病院等の医療機関、保健所、保健センターの医療連携の維持について (2) タミフル耐性菌、異常蔓延など寒い時期の緊急体制の検討はどこまで来ているのか	一問一答	1 時間 3 0 分

通 告 者	質 問 内 容	質問方式	時 間
18 奥 富 喜 一	(3) 高齢者健康維持・促進策での新型インフルエンザを含む経済的負担軽減策について (4) 小中学校の学級閉鎖、学校閉鎖等の現状及び、今後の対策と見通しについて 3 公共入札について 4 市内建設業者との災害時応援協定締結について 5 中小商店経営貸し渋り、貸しはがしについて 6 福祉バス及び市内循環バスについて		
19 高 橋 章 夫	1 都市整備について（福生市総合計画第3期修正基本計画） (1) みんなが安全で快適に暮らせるまちについて (2) 地区区分の考え方（熊川地区）について (3) 熊川地区の将来像について 2 防災行政について (1) ヘリサイン表示促進について (2) 家具転倒防止事業の現状について	一 括	4 5 分

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成21年12月1日第4回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
総務文教委員会	議案第64号	福生市組織条例の一部を改正する条例
	議案第67号	平成21年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）
	議案第68号	福生野球場整備工事請負契約について
建設環境委員会	議案第66号	福生市水道事務所設置条例を廃止する条例
	議案第65号	福生市特別会計条例の一部を改正する条例
	議案第67号	平成21年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）
	議案第69号	市道路線の廃止について
	陳情第21－8号	東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する陳情書
	陳情第21－10号	食料の自給力向上と、食の安全安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出を求める陳情書
市民厚生委員会	陳情第21－11号	都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対の意見書採択に関する陳情書
	議案第67号	平成21年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）
	陳情第21－9号	東京都に75歳以上の医療費の無料化を求める陳情書

